

令和 8 年 第 1 3 2 回定例会

あわらし議会会議録

令和 8 年 6 月 1 日 開 会

令和 8 年 6 月 23 日 閉 会

あわらし議会

令和8年 第132回あわらし議会定例会 会議録目次

第 1 号（6月1日）

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条により出席した者	2
事務局職員出席者	2
議長開会宣告	3
市長招集挨拶	3
開議の宣告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第3号から報告第4号の一括上程・提案理由説明	5
報告第5号から報告第6号の一括上程・提案理由説明	6
議案第47号から議案第49号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	7
議案第50号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	10
議案第51号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	10
陳情第2号の上程・委員会付託	11
散会の宣言	12
署名議員	12

第 2 号（6月11日）

議事日程	13
出席議員	14
欠席議員	14
地方自治法第121条により出席した者	14
事務局職員出席者	14
開議の宣告	15
会議録署名議員の指名	15
一般質問	15
見 澤 勇 三 君	15
一般質問	22
青 柳 篤 始 君	22
一般質問	32
堀 田 あけみ 君	32

一般質問	44
野 沢 裕 希 君	44
一般質問	49
家 上 雅 之 君	49
一般質問	55
中 嶋 瑞 希 君	55
延会の宣言	62
署名議員	62

第 3 号（6月12日）

議事日程	63
出席議員	64
欠席議員	64
地方自治法第121条により出席した者	64
事務局職員出席者	64
開議の宣告	65
会議録署名議員の指名	65
一般質問	65
中垣内 えり香 君	65
一般質問	72
南 良 一 君	72
一般質問	85
島 田 俊 哉 君	85
一般質問	94
関 山 耕 人 君	94
散会の宣言	98
署名議員	98

第 4 号（6月23日）

議事日程	99
出席議員	100
欠席議員	100
地方自治法第121条により出席した者	100
事務局職員出席者	100
開議の宣告	101
会議録署名議員の指名	101
議案第47号から議案第49号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	101
議案第50号から陳情第2号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	105

発議第 1 号の趣旨説明・質疑・討論・採決	107
報告第 7 号の専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	108
議案第 5 2 号の上程・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決	108
議案第 5 3 号の上程・提案理由説明・委員長報告・質疑・討論・採決	110
議員派遣の件	111
閉議の宣告	111
市長閉会挨拶	111
議長閉会挨拶	112
閉会の宣告	112
署名議員	113

第 1 3 2 回あわらし議会定例会議事日程

第 1 日

令和 8 年 6 月 1 日（月）

午前 9 時 30 分開議

1 開会の宣告

1 市長招集あいさつ

1 開議の宣告

1 諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 3 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

日程第 4 報告第 4 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

日程第 5 報告第 5 号 令和 7 年度あわらし市一般会計繰越明許費計算書の報告について

日程第 6 報告第 6 号 令和 7 年度あわらし市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費
繰越計算書の報告について

日程第 7 議案第 4 7 号 令和 8 年度あわらし市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 4 8 号 令和 8 年度あわらし市水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 4 9 号 令和 8 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 0 議案第 5 0 号 あわらし市文化会館条例を廃止する条例の制定について

日程第 1 1 議案第 5 1 号 財産の取得について

日程第 1 2 陳情第 2 号 食料・農業・地域政策の推進に向けた陳情

（散 会）

出席議員（15名）

1 番	中 嶋 瑞 希	2 番	関 山 耕 人
3 番	中垣内 えり香	4 番	野 沢 裕 希
5 番	家 上 雅 之	6 番	南 良 一
7 番	見 澤 勇 三	8 番	三 上 寛 了
9 番	青 柳 篤 始	10 番	島 田 俊 哉
12 番	堀 田 あけみ	13 番	室 谷 陽一郎
14 番	笹 原 幸 信	15 番	北 島 登
16 番	卯 目 ひろみ		

欠席議員（1名）

11 番 北 浦 博 憲

地方自治法第121条により出席した者

市 長	森 之嗣	副 市 長	前 川 嘉 宏
教 育 長	甲 斐 和 浩	総 務 部 長	渡 邊 清 宏
総 務 部 理 事	浅 田 政 幸	創造戦略部長	山 本 紹 央
市民生活部長	江 川 嘉 康	健康福祉部長	中 道 佐和子
経済産業部長	中 辻 雅 浩	土 木 部 長	大 味 雅 彦
土木部 理 事	山 本 学	教 育 部 長	山 下 綱 章
教 育 理 事	堀 江 紀 幸	会 計 管 理 者	早 見 孝 枝
監査委員事務局長	常 廣 由 美	芦原上水道財産区次長	山 岸 勝 統

事務局職員出席者

事 務 局 長	東 俊 行	事務局長補佐	下 村 純 子
主 査	阪 本 徳 哉		

◎議長開会宣告

○議長（室谷陽一郎君） ただいまから、第132回あわら市議会定例会を開会いたします。

（午前9時28分）

◎市長招集挨拶

○議長（室谷陽一郎君） 開会にあたり、市長より招集挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 本日ここに、第132回あわら市議会定例会が開会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙中にも関わらず、本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、非常に暑い日が続いておりますが、これから本格的な梅雨、そして台風シーズンを迎えます。水害をはじめとした災害に対する警戒が必要な季節となりました。

去る5月27日には、福井県や自衛隊、福井地方気象台の協力のもと、あわら市風水害対策図上訓練を実施いたしました。

本市としては、昨年に引き続き2回目の本格的な図上訓練であり、今回は、大雨による土砂災害や洪水発生の恐れを想定し、5月28日から運用された新たな防災気象情報に応じた庁内体制の確立、情報収集・伝達、避難情報の発令、災害対策本部の運営など、風水害時に求められる一連の流れを実践形式で確認することができました。

今後も定期的に訓練を重ね、頻発・激甚化する様々な自然災害に備え、発災時に迅速かつ的確に対応できる体制を整えてまいります。

次に、市政諸般のご報告を申し上げます。

まず、第3次あわら市総合振興計画を策定いたしました。

総合振興計画は、本市のまちづくりの基本的な方向性を示す最も重要な計画であり、今後10年間の市政運営の基本となるものです。

今回は基本理念を明日への挑戦未来をきりひらくまちずっと住み続けたいあわらを目指してと定め、人口減少や社会環境の変化を見据え、将来に向けた持続可能なまちづくりを進めていくこととしております。

策定に当たりましては、市民アンケートやワークショップ、審議会での議論などを通じ、議員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様からご意見をいただきました。

計画を作って終わりにするのではなく、毎年度、行政評価等で施策の進捗を確認し、必要な見直しを行うなど、実効性を高める取組を重視してまいります。

令和7年あわら市観光白書について申し上げます。

令和7年1月から12月までの1年間に本市を訪れた観光客数は206万3,700人で、前年と比較し3.1%の減少となりました。

一方で、外国人宿泊者数は前年を上回り、とりわけ欧米からの来訪が増加するなど、本市の認知が着実に向上しているものと評価しております。

全体的には、前年をやや下回る結果となりましたが、新幹線開業前と比較すると依然として高い水準を維持しており、開業効果が継続している一年であったと受け止めております。

今後は、この新幹線開業効果を一過性のものとすることなく、持続的な成長へとつなげるため、引き続き総合的な観光施策に取り組んでまいります。

ワールドマスタースゲームズ2027関西について申し上げます。

去る4月28日にワールドマスタースゲームズ2027関西あわら市実行委員会を設立いたしました。

本市では、令和9年5月20日から23日までの4日間、カヌーポロ競技を開催いたします。

大会の円滑な運営と受入環境の整備に向け、関係団体と連携しながら機運醸成と環境整備を着実に進めてまいります。

トリムマラソンについて申し上げます。

去る5月17日に開催した第23回トリムマラソンには、全国から1,730人のランナーが参加し、新緑の風薫る市街地を駆け抜けました。

今回は、危機管理課が導入した車両一体型給水タンク車を使用し、芦原温泉上水道財産区の水を会場内で提供したほか、イコッサ前において昨年好評だったあわら温泉女将の会による水かけサービスを行いました。

議員各位におかれましても、多数ご出席いただき、ありがとうございました。

また、大会の運営にご協力いただいた、関係機関をはじめ、市内中高生のボランティアなど、多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会では、報告事項4件のほか、令和8年度補正予算に関するものなど、計5議案の審議をお願いするものであります。

各議案等の内容につきましては、後ほど説明しますので、慎重なご審議のうえ、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（室谷陽一郎君） 本日の出席議員数は、15名であります。11番北浦博憲君は欠席の届出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（室谷陽一郎君） 諸般の報告を行います。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 事務局長。

○事務局長（東 俊行君） 諸般の報告をいたします。

本定例会までに受理しました請願等につきましては、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおりでございます。

次に、本定例会に市長より提出されました付議事件は、報告4件、議案5件でございます。

次に本定例会の説明出席者は、市長以下16名でございます。なお本日、上水道財産区高橋管理者にかわり、山岸次長が出席しております。

以上でございます。

○議長（室谷陽一郎君） 次に、一部事務組合議会等の報告につきましては、お手元に配布の報告書のとおりであります。

○議長（室谷陽一郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（室谷陽一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番、笹原幸信君、15番、北島 登君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（室谷陽一郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの23日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より6月23日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

◎議案第3号から議案第4号の一括上程・提案理由説明

○議長（室谷陽一郎君） 日程第3、報告第3号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第4、報告第4号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）以上の報告2件を一括議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました、報告第3号及び報告第4号「専決処分の報告について」、ご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、令和7年11月6日に、市道御簾尾・中川線を走行していた自転車が、路面の砂利を避けるため、土砂が堆積する箇所を走行したところ、スリップして転倒したことにより、全身に擦り傷を負い自転車及びヘルメット等を破損させました。

本件に係る損害賠償の額を定めることについて、4月14日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、報告第4号につきましては、本年1月13日に、公用車でT字交差点を直進中、相手車両が交差点に進入して公用車側面に衝突し、双方の車体が破損しました。

本件に係る損害賠償の額を定めることについて、4月21日付けで専決処分を行ったものであります。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項に基づく議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 報告第3号及び報告第4号は、これをもって終結いたします。

◎議案第5号から議案第6号の報告について

○議長（室谷陽一郎君） 日程第5、報告第5号、令和7年度あわら市一般会計繰越明許費計算書の報告について、日程第6、報告第6号、令和7年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上の報告2件を一括議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました、報告第5号「令和7年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」及び、報告第6号「令和7年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の提案理由を申し上げます。

報告第5号につきましては、一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、総務費2億6,098万7,340円、民生費2,648万8千円、農林水産業費1億2,118万7千円、商工費0円、土木費2億20万2,229円、消防費2,160万円、教育費1億8,018万3千円、以上の合計8億1,064万7,569円を令和8年度への繰越額として決定したものであります。

次に、報告第6号につきましては、公共用地先行取得事業特別会計において、3,550万3,010円を令和8年度への繰越額として決定したものであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 報告第5号及び第6号は、これをもって終結いたします。

◎議案第４７号から議案第４９号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（室谷陽一郎君） 日程第７、議案第４７号、令和８年度あわら市一般会計補正予算（第１号）、日程第８、議案第４８号、令和８年度あわら市水道事業会計補正予算（第１号）、日程第９、議案第４９号、令和８年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第１号）以上、議案３件を一括議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました、議案第４７号「令和８年度あわら市一般会計補正予算（第１号）」から議案第４９号「令和８年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第１号）」について、提案理由を申し上げます。

議案第４７号「令和８年度あわら市一般会計補正予算（第１号）」につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ５億３，０２８万２千円を追加し、予算の総額を２０３億６，０２８万２千円とするものであります。

令和８年度当初予算につきましては、「骨格予算」としていたことから、今回の補正予算は「肉付予算」として編成いたしました。

人口減少や物価高騰などの社会情勢に対応するとともに、多様な地域課題への的確な取り組みや持続可能な行政サービスの提供を行うため、「子どもから高齢者まで住み続けたいくなるまちづくり」、「魅力と活力にあふれるまちづくり」、「安全・安心の持続可能なまちづくり」、「新幹線効果を持続させるまちづくり」以上４つのテーマに基づき、市民が豊かに暮らせるまちづくりを着実に進めていくための政策的な予算を計上しております。

それでは、歳出の主なものからご説明いたします。

総務費では、財産管理費で、非常用発電機更新事業２億１，５２０万円を計上しております。民生費では、地域支援事業費で、高齢者補聴器購入費助成事業５０万円を、こども園費で、市立認定こども園主食提供関連経費１４３万３千円を計上しております。農林水産業費では、農業振興費で、夢あるふくい園芸タウン拡大事業補助金２，３５２万３千円を計上しております。商工費では、観光費で、観光まちづくり推進事業２，７４８万円を、多様な宿泊施設整備支援事業補助金７，０００万円を計上しております。消防費では、災害対策費で、防災行政無線更新実施設計委託料１，２００万円を計上しております。教育費では、文化会館費で、文化会館解体事業２億７，３９０万円を、郷土歴史資料館費で吉崎御坊跡調査委員謝礼２４万９千円を、体育振興費でカヌーポロ競技場観覧席整備工事１，１３０万円を計上しております。

続きまして、歳入の主なものについて申し上げます。国庫支出金では、総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金４，１７７万２千円を計上し

ております。

県支出金では、農林水産業費県補助金で、ふくいのスマート農業加速化事業補助金4,887万7千円を計上しております。繰入金では、ふるさとあわらサポート基金繰入金を320万円減額しております。繰越金では、前年度繰越金1,623万1千円を計上しております。市債では、教育費で、文化会館解体事業2億4,650万円を計上しております。

議案第48号「令和8年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、資本的支出の建設改良費で、配水管布設替工事440万円を追加しております。

議案第49号「令和8年度芦原温泉上水道 財産区水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的支出で、取水及び送水に要する経費181万9千円を減額しております。以上、3議案につきまして、ご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 10番、島田俊哉君。

○10番（島田俊哉君） 議長のお許しをいただきましたので、議案47令和8年度一般会計補正予算第1号いわゆる6月補正について総括質疑をさせていただきたいと思います。先ほど、市長の提案理由にもございましたけれども、令和8年度当初予算は、市長選挙を踏まえた骨格予算でございました。

そして、今回の6月補正予算は、森市長2期目の政策を具体化する肉付けの予算であります。

補正額は5億3,028万2千円でございます。子育て、高齢者支援、教育DX、移住定住、農業振興、防災、観光まちづくり、宿泊施設整備支援など、幅広い分野に政策的な事業が計上されています。

特に、高齢者補聴器購入費助成、市立認定こども園の主食提供、生成AIパイロット校事業、防災行政無線更新、非常用発電機の更新、多様な宿泊施設整備支援、湯のまち広場等の観光まちづくり推進事業などは、森市長が2期目に掲げる公約と関係の深い事業であると考えます。

一方で、財源がいくらでもあればいいのですけれども、限られた財源の中でどの施策を優先し、どのような効果を見込んで予算化したのかという視点は、市民にとっても関心の高い重要な事項でございます。

そこで森市長に伺います。

今回の6月補正予算を、森市長2期目、いわば森あわら市政2.0の実質的なスタート予算として、どのような基本方針に基づいて編成されたのか。

また、市長公約の実現に向け、今回の補正予算では、どの分野を特に重点化し、どのような考え方で優先順位をつけたのか。

さらに、この予算を通じて、市民に対して、森市長2期目のどのような方向性、また、どのようなあわら市まちづくりの姿を示そうとしているのか、市長にお伺いします。なお、先ほどの提案理由で、細かくご説明いただいたんですけど、これ見てる人もあれなんですけど、私、そのの提案理由がどんな文言でおっしゃるのか分からずにこの総括質疑の通告っていうのをだいぶ前にさせてもらってるんで、またなんべんも言わなあかんのかと怒られるかも分かりませんがよろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ご質問にお答えします。令和8年度の当初予算は、足踏みが許されない喫緊の課題を解決するために必要な事業について、子どもから高齢者まで住み続けたいとなるまちづくり、魅力と活力にあふれるまちづくり、安全安心の持続可能なまちづくり、新幹線効果を持続させるまちづくりの4つの項目に重点を置き、予算編成を行ったところでございます。今回の補正予算は、これまでの取り組みを着実に前進させるとともに、当初予算で示したまちづくりに関する4つの重点項目をさらに進化させ、市民が豊かに暮らせるまちづくりを的確に進めていくことを基本方針として訂正をいたしました。具体的には、高齢者の補聴器導入補助や、私立認定こども園の主食の提供など、人口減少が進む中、すべての市民が安心して住み続けたいとなるまちづくりを進めるための予算を計上するほか、防災行政無線や非常用発電機の更新など、災害に備えた安全安心なまちづくりにも力を入れ、誰一人取り残さないあわら市を実現するための予算を計上いたしました。

また、北陸新幹線開業効果をさらなる誘客の飛躍につなげるべく、芦原温泉街再整備基本計画に基づくあわら湯のまち広場の再整備や、吉崎御坊の発掘調査に向けた委員会の設置費用など、活力あるまちづくりを着実に進めるための予算について、重点的に計上したところでございます。

これらの予算については、喫緊性、将来への波及効果、市民生活への影響度の観点から、総合的に優先順位を判断し、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるよう配慮したものであります。私が2期目の市政運営を担わせていただくことにあたり、基本的な方向性として、1期目のまちづくりの成果を土台としながら、私がこれまで掲げてきた、つながるあわらを実現するため、市民と市民が、人と人が、地域と地域がつながる力のさらなる強化を目指すとともに、引き続き市民と現場の声を大切に、風通しがよく、公平公正で開かれた市勢を目指していきたいと考えております。

市民が豊かに暮らせる未来に向けて、誇りあるまちづくりを全力で進めてまいりたい、考えておりますのでどうか議員各位のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 10番、島田 俊哉君。

○10番（島田 俊哉君） 森市長から森市政2期目の方向性について熱いご答弁をいただきました。ありがとうございました。今回の補正予算は2期目の実質的なスタート予算であり、市民の暮らしを支え、地域の活力を高めるための重要な予算であると受け止めております。ぜひ、市長の公約が市民に実感できる成果として現れるよう各事業を着実に進めていきたい、というふうに思います。私も議会の立場から、必要な提案と確認を行いながら、よりよいあわら市づくりに力を尽くしてまいりたいと考えております。以上で私の総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（室谷陽一郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） ないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっています議案第47号から議案第49号までの3議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託いたします。

◎議案第50号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

○議長（室谷陽一郎君） 日程第10、議案第50号あわら市文化会館条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました、議案第50号あわら市文化会館条例を廃止する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、あわら市文化会館を廃止するため、条例を廃止するものであります。

以上、ご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっています議案第50号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、産業建設教育常任委員会に付託します。

◎議案第51号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（室谷陽一郎君） 日程第11、議案第51号 財産の取得についてを議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第51号財産の取得についての提

案理由を申し上げます。

児童・生徒用タブレット端末及び周辺機器の購入について、3月27日に福井県学校教育DX推進協議会から「三谷商事株式会社」が契約候補者となる旨の決定を受け、その結果、同社と5月20日に仮契約を締結したところであります。

つきましては、当該事業者と本契約を締結いたしたく、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっています、議案第51号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより討論、採決に入ります

○議長（室谷陽一郎君） 議案第51号財産の取得について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第51号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎陳情第2号の上程・委員会付託

○議長（室谷陽一郎君） 日程第12、陳情第2号食料・農業・地域政策の推進に向けた陳情を議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっています陳情第2号につきましては、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、産業建設教育常任委員会に付託します。

◎散会の宣言

○議長（室谷陽一郎君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、6月11日は午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

（午前10時01分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員

第132回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

令和8年6月11日（木）

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

（延 会）

出席議員（１５名）

１番	中嶋瑞希	２番	関山耕人
３番	中垣内えり香	４番	野沢裕希
５番	家上雅之	６番	南良一
７番	見澤勇三	８番	三上寛了
９番	青柳篤始	１０番	島田俊哉
１２番	堀田あけみ	１３番	室谷陽一郎
１４番	笹原幸信	１５番	北島登
１６番	卯目ひろみ		

欠席議員（１名）

１１番 北浦博憲

地方自治法第１２１条により出席した者

市 長	森之嗣	副 市 長	前川嘉宏
教 育 長	甲斐和浩	総 務 部 長	渡邊清宏
総 務 部 理 事	浅田政幸	創造戦略部長	山本紹央
市民生活部長	江川嘉康	健康福祉部長	中道佐和子
経済産業部長	中辻雅浩	土 木 部 長	大味雅彦
土木部理事	山本学	教 育 部 長	山下綱章
教 育 理 事	堀江紀幸	会 計 管 理 者	早見孝枝
芦原上水道財産区次長	山岸勝統		

事務局職員出席者

事 務 局 長	東俊行	事務局長補佐	下村純子
主 査	阪本徳哉		

◎開議の宣告

○議長（室谷陽一郎君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 本日の出席議員数は、15名であります。11番北浦博憲君は欠席の届出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室谷陽一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番、笹原幸信君、15番、北島登君の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（室谷陽一郎君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇見澤勇三君

○議長（室谷陽一郎君） 通告順に従い、7番、見澤勇三君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 7番、見澤勇三君。

○7番（見澤勇三君） 公明党の見澤です。よろしくお願いいたします。おはようございます。本日の一般質問では、発達に特性のある子どもたちへの支援と、5歳児健診について、取り上げさせていただきます。このテーマを取り上げようと思ったきっかけなんですけれども、子育て世代のお母さんから相談を受けました。その方は、2歳のお子さんの言葉の発達、あと4歳のお子さんの落ち着きのなさについて悩んでおられました。ご両親から離れて、夫婦2人で子育てしていることということもあり、このままで大丈夫だろうか。将来どうなるのかなというふうな心配をされておられました。私の世代には、現在のように、発達障害というような言葉は、広く知られていたわけではありません。そのため、子どもの成長には、個人差があるので、心配しなくてもいいんじゃないですか。っていうような声をかけました。しかし、お話を聞く中で、保護者の方にとっては、日々の小さなことでも、その積み重ねが大きな悩みとなっていることを改めて感じました。その後、5歳児健診の話を聞き、発達面についても、専門的な視点から支援につながっていることを知りました。今回の質問を通して、1人で悩みを抱えずに不安を感じたときに、気軽に相談でき、寄り添ってくれる場所や、支援体制が身近にあることを知っていただきたいと思います。保護者の皆様が、安心して、子育てできる環境づくりにつながることを願い、質問させていただきます。それでは、始めます。

近年、発達障害に対する理解は、社会全体で少しずつ広がってきております。し

かし、日常生活や集団生活の中で、配慮やサポートを必要としている子どもたちや、不安を抱えながら、子育てをされている保護者の方々は、現状もなお、少なくない状況ではないでしょうか。特性の中には、気持ちの切り替えに時間がかかる。音やにおいなどの刺激に敏感である。人との関わり方に難しさを感じる。あるいは、1つのことに強く集中するなど、その現れ方はさまざまです。また、授業中に席を離れてしまう。友達との関係でトラブルが生じてしまう、といった行動として現れることもあります。こうした特性が十分に理解されず、適切な支援につながらないまま、時間が経過すると、子ども本人の困り感が大きくなり、家庭内での不安や、混乱につながる可能性も懸念されます。一方で、周囲が子どもの特性を理解し、環境面での工夫や支援を行うことで、その子どもが持つ力を十分に発揮することができるといわれています。そのため、早期の気づきと適切な支援につなげていくことが大切であると考えます。発達特性に早い段階で気づき、適切な支援につなげることができれば、子ども自身の成長を支え、将来の社会生活への対応にもつながるのではないのでしょうか。また、保護者の不安の軽減にも、大きく寄与するものと考えます。そこで、いくつかのお尋ねをいたします。初めに、発達に関する相談についてですが、保護者が安心して思いを伝えられる環境づくりと、気持ちに寄り添った丁寧な支援が大切であると考えます。そこで、市としては、発達に不安を抱える保護者に対して、どのような相談対応を行っているのでしょうか。併せて、相談内容の状況や傾向をどのように把握し、必要な支援へどのようにつなげておられるのか、お伺いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道 佐和子君） 発達に不安を抱える保護者の相談は、母子保健業務を担う市のこども家庭センターこあらっこを窓口に行っています。こどもの発達につきましては、各々の月齢や年齢に応じた健康診査があり、出生後は1か月児、4か月児、9～10か月児は医療機関での個別健診、1歳6か月児と3歳児は、保健センターでの集団健診を実施しています。これらの健診では、発育や心身の発達の状況を確認し、保護者からの相談に応じています。また、身近な相談窓口として、子育て支援センターやこども園、学校などもあり、関係機関が連携し、必要な支援を行っています。

そのほか、24時間オンラインで小児科医等の専門職に相談ができるサービスも導入しており、安心して相談できる体制を整えています。次に、相談の状況としましては、令和7年度の件数は延べ561件で、言語面や情緒面など発達に関する内容が約7割を占めています。相談後は必要に応じて、経過観察や専門医療機関への紹介、受診状況の確認、発達相談会の案内をするなど、フォローを行っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 7番、見澤勇三君。

○7番（見澤勇三君） はい、再質問になりますけれど、窓口の充実や、関係機関との連

携も、しっかりと取り組んでおられることは、理解いたしました。一方で、発達に関する悩みは、保護者の方にとっては、周囲に相談しづらく、1人で悩みを抱え込んでしまう場合も少なくありません。そのような中、24時間、オンライン相談は、保護者が安心して相談できる環境の1つとしての役割を果たしているものと考えます。市としてはオンライン相談に対して、どのような効果を感じておられるのでしょうか。また、相談の利用件数はどの程度あり、そのうち発達に関する相談はどの程度を占めているのかをお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） 24時間オンライン相談につきましては、令和5年11月から試行的に運用し、令和6年6月から本格的に運用してきております。利用件数につきましては、令和7年度は544件で、前年度と比較して、75件増加しております。利用者には、利用直後にアンケートを実施しており、回答した人のほとんどがまた利用したいと答えており、一定の効果はあると考えています。また、このオンライン相談では、利用者の約8割が、出産後から2歳ぐらいまでの子育て中の方であり、授乳相談や、乳児の皮膚トラブルなどの日常の育児に関する内容が多く占められている状況です。そのため、発達に関する相談は、全体の2%程度となっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 7番、見澤勇三君。

○7番（見澤勇三君） 時間や場所を選ばず、相談できるオンラインの仕組みは、子育て世代の生活スタイルに合った取り組みであり、利用件数も増加しています。今後、必要なときに、誰もが気軽に利用できる相談体制の充実につながることを期待しております。それでは、次の質問に移ります。こども園における日々の見守りの中で、子どもの発達の特性や、困りごとに気づくケースが多いと伺っております。本市においては、保育カウンセラーなど、専門的立場の方が関わる体制も整えられていると思いますが、その後のフォローアップ体制は、どのように行われているのでしょうか。お伺いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） 就学前のこどもにつきましては、おおむねこども園に通っていることも踏まえまして、市内全こども園に4名の保育カウンセラーが定期的に巡回訪問を行っています。この保育カウンセラーは、就学前のこどもの発達に関する専門的な知識や経験を有しており、発達障害を含めた気になる子の行動特性、発達状況等について把握し、保育教諭や保護者に対して助言や相談を行っています。

さらに必要に応じまして、医療機関や市担当課等の関係機関との調整も行い、連携してフォローアップ体制をとっています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 7番、見澤勇三君。

○7番(見澤勇三君) こども園と保育カウンセラーが連携し、継続的にサポートしていることは理解いたしました。こうした支援をより効果的なものとするために、保護者の理解のもと、医療相談につながるための支援も大切になってきます。そこで伺いたいします。本市では、必要に応じて医療機関へつなぐ対応も行われていると考えております。しかしながら、保護者の中には、不安を抱え、支援機関や医療機関につながるまでに、時間を要する場合もあるのではないのでしょうか。こうした中、保護者の皆様が安心して、医療相談につながるができるよう、丁寧な説明や、段階的な案内を行うなど、必要な支援へつながっていくことが大切であると考えますが、本市はどのように対応されているのでしょうか。伺いたいします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) ただいまのご質問にお答えします。医療機関や市担当課等の関係機関につなぐ際には、保護者と面談を重ねて保護者やこどもに寄り添った対応を行っています。中には、医療機関に受診することに対して、不安や葛藤などから躊躇される方もおられ、時間がかかる場合もあります。そのような場合にも急がせずに、保護者が納得されるタイミングで受診できるよう関係機関による見守りや支援を行っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 7番、見澤勇三君。

○7番(見澤勇三君) 気持ちに寄り添いながら、支援につなげていくことが大切であるとのことでした。子どもたちが地域の中で安心して過ごし、子ども園や学校での集団生活を通じて、社会性を育てていただきたいと思います。そうした成長を支えるうえで、領域の役割も十分であると考えます。そこで、各事業所の状況についてお尋ねいたします。現在、児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所は何か所あり、利用している児童生徒は、どの程度いらっしゃるのでしょうか。併せて、各事業所の支援内容や役割についてもお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) ただいまの質問ですけれども、本市には、児童発達支援事業所は2か所、放課後等デイサービス事業所は4か所あり、令和7年度の実利用者数は、児童発達支援が24人、放課後等デイサービスが98人となっています。

また、児童発達支援の支援内容は、障害のある未就学児を対象に、日常生活の基本的な動作や集団生活への適応訓練を行うものであり、放課後等デイサービスは、就学している障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中にコミュニケーション能力を中心とした社会性向上のための訓練を行うものです。

いずれも地域の子どもの発達や成長を切れ目なく支える重要な役割を担っており

ます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 7番、見澤勇三君。

○7番（見澤勇三君） 各事業所の皆様には、日頃から子どもたち、一人一人に寄り添い、支援いただいていることに感謝いたします。また、事業内容も理解できました。そこで、再質問させていただきます。発達に関する相談や支援ニーズが増加している中、現在の受け入れ体制は十分に確保されているのでしょうか。また、支援の質を維持向上していくうえで、専門人材の確保や育成について、課題はないのでしょうか。市の認識をお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） サービスの利用にあたりましては、調整などは必要としておりますが、空きを待っているケースはないことを確認しており、現時点では、受け入れ体制は確保されているものと認識しております。また、児童発達に関わる分野では、専門性の高い知識や経験が求められる一方で、人材の確保が容易ではない状況にあり、専門人材の確保や育成は重要な課題として捉えております。そのため、坂井地区障害児・者総合支援協議会におきまして、児童支援部会の中で、坂井地区における課題や情報共有、解決に向けた協議を行っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 7番、見澤勇三君。

○7番（見澤勇三君） 現在、受け入れ体制が確保されており、専門人材の確保、育成に向けて、関係機関が連携しながら、課題解決に取り組まれているとのことでした。引き続き将来を見据えた体制整備をお願いしたいと思います。次に、学校生活や学習面で、一人一人に応じた支援が必要な子どもへの学習支援について、本市として、どのような取り組みを進めているのか、お尋ねいたします。学校生活の中で、配慮や支援が必要となった場合の対応として、教育相談体制を基盤とした支援や、通級指導教室などの体制は、どのように整備されているのでしょうか。乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援体制を構築していくことが重要であると考えますが、こうした継続的な支援体制について、どのように取り組んでおられるのかお聞かせください。また、これまでの取り組みの中で見えてきた課題や成果、今後、検討すべきことがございましたら、併せてお伺いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） まず学校生活における支援体制の現状と乳幼児期から学齢期までの継続的な支援体制についてお答えをさせていただきます。

本市では、現在、子どもたちを学校全体で支えるチーム学校としての学校運営を推進しており、チームの一員として、すべての小中学校にスクールカウンセラーが配置されております。教職員やスクールカウンセラーが一丸となり、子どもや保護

者が抱える不安や悩みの把握に努めているところでございます。

把握した不安や悩みが障害に起因すると考えられる場合には、一人一人の特性、そして教育的ニーズに応じた合理的配慮や学びの場を検討し、関係機関に繋ぐなどの対応も含め、状況の改善に努めております。

学びの場の一つである通級指導教室は、市内すべての小中学校に開設されており、子どもたちの特性に応じた支援を行っております。

また、乳幼児期から学齢期までの継続的な支援体制につきましては、教育委員会内に配置した特別支援教育指導員が、各こども園や学校を訪問しており、特性を持つ子どもたちの状態を把握し、円滑な支援の移行について専門的な立場から助言を行っているところでございます。

就学進学時に引継ぎが必要な児童生徒につきましては、保護者やこども園、学校などの関係機関が参加する移行支援会議を2月から3月にかけて開催し、学校生活における必要な支援について、丁寧な引継ぎや共通理解を図っております。

なお、障害に伴う文字の読み書きに困難さを抱える子どもたちに対する支援策の一つとして、一人一台のタブレット端末を積極的に活用しております。音声による読み上げや文字の拡大など、ICT機器を用いた合理的配慮により、子どもたちの不安や悩みの解消に役立っていると考えております。

入学前の段階から、気になる子どもや不安を抱える保護者の気持ちに寄り添ったサポートを行うことで、早い段階から学習等の支援を始められていることができていますが、これまでの取組の成果だと考えております。

きめ細やかなサポートにより現在の支援体制は充実したレベルで確立されていると考えておりますので、今後も現在の体制を維持しつつ、すべての子どもたちが共に学びあい、誰一人取り残さない教育を進めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 7番、見澤勇三君。

○7番（見澤勇三君） 教職員、スクールカウンセラーをはじめ、特別支援教育指導員の方々と連携しながら、子どもや保護者の不安や悩みの把握に努め、きめ細かなサポートに取り組まれていることが理解できました。こうした現場の皆様の取り組みを大変心強く感じました。引き続き、支援体制の充実に努めていただきたいと思います。

それではこうした支援と深く関わる5歳児健診についてお尋ねいたします。5歳児健診は、単に身長や体重など、身体的な発育を確認するだけの健診ではありません。特徴としては、集団生活の中での様子や、周囲との関わり方など、成長の過程を見守り、必要な支援につなげることができる点にあります。5歳児という時期は、心身の発達に加え、集団の中での関わりや、社会性が大きく育つ大切な時期であり、同時に発達の特性も明確に表れやすくなります。現在実施されている1歳6か月児健診や3歳児健診は、子どもの成長や発達の状況を確認し、早期に必要な支援につながっております。また、小学校入学前には、就学時健康診断も実施されております。

す。しかし、入学までの期間が限られているため、支援体制を十分に整える時間が確保しにくいという課題も指摘されております。その点、5歳児健診は、入学前に一定の時間的余裕を持って、子どもの状況を把握でき、生活リズムや食習慣、運動習慣などについても確認することができます。不登校や生活習慣の乱れを防ぐ観点からも大きな意義があると考えます。この時期に丁寧な検診を行い、必要な支援へとつなげることができれば、子ども本人にとっても、保護者にとっても、安心して就学を迎えることができるのではないのでしょうか。このような観点から、国は、5歳児健診を、2028年度までに全国実施率100%とする方針を示しています。

そこでお伺いたします。本市において、子どもたちの健やかな成長を支える観点から、新たな5歳児健診の導入について、市のお考えをお伺いいたします。併せて、導入に向けた検討も進められていると伺っておりますが、現在の検討状況や、今後の方向性について、市のご見解をお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 5歳児健診につきましては、ただいま見澤議員の方から色々ご紹介いただきましてありがとうございます。集団生活を送る上で求められる社会性や調和的な行動を確認し、必要に応じて医療、福祉、教育などのフォローアップにつなげることで、社会生活への適応がスムーズになり、保護者の心配を軽減することが期待できると考えております。

現在、県内17市町のうち、モデル的事業も含めて10市町が実施しております。本市では、来年度からの導入にむけて現在、準備を進めております。

昨年度は、国のマニュアルを参考に、課内の担当者間で健診の流れや必要なスタッフの洗い出し等を検討しました。

今年度は、すでに実施している市町への情報収集を行い、内容や課題を踏まえて関係機関との協議を行う予定でございます。親子支援の視点に立った5歳児健診を着実に実施していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 7番、見澤勇三君。

○7番（見澤勇三君） 来年度導入に向けての準備を進めているとのことでした。一方で、実施にあたっては、小児科医や保健師など、専門職の確保が大きな課題となっていることも指摘されています。そこで、再質問させてください。本市において、5歳児健診を実施する場合、どのような手順や体制で進めていくのか、また、人材確保について、どのように考えておられるのでしょうか。学校や教育委員会との連携体制も重要であると考えますが、本市として、どのような連携を図っていくお考えでしょうか。最後にお伺いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） ただいまの質問にお答えします。5歳児健診の手順

や体制につきましては、先ほどの答弁もありましたように、国のマニュアルを参考に整備していく予定です。例えば、1歳6か月児健診や、3歳児健診のスタッフに加えまして、5歳児健診では、発達の専門相談が応じる体制を想定しております。実施にあたりましては、教育委員会など、関係機関と検討を重ね、専門職員の人員体制の強化を図っていきたいと考えています。また、こども園での様子につきましても、子ども同士の関わりや、集団の中での行動など家庭とは異なる側面からの成長が見られますので、5歳児検診にも活用していきたいと考えております。さらに、教育委員会との連携につきましても、現在、4歳児、5歳児での支援を必要とする場合は、こども園と教育委員会が情報を共有し、就学に向けた支援を行っており、引き続きこども家庭センターにおいても、教育委員会と連携し、切れ目ない支援を行っていく予定です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 7番、見澤勇三君。

○7番（見澤勇三君） 本日は、発達障害のある子どもたちへの支援、そして、5歳児検診の導入について、ご答弁をいただきました。5歳児検診は、就学前の大きな節目として、子どもと保護者の双方に寄り添う重要な機会であると考えております。今後も、行政として切れ目のない支援体制を構築していくことが求められます。子どもたちが安心して成長できるまちづくりのために、引き続きのご尽力をお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇青柳篤始君

○議長（室谷陽一郎君） 続きまして、通告順に従い、9番、青柳篤始君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 9番、青柳篤始君。

○9番（青柳篤始君） おはようございます。議長のお許しが出ましたので、通告に従い、9番、青柳篤始の一般質問を行います。

今回、私が取り上げますテーマは、地域福祉と集落機能の維持についてであります。この質問は単に、福祉政策を問うものではありません。これからのあわら市において、地域で暮らし続けることができるのか、農村部だけではなく、市街地を含め、地域のつながりがこの先も機能していけるのか、その土台を問う質問であります。今あわら市でも、人口減少と高齢化が進んでおります。地域によっては、その影響が、日々の暮らしの中に見え始めています。地域によっては、高齢者のみの世帯が増え、一人暮らしの高齢者が増え、若い世代は都市部へ流出し、空き家は少しずつ増えています。それだけではありません。これまで地域を支えてくれた区長、班長、消防団、行政の世話役、草刈りや共同作業の担い手、こうした存在も減りつつあります。私も、地域を回らせていただく中で、次の区長を頼める人がいない。同じ人が何役も担っている、そうした声を実際耳にします。また、頼みたいけど、お願い

できる人がおらんのや、そんな切実な声も聞こえてきます。草刈りや雪かきについてもあと何年できるだろうか。そうした不安の声も地域にはあります。地域を支えてくださっている方々の努力によって、なんとか成り立っている。しかし、その負担は年々重くなっております。私はこの現実を非常に重く受け止めています。地域はある日、突然なくなるわけではありません。少しずつ役が回らなくなる。行事ができなくなる。助け合いが薄くなる。顔を合わせる機会が減る。そうやって静かに弱っていくものであります。そこでまず伺います。市として、地域の支え合いや、地域機能が弱まりつつある現状について、どのような危機感を持っておられるのか、また、今後、特に支援が必要となる地域の把握や分析が進められているのか、お聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 総務部長、渡邊清宏君。

○健康福祉部長（渡邊清宏君） 人口減少、高齢化に伴う地域機能低下への認識と今後の課題についてお答えします。

地域の支え合いや集落機能が弱まりつつある現状については、人口減少や高齢化の進行とあわせ、非常に強い危機感を持って認識しております。

まず、地域運営の中核を担っていただいている区長の状況は、この10年間で担い手の高齢化が明確に進行しております。

70歳以上の区長は、平成29年度には22人でありましたが、令和8年度には44人となり、倍増しております。

次に、自治会の加入世帯数について同様に10年前と比較して減少数の多い地区から申し上げますと、温泉地区では1,336世帯から1,251世帯へ、北潟地区では453世帯から411世帯へと減少しております。

小規模な自治会では、世帯数の減少がそのまま役員の固定化や複数役職の兼務など運営負担の増大につながり、地域活動そのものの継続が難しくなりつつあります。

加えまして、令和7年9月に福井大学の学生が本市の協力を受けて、市内全区長を対象に実施した「あわら市全区対象アンケート調査」において、回答のあった92区を分析しますと、担い手の高齢化、人口減少、地域のつながりの希薄化が同時に進行していることが確認されました。

例えば、過去と比べた住民同士の交流については、71.5%の区長が交流は減少していると回答しており、地域活動の維持に課題が生じていることがうかがえます。

また、今後特に支援が必要となる地域の把握や分析については、既に維持が困難となりつつある区が2割強、その直前の段階で担い手が疲弊している区が5割強と、約8割が担い手不足に陥る又は陥る予備軍となっている状況が確認されました。

今後の課題は、こうした地域ごとの実態を踏まえ、地域の支え合い活動や既存制度の活用状況も含め、自治会や関係部局、関係機関と情報共有しながら、地域の実情に応じた支援を実施していくことだと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 9番、青柳篤始君。

○9番（青柳篤始君） ぜひ続けて見守っていただきたいというふうに思っています。地域には昔から素晴らしい福祉がありました。一方で、この町には、昔から制度でない優れた福祉もありました。それがご近所付き合いであります。姿が見えれば声をかける。雨樋が開かなければ気にかける。重い荷物を持っていれば手伝う。困っていれば世話を焼く。今風に言えば、見守りであり、生活を支える助け合いであります。しかし、昔の人は、そんな言葉を使わず、当たり前のようにやっておりました。大丈夫かのと声をかけたり、これ持ってきてねのとか、ちょっと見てくるわという言葉がよく聞かれたと思います。そんな何気ない行動が、地域の安心を支えてきたものでもあります。私はこの文化こそ、この町に残された大きな財産だと考えています。少し踏み込んだ関係、少しのお節介、少し気にかける心、これが高齢者の安心を支え、地域の安全を支えてきました。ところが、今この仕組みが少しずつ弱まっています。人が減り、付き合いが減り、忙しさも増えました。人とのつながりが薄くなる中で、孤立や閉じこもりを防ぐ意味でも、ご近所付き合いの価値は、これからさらに大きくなるのではないのでしょうか。高齢化が進むこれからの時代だからこそ、私はこの支え合いをもう一度、見直す必要があると考えています。行政サービスは必要です。しかし、行政サービスでは、この空白を埋めることはできません。制度では守れないものがあります。最後に地域を支えるのは、人と人とのつながりであります。そこでお伺いします。本市は、地域に残るご近所付き合いや、支え合い文化をこれからの地域福祉にどう生かしていくのか、お考えをお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） ただいまの質問にお答えします。地域の中でこれまで自然に育まれてきた、ご近所同士の声かけや見守り、助け合いの文化は、高齢者をはじめ、支援を必要とする方の孤立を防ぎ、安心して暮らしていくうえで、大変重要な地域福祉の基盤であると認識しております。

こうした日常の支え合いは、制度だけでは補いきれない重要な役割を果たしており、本市にとっても大きな財産でございます。

本市では、第4期地域福祉計画において人と地域とともに支え合うつながりのあるまちづくりを基本理念に掲げ、地域のあらゆる人が役割を持ちながらともに支え合う地域づくりを進めているところです。

しかしながら、先程答弁したように、地域の人口減少や高齢化、若年層の価値観の変化など、地域のつながりの希薄化に市としても危機感を抱いております。

そのうえで、地域に残るご近所付き合いや支え合い文化を活かしていくためには、地域の中で育まれてきた気にかける心を大切にしながら、日常の支え合いの中での気づきを、福祉推進員や民生委員、児童委員といった地域の支援員、さらには行政や専門の支援につなぐ体制として活かしていくことが重要であると考えております。

今後は、地域に根づく支え合いの文化を大切にしながら、地域の力と専門的な支

援が一体となって支え合う体制を充実させ、企業や団体の地域貢献の力も借りながら、地域のつながりが持続できるまちづくりを進めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 9番、青柳篤始君。

○9番（青柳篤始君） 現在の福祉には多くの方々の善意によって支えられています。現在も地域では民生委員、児童委員の皆様、区長会、自治会の皆様、老人クラブ、ボランティアの皆様、多くの方々が地域福祉を支えてくださっております。サロン活動、見守り活動、声かけ活動、こうした積み重ねによって、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができいております。特に、民生委員、児童委員の皆様については、地域によっては、複数地区を共同でお願いしている場所もあり、定年延長や、長年にわたり務めてくださっている方もおられます。本当に、頭の下がる思いであります。また、先日も新しく引き受けてくださった方が見つかったというお話を伺いました。地域を支えようとしてくださる方がおられることは、大変心強いことでもあります。しかし、その一方で、いつまで続けられるんだろうか。次の人がおらん、そうした声も聞こえてきます。支える側も高齢化しております。地域は頑張ってくださいっている方々の努力によって、なんとか支えられております。しかし、善意だけに頼るのは限界があります。支える人が疲れてしまえば、仕組みそのものが続かなくなってしまう。私は、地域福祉を守るためには、支えられる人を支えるだけでなく、支えている人を支えるこの視点が必要だと考えています。そこで、伺います。本市では、現在行われている地域福祉活動の実態と課題を、どのように把握しているのか、また、継続が困難となっている事例や、担い手不足への対応について、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） 本市の地域福祉は、民生委員・児童委員をはじめ、区長会、自治会、老人クラブなどのさまざまな団体や、地域ボランティアの皆さまのご尽力により支えられています。

また、こうした地域福祉活動の実態や課題につきましては、各担当課における関係機関との連携や、社会福祉協議会が福祉委員会などの場を通じて、把握に努めているところです。

その中で、地域の担い手について、高齢化や固定化により、負担が増し活動の継続が難しくなっていることや、次の担い手が見つかりにくい状況に加え、地域課題の多様化により対応の負担が増していることを認識しております。

このような状況から、地域福祉を支える担い手の不足や負担の増加が課題となっており、議員ご指摘のとおり、これからは支えている人を支えるという視点が重要であると考えております。

こうした視点を踏まえまして、市では令和2年の社会福祉法の改正を機に、民生委員や自治会など地域の担い手と、行政や専門職による支援をつなぎ、地域と専門

的な支援が連携して支え合う包括的な支援体制づくりを進めているところです。この取組の中で、令和５年には福祉まるごと相談室を設置し、その体制の強化を図っております。

また、担い手不足への対応としては、フレイルサポーターや生活介護支援サポーターなどの養成を進め、地域福祉を支える人材の裾野を広げる取組を行っております。

今後も、地域の支え合いの力を大切にしながら、担い手を支える取組を進め、支える人と支えられる人がともに支え合う地域づくりを進めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君）　９番、青柳篤始君。

○９番（青柳篤始君）　地域だけで抱え込まない仕組みが必要です。地域の支え合いは大変重要です。しかし、高齢化や担い手不足が進む中で、地域だけで抱え込むには限界も見え始めています。以前は、地域の中で自然に役割分担ができていました。区長さん、民生委員さん、近所の助け合い、家族の支え、こうした形で、地域が成り立っていた部分もあります。しかし、今は、限られた方々に、多くの役割が集中し始めています。家族がいるから安心という時代でもなくなってきています。老老介護や、離れて暮らす家族の負担も大きくなっております。また、車も運転できなくなったとき、買い物や通院はどうするのか、こうした不安も、地域では大きくなっております。地域のつながりが弱くなることは、災害時の助け合いにも大きく影響します。私は、地域福祉を守ることは、地域そのものを守ることにつながると考えております。そこで、私はもう１つ、重要な視点があると考えております。高齢者福祉の現場を最も近くで見ているのは誰か、それは、日々利用者と接している福祉事業所の皆様であります。通常介護、デイサービス、訪問介護、ケアマネジャー、地域包括支援センター、現場では最近、元気がなくなった。外出が減った。会話が少なくなった。逆に、通所によって元気を取り戻した。笑顔が増えた。会話が增えた。表情が明るくなった。こうした小さな変化を、現場の皆様は日々感じ取っておられます。行政は制度全体を見る立場です。それは大変重要です。しかし、生活の変化を最初に感じ取るのは現場です。私はこの現場の内容をもっと行政へと共有すべきだと考えています。私は福祉事業者の皆様も大変厳しい状況の中で、地域を支えてくださっていると感じております。全国では、２０２４年、介護事業者の倒産が過去最多となり、休廃業を含めると、７００件を超える事業者が、市場から撤退しております。特に、小規模な事業者ほど、厳しい状況に置かれています。しかし、地方において、こうした小規模事業者こそ、地域に密着し高齢者の暮らしを支えている現場でもあります。特に、事業所との連携は、事業者支援ではないかとみられることもありますが、しかし、それは違います。これは、民間支援ではなく、地域にすでにある力を生かすという考え方であります。すでに、地域に存在する人材、知識、経験、ノウハウを地域全体のために生かす。私は、その視点がこれからさらに重要になると考えています。そこでお伺いいたします。行政と福祉事業所との情報共有、課題共

有、地域課題への共同対応について、今後、さらに連携を深めていく考えはあるのか、お聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） ただ今の質問の、行政と福祉事業所との連携についてお答えさせていただきます。高齢者福祉の現場におきましては、通所介護や訪問介護、ケアマネジャーなど、日々利用者と接している事業所の皆様が、高齢者の生活機能や心身の変化、家族介護の状況、社会的孤立の兆しなどを、最も早く把握しやすい立場にあります。

そのため、事業所が現場で把握する個別の高齢者の課題を行政とつなぐことは、高齢者に係る地域課題の早期把握と適切な支援につなげる重要な取組であると考えております。

本市におきましては、地域の困りごとについて地域お助け支援会議で個別に検討し、それらを医療、保健、福祉など多職種が連携する会議で、地域の実情や現場の課題を共有し、それぞれの立場でできることの方向性を協議しております。

引き続き福祉事業所や関係機関との連携を一層強化するとともに、地域ケア会議等の各種会議を活用し、現場で把握された生活課題や支援ニーズの共有に努めてまいります。

また、個別支援から明らかになった課題を地域課題として整理し、民生委員や社会福祉協議会等と連携を図りながら、早期に対応できる取り組み、相談支援体制の充実を進めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 9番、青柳篤始君。

○9番（青柳篤始君） はい、ぜひお願いいたします。施設で終わる福祉から、地域へ戻る福祉へ。私はこの視点がこれからさらに重要になると考えています。通所介護や介護予防事業によって、外出習慣が戻った。表情が明るくなった。身体機能が改善した。社会参加意欲が戻った。こうした方は多くおられます。これは、本当に素晴らしい成果であります。しかし、その後どうなるのか。せっかく元気を取り戻しても地域に戻る場所がなければ、また家に閉じこもってしまうかもしれません。それでは、非常にもったいない。例えば、地元サロン、お茶、飲み会、健康体操会、地域行事、見守り活動。こうした地域の中へ自然とつながっていく仕組みがあれば、福祉効果はさらに高まるのではないのでしょうか。また、人と話すこと、役割を持つこと、顔を合わせることで、そうした日常そのものが、介護予防や孤立防止にもつながっていくのではないかと感じています。私は、地域福祉とか、地域支援を受け続ける仕組みではなく元気を取り戻した方が、再び地域の中で役割や居場所を持てる仕組みであるべきだと考えています。そこで、お伺いいたします。通所支援や介護予防で元気を取り戻した方々が、地域活動へ移行しやすくなる仕組みづくりについて、市のお考えをお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） ただいまの質問にお答えします。介護予防や通所支援の利用により、身体機能や意欲が改善した方が、その後も地域の中で役割や居場所を持ち、外出や交流を継続できることは、再び閉じこもり状態となることを防ぎ、介護予防の効果を維持するうえで重要であります。

本市においては、これまでも介護予防教室や地区サロン、公民館での各種活動など、地域において継続的に参加できる場の充実に努めてまいりました。

しかしながら、このような各種活動も知ってもらわなければ参加していただけません。地域のサロンや自主活動、通いの場等へ円滑につながるような仕組みづくりを意識して取り組む必要があると考えております。

具体的には、地域住民にわかりやすいチラシの配布や職員、民生委員等による声かけ、また地域で継続しているサロン等の活動状況を発信するなどを検討したいと思っております。

今後も、本人の意向や生活環境を十分に踏まえ、支援終了後の生活を見据えた目標設定を行い、関係機関と連携しながら、元気を取り戻した方が無理なく地域活動へ参加できるよう支援してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 9番、青柳篤始君。

○9番（青柳篤始君） 民間との連携もぜひお願いしたいと思っております。事業所の力をもっと地域へ生かせないでしょうか。私は、元気を取り戻した方が地域に戻り、役割を持てることをもっと制度として評価していく視点が必要だと考えています。

しかし、現状では介護度が改善すると、事業所の報酬が下がる側面もあり、現場からさまざまな声が聞こえております。もちろん、制度全体には、さまざまな考え方があります。しかし、私は元気になってよかった。地域へ戻ることができた。こうした成果を地域全体で喜び合える仕組みこそ大切ではないかと感じております。

そして、その積み重ねが将来的には、制度そのものを見直していく流れにつながっていく可能性もあるのではないのでしょうか。地域で成功事例を積み重ねていくことは、結果として、国の制度を動かす力にもなり得る。私はその可能性を感じております。また、先進的な自治体では、自立支援や地域参加を重視した取り組みも始まっております。そうした中で、私はもう1つ重要なことがあると考えております。それは、事業所の持つ力をもっと地域に生かしていくという視点であります。地域にはサロンを始めたいけど、やり方がわからない。進行役がいない。介護予防の知識がない。継続できるか不安。そうした理由で始めたくても、始められない地区もあります。一方で事業所には、健康体操の知識、レクリエーションの経験、高齢者との接し方、居場所づくりのノウハウ、こうした力があります。私は、この力を地域へ届けることができれば、大きな地域意欲になると考えております。例えば、市が橋渡し役となり、事業所職員や経験者が地域へ出向くサロンを立ち上げる支援をする。

地域活動をサポートする。そうした仕組みができれば、地域の支えはさらに広がっていくのではないのでしょうか。これは、新たな大型事業をつくる話ではありません。すでに、地域にある力を地域のためにつないでいくという発想であります。私はこのつなぐという視点が、これからの地域福祉に重要になると考えています。そこで、お伺い致します。事業所の持つ知識や経験を地域へ生かしていく取り組みについて、本市はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） ただいまの質問にお答えします。

福祉事業所には、高齢者の身体状況に応じた運動やレクリエーション、口腔栄養に関する知識、居場所づくりの工夫など、地域福祉に生かすことのできる多くの専門性や経験が蓄積されております。本市では現在、約93箇所の通いの場が市内各地区に立ち上げられ、地域の人により運営されています。

一方、地域によっては、活動を始めたい気持ちはあっても、進め方が分からない、介護予防の知識が十分でないといった理由や、継続できるか不安である、地域の理解がえられるか心配といったことから、取組に踏み出せないケースもあると聞いています。

集落などの小さな単位でサロンを始めやすくするためには、地域づくりに対する地域の理解や機運醸成が必要であり、活動に取り組むハードルが下がるような働きかけを行っていきたいと考えております。

こうした地域と事業所をつなぐことができれば、地域における通いの場やサロン活動の立ち上げ、介護予防の充実、見守り体制の強化などにつながる可能性があるものと考えております。

そのため、本市としても、関係機関と連携しながら、事業所が持つ知識や経験を地域へ還元しやすい方策について研究し、地域の実情に応じた橋渡しのあり方を検討してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 9番、青柳篤始君。

○9番（青柳篤始君） 小さな支援が大きな地域力につながります。私はこれまで地域福祉について、さまざまな視点から申し上げてまいりました。しかし、最後にもう1つ、大切なことはあります。それは、地域が動き出すためには、ほんの少しの後押しが必要だということです。地域では、やりたい気持ちがある。集まる場所もある。協力してくれる人もいる。しかし、その一方で、会場費が少し足りない。備品が買えない。送迎の燃料代が負担になる。お茶の持ち出しが続いている。こうした小さな理由で活動が続けられなくなることもあります。私は、地域づくりというのは、必ずしも大きな事業だけで成り立つものではないと考えております。むしろ、地域の茶の間。小さなサロン。月一度の集まり。顔を合わせる場所。こうした小さな積み重ねこそが孤立防止や予防介護につながり、結果として、地域を支える大きな

力になっていくのではないのでしょうか。また、こうした活動は、高齢者だけのためのものでもありません。地域で顔を合わせる関係があることは、防災、防犯、子育て、見守りなど、さまざまな地域力にもつながっていきます。私は地域福祉とは、福祉分野だけの話ではなく、地域そのものが維持していく土台だと考えております。だからこそ、小さな活動を小さいまま終わらせない視点が必要ではないのでしょうか。大きな補助金でなくてもいい。地域がまずやってみようと思える、そんな小さく、使いやすい支援こそ、これから重要になるのではないかと感じております。そこで伺いたいします。地域サロン、見守り活動、多世帯交流などを支える小規模で使いやすい地域の支え合い支援制度について、本市はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただ今の質問にお答えしたいと思います。地域の支え合い活動においては、地区内の小さなサロンや月に一度の集まり、見守りや声かけといった身近な取組の積み重ねが孤立防止や介護予防、防災・防犯にもつながる大切な基盤であると考えています。

また、それらの活動を続けるうえでは、会場使用料や備品代、消耗品費、送迎に係る負担など、比較的小さな負担が継続の支障となる場合もあるものと認識しています。

現在、社会福祉協議会などでは、支え合い活動に係る立ち上げ経費と運営経費に対する補助制度を設けております。これらの制度について、必要とする地域にしっかり周知してまいります。そのうえで、現場の声を丁寧に伺いながら、地域の実情に合った小規模で使いやすい支援のあり方について検討してまいります。

地域福祉は、議員ご指摘のとおり、福祉分野だけではなく、防災・防犯・見守り・多世代交流・子育て等、多面的な課題を有します。

市としてこの重要課題について、部局間連携を強化しながらしっかり対応してまいりますと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 9 番、青柳篤始君。

○9 番（青柳篤始君） ぜひ使いやすく、しかも何の手続きという話ではないですけど、手続きが簡素化されたそんな支援を行っていただきたいなというふうに思います。

私はこの議論は5年後では遅いと考えております。今なら、まだ地域を知る人がいる。世話役がいる。行事が残っている。助け合いの記憶がある。顔を合わせる場所がある。しかし、それらが失われてから、再び作り直すことは、簡単ではありません。地域のつながりは、建物のようにお金で作られるものではないからです。私は今ある地域力を、今のうちに次の世代へつなぐことが必要だと考えています。

最後に申し上げます。地域福祉とは、単にサービスを増やすことだけではありません。地域が、人が、地域で安心して暮らし続けられること、地域の中で役割や居場

所を持てること、そして地域そのものが続いていくこと。それもまた、福祉であります。

この町には、昔から受け継がられてきた財産があります。ご近所付き合い、声かけ、少しのおせっかい。私はこの温かい力こそ、これからの時代に必要な地域福祉の原点だと考えています。最近、私は、学校施設の利活用事例などを見て回っております。都市部では、学校跡地に店舗やオフィスを組み合わせた新たな価値を生み出している成功事例も多くあります。そこには、クリエイティブという言葉がよく聞こえてまいります。もちろん、それも1つの答えであります。しかし、私は地方には地方の答えがあるのではないかと感じております。新しいものを外から求める前に、この街にこれから本当に必要とされるものは何か。その需要を見つめ直すことこそ、大切なのではないのでしょうか。これからの時代、確実に必要となっていくものの1つが、高齢者福祉であり、地域で支え合いながら暮らし続ける仕組みであります。私は、未来の地図を描くときは、遠くの成功事例をそのまま真似することではなく、足元の現実を見つめ、その先を考えることだと思っております。もしかすると、私は少し未来が見えるメガネをかけているのかもしれません。

そして最後に、この質問を取り上げた理由について少しだけお話しさせていただきます。私には地域活動や、さまざまな活動を通じて、お世話になった先輩方がおられます。私を育ててくださった大切な方々です。ここ数年、その先輩方が体を悪くされたり、入院されたりする時期を迎えています。もちろん、昔のように夜遅くまで飲みに行ったり、現場を走り回ったり、そうした付き合い方は難しくなっているのかもしれません。しかし、私はその方々に引退してほしいとは思っておりません。むしろ、次のステージで、その経験や知識を生かしながら、まだまだ活躍していただきたい。そして、正直に申し上げれば、私自身、まだまだ先輩方に連れて行ってほしい景色があります。私には想像もできない場所へまだ導いていただける、そんな期待を持っております。そしてまた、先輩方が次の役割に進むことで、若い世代にも新しい挑戦の機会が生まれていく。先輩が若者を育て、若者がまた次の世代へつないでいく。私はそうした循環こそが、本当の意味で、地域が続いていく姿なのではないかと考えております。行政だけの福祉から、地域とともに作る福祉へ、施設だけで終わる福祉から、地域へ戻る福祉へ、そして、支えられる人を支えるだけではなく支えている人を支える地域へ、あわら市らしい地域福祉モデルの構築を期待して私の一般質問とさせていただきます。

○議長（室谷陽一郎君）　ここで暫時休憩といたします。なお、再開は10時50分といたします。

（午前10時39分）

◇堀田あけみ君

(午前10時50分)

○議長(室谷陽一郎君) 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

○議長(室谷陽一郎君) 続きまして、12番、堀田あけみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 12番、堀田あけみ君。

○12番(堀田あけみ君) 議長のお許しが出ましたので、通告順に従いまして、12番堀田一問一答にて、一般質問させていただきます。

まず、学校施設の維持管理の徹底に向けての質問をさせていただきます。本年度学校施設においては、本荘小学校の大規模改修工事、小中学校LED化工事が実施されることとなっておりますが、市内の学校の大規模改修は、耐震補強工事と合わせて行われたのが、平成20年度ごろで、早いもので、もう18年が経過しております。学校施設の維持のほうの文部省の指針では、小規模なものが3年から5年サイクル、中規模改修が10年から15年サイクル、大規模改修が25年から30年を推奨しております。あわら市では、公共施設再配置計画の中で、建物の長寿命化により、建て替え費用の約2割縮減を目指し、維持や多用途に活用できる建物については、できるかぎり、長寿命化改修を実施するとされております。

つまり、長寿命化の施策を実施し、コストの最小化を図ることが示されております。その公共施設再配置計画の中で、学校施設について、令和3年3月作成したあわら市学校施設長寿命化計画に基づき、長寿命化等を実施することにより、ライフサイクルコストを縮減し、財政負担を平準化するものと書かれております。施設は適正な改修を重ね、大事に使っていけば、寿命が延びますし、放っておけば、後々、膨大な費用がかかってしまいます。長寿命化計画は、ある意味、当然の方針であります。また、適切な維持管理は、児童生徒たちの安全にもつながるものであります。そこで、今回は、学校の維持管理について質問させていただきます。まず、耐震改修後の平成22年度以降、維持管理費はどのようにして推移しているのでしょうか。建物は経年により、修繕費が増加する傾向にありますが、長寿命化関連経費に絞った比較でも構いませんので、状況をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 教育部長、山下綱章君。

○教育部長(山下綱章君) 耐震改修以降の学校施設の維持管理費はどのように推移しているのか、とのご質問にお答えします。

学校施設の維持管理費につきましては、様々な経費がありますが、大きく分けますと光熱水費、消防設備や自家用電気工作物の保守などの施設・設備の法定点検に要する経費、施設・設備の軽微な修繕に要する経費、大規模改修等の長寿命化に要する経費がございます。

これらの経費のうち、光熱水費は、令和2年度までは小中学校合計して年間3,500万円程度で推移しておりましたが、国際情勢の変化や燃料価格の高騰等により、電気料金が上昇している影響で毎年増加傾向にあります。令和7年度の実績で申し上げますと、年間5,000万円程度になっております。

施設・設備の法定点検に要する経費につきましては年間1,700万円程度と一定の水準で推移しております。

施設・設備の修繕に要する経費につきましては、毎年度一定の予算を確保する中で、施設の状況や緊急性等を踏まえながら、必要な修繕について優先順位を付けて対応しているところでございます。経費の額としましては、年間800万円程度となっております。

最後に、長寿命化に要する経費についてですが、この経費は屋上防水や外壁改修、トイレ改修、空調設備設置、校舎、プール、グラウンドの改修などにより、施設の機能や安全性の向上を図っています。

経費額としましては、平成23年度以降、年間750万円から1億7,000万円程度と改修内容により幅がありますが、平均では年間9,000万円程度となっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 近年の国際情勢で、すべてのものが今値上りしている状況で、その影響を受け、増加傾向にあるのは仕方のないことだと思います。その中で、施設設備の法定点検に要する経費は1700万円程度と、一定の水準で推移しているとのことですが、これに関しましては、依然と比べて上がってないということでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） お答えいたします。施設設備の法定点検に要する経費につきましては、平成23年度当時と比較いたしますと、人件費の上昇などに伴い、個々の点検費用は増加傾向にあるものの、全体として300万円程度減少しております。これは、空調設備整備に伴い、各校の重油地下タンクやボイラーが不要となったことなどにより、それらの設備に関わる法定点検がなくなったためでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 原因わかりましたけど、これもこれから上がる可能性はあるということですね。先ほども申し上げましたように、維持管理費は、毎年上がっていくものです。以前の耐震改修を行った学校も、今回の本荘小学校のように耐震は行ったが、改修は行っていないという学校もあったかにも記憶しております。必要とする修繕を行わなければ、借金のように積もり積もって、いつか膨大な費用がかかります。適正な維持管理、必要とする修繕が行われて来たのか、また一方で、予

算の制限で十分でなく積み残っているのか、どちらでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） ご質問にお答えいたします。先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、施設設備の修繕につきましては、毎年度一定の予算を確保する中で、施設の状況や緊急性などを踏まえながら、必要な修繕について、優先順位をつけて対応しているところでございます。緊急性の高い修繕箇所が残されているということとはございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 今、早急にしないといけないところは残っていないけれど、ちゃんと予算の中で順次、優先順位をつけてやっていくということで、よろしいですかね。はい、ぜひ、突如として緊急性が出てくる場合もあるかもしれませんが、その時の対応もまたよろしく願いいたします。同じことを申し上げますが、適正な修繕などを行っていくことが、コスト削減になることを、今一度確認していただいて、維持管理に取り組んでいただきたいと思います。

2つ目としまして、次に、学校施設の長寿命化計画について、質問させていただきます。学校施設の長寿命化計画は、令和3年3月に策定されたと、再配置計画に書かれております。その計画の内容は、公表されていないように思いますが、今回の本荘小学校の大規模改修は、その計画に則ったもののでしょうか。また、令和8年度実施は予定どおりでしょうか。また計画通り実施されるのでしょうか。お答えお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。本荘小学校の大規模改修は学校施設長寿命化計画に則ったものかとのことのご質問にお答えします。

本荘小学校の大規模改修は、学校施設長寿命化計画に基づき、計画通り進めているものでございます。

しかしながら、工期につきましては、当初は仮設校舎を建設しての単年度での完了を想定しておりましたが、財政的な面や児童の学習環境への影響を可能な限り抑えるため、長期休業計画に音の出る工事を集中的に行うなどの配慮を行い、3ヵ年の工期としております。

なお、本計画における施設整備及び改修につきましては、施設の状況や緊急性、財政状況、国庫補助事業の活用状況等を踏まえながら、必要に応じて事業時期や内容を調整しながら進めているところでございます。

これまでもトイレのウォシュレット設置や小学校理科室への空調整備など、国庫補助等有利な財源確保ができた場合には、必要に応じて、前倒しして実施した事例もございます。

今後も児童生徒の安全性及び教育環境の充実を第一に、計画的な施設整備に努めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 事情はわかりました。コスト削減という目的での計画ですので、計画どおり行うことが、経費節減につながると思いますので、ぜひ、計画どおり実施していただくようお願いいたします。次に、維持管理や改修を行う前に、当然、施設の点検が必要となってきます。大きな施設では、毎年、電気設備や消防設備の点検が行われ、その点検結果をもとに、修繕や改修が行われていると思います。2016年に建築基準法の改正が行われ、12条の特定建築物の調査報告の義務化がなくなりました。これは報告が必要なくなったのであって、子どもたちの安全や施設の長寿命化を考えれば点検は必須だと思われます。また、文科省から、2015年に、学校施設の維持管理の徹底についてという通知で、報告義務がなくても、有資格者による専門的点検を実施するようにとの要請があり、加えて令和6年、2024年には、同じく文科省から学校における安全点検要領において、定期点検、日常点検の具体的な手法、頻度、専門家の活用が通知されています。また、令和8年3月の追補版に、建築基準法第12条に基づく法令点検についても書かれております。建物の日常点検は言わずもがなですが、加えて、文科省からの要請などが出ております。そのような中、あわら市はどのようにしているのでしょうか。建築基準法12条の報告項目に対して、実際の行っている点検との差はあるのでしょうか。12条の点検項目と、あわら市が実際にやっている点検項目をお答えください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） ご質問にお答えさせていただきます。

建築基準法第12条に基づく点検項目につきましては、敷地・地盤、建物外部、屋上・屋根、建物内部、避難施設、防火区画、天井材等について、建築士や特定建築物調査員等の有資格者による目視、打診、動作確認等により、劣化や損傷、避難上、防火上の支障がないかを確認するものと承知しております。

小中学校の施設につきましては、福井県では、令和3年4月の建築基準法施行細則改正に伴い、定期報告の対象外となっております。

一方、本市では、施設の安全確保の観点から、教職員等による日常点検を実施しております。この点検では、校舎内外の破損や雨漏り、設備の不具合、遊具や手すりの状況などを確認しているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 施設の安全確保の観点から、教職員などによる点検を実施しているとのことですが、第3次学校安全の推進に関する計画の中に、専門的な点検を実施して、不具合を早期に発見し、適切な維持管理を実施することにより、事

故を未然に防いでいくため、技術職員が在籍する市長部局との連携や、民間委託などにより、安全点検の実施体系の強化に努めると記載がありますが、これはいかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） ご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘の通り、文部科学省からは資格者による専門的な点検の実施の必要性について、通知などが出されているところでありますが、施設の老朽化が進む中で、専門的な視点による点検の重要性は認識しているところでございます。今後は、施設の状況を踏まえながら、有資格者による定期的な点検の実施について、検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 法令では、報告義務がないことはやらなくてもいいということではないと思います。子どもたちの安全、建物の将来コストの削減から、日常点検は必須だと思います。財政が苦しいから節約が必要かもしれませんが、目先の節約が将来に大きな負担を招くことになったり、子どもたちの安全をないがしろにしてしまうことのないように、十分な点検をよろしくお願いいたします。次に、あわら市の学校の耐震化は、県内でもいち早く行いましたが、耐震について無頓着になっているのではないかと心配しております。そう言いますのは、能登半島地震で、県内の建物で天井が落下したり、その前の2020年の震度五弱の地震では、金津中学校の体育館渡り廊下の天井が落下したことがありました。これら専門用語では、非構造部材といいます。この非構造部材の点検は行っているのでしょうか。耐震補強だけで地震対策はすべてでないと思います。こういうことも含めて点検を行い、対象の維持管理は終わっているのか。また、今後どのようにして、維持管理の方法や点検を行っているのかお答えください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） 学校施設の非構造部材につきましては、吊り天井、照明器具、外壁材、窓ガラスなど建物の構造体以外の部材を指すものと認識しております。

平成23年の東日本大震災での被害により、体育館等の吊り天井の落下の危険性が全国的な問題となったことを受け、本市におきましては、学校体育館の吊り天井の撤去をはじめとした体育館内の非構造部材落下対策を平成27年度までに完了しております。

なお、議員から言及のありました令和2年の地震の時に、金津中学校体育館渡り廊下において、建物の継ぎ目部分を覆うアルミ製のジョイントカバーの一部が落下した事案がございましたが、その後、必要な修繕対応を行っております。

非構造部材の点検につきましては、教職員等による日常点検の中で危険箇所の把

握を行っており、震度５強にみまわれた令和６年能登半島地震の際にも非構造部材への影響や被害は認められませんでした。

今後につきましては、非構造部材に関するものを含め施設全体について専門的な視点による点検を計画的に行うことを検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） １２番、堀田あけみ君。

○１２番（堀田あけみ君） ぜひお願いいたします。その点検ですが、近年、外壁点検につきましては、赤外線装置などの新技術を用いた調査が普及しつつあります。コストや時間的なことを考えれば、足場を組んで行う検査より、コストも時間も低くなるのではないかと思います。この点いかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） ご質問にお答えさせていただきます。近年、外壁点検につきましてすいません、失礼しました。新技術を用いた調査について、お答えいたします。令和８年３月に文部科学省が作成した学校施設の維持管理に関する手引きでは、新技術などを活用した効果的、効率的な維持管理の手法の具体例を掲載しております。その中で外壁調査において、ドローンによる赤外線調査を職員が行い、足場や高所作業車に関わる経費を最小限に抑えるとともに、これまで直接目視できなかった高所の状態確認ができるようになったなど、一定の成果を上げている事例も紹介されております。今後、点検業務を実施する際には、コストや時間を抑えるため、新技術を取り入れることができないか検討してまいりたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） １２番、堀田あけみ君。

○１２番（堀田あけみ君） 学校施設は、子どもたちの学び舎だけでなく、災害時の避難場所として、この市役所と同じぐらい、人が集まる場所であります。それだけに、何倍も安全性を確保しなければならないと思います。また、学校施設にかかる費用については、少子化の方向性を明確にするのは、とても難しいことだと思います。かといって、今の安全を確保しなければならない。また、将来に無駄な負担をかけるわけにはいかない。今すぐには言いませんが、そろそろ、方向を検討する組織をつくるなど、動き出さなければならないのではないかと思います。これで、１つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、障害者福祉について、委託相談事業所について質問させていただきます。見澤議員の質問と重なる部分があると思います。

あわら市の障害児および障害者の推移は、人口の減少とともに横ばい、微減傾向にあります。近年、身体障害者は減少傾向になっている一方で、60歳未満の精神障害者が増加傾向にあります。このように、精神障害者数が増加傾向にある中、通勤や就労など、社会参加を必要とする方の割合も高まっており、移動支援や地域生活支援の重要性が高まっております。その際に、最初に相談を受けるのは、委託相談

事業所です。その委託相談事業所ですが、市が委託している2事業者のうち、1事業者が2年契約の1年目で、事業撤廃を申し出るという事態があったと聞いております。福井市や坂井市の春江、丸岡などは、福祉事業者の新規参入が相次いでますが、あわら市においては、人口減少に伴い、利用者の見込みが立たず、逆に、事業所の縮小や撤退休止が続いていることが要因と思われます。市場原理に任せている人口の多いところ、利便性の高いところに進出が相次ぎ、郊外や過疎地域には中々参入する事業者がいないのが実情です。市の委託事業や、福祉サービスは、地域間で、支援の差が生じることがないように、行政として、すべての地域に適切な対応ができる体制が必要不可欠です。この委託相談事業が適切に機能することで、どうしていいかわからない、そういう障害者や、ご家族の行き先や、将来に関する不安や悩みを解消していくことができます。今回、そういう委託相談事業について質問させていただきます。まず、他市では、障害者福祉計画、および障害児福祉計画の策定期間に合わせて、委託期間を3年とする例が見られますが、あわら市では、2年契約となっています。あわら市が2年契約としているこの理由を教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） 委託相談事業所の委託期間を2年としている理由についてお答えします。

本市の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害のある方や障害のある子どもが、地域で必要な支援を受けながら安心して生活できるよう、必要なサービスの見込量や提供体制を定めています。計画期間は、令和6年度から8年度であり、3年毎に策定しています。

また、障害者の委託相談事業所の契約期間につきましては、地方自治法により予算年度で編成されることから、令和5年度までは原則、単年度での契約にしてきておりましたが、令和6年度からは事業の継続性の確保や、事業所の安定的な運営の観点から、2年に見直しをしています。そのため、計画期間とは異なる契約期間となっています。

仮に契約期間を計画期間に合わせ3年とした場合、メリットとしましては、委託相談利用者の状況を追やすい、受託事業者は3年間の委託料収入が見込めるため先を見通しやすいことなどが挙げられます。

一方、デメリットとしましては、委託期間中の委託料の見直しがしにくい、新規事業所が参入できないことが挙げられます。

近隣の市では、委託相談事業の契約期間は単年度で契約している状況であり、市としては、今後につきましてもメリット・デメリットなど、本事業の実施状況等を踏まえながら、契約期間について柔軟に検討してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） はい。2年にした理由は分かりました。また、メリット・デ

メリットも分かりました。契約はどの市町も単年であると聞いておりますが、他市町には双方に特段問題がなければ、3年までは更新ができるというふうになっているとも聞いております。そうなれば、先ほどのこの答弁で申されましたように、利用者の状況を言いやすい。このメリットがより生かされるのではないかと思います。そういう方法もあると思いますので、柔軟に今後検討のほどよろしく願いいたします。次に委託相談事業について、現在、2分割としているとのことですが、その理由についてお聞かせください。また、事業の分割数については、少ないほうが望ましいのか、あるいは多く分割するほうが望ましいのかも教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） ただいまの質問にお答えします。

委託相談事業につきましては、「第7期あわら市障害福祉計画及び第3期あわら市障害児福祉計画」に基づき、設置数は2か所としており、2つの事業者に委託しております。

その理由としては、障害の種別に関わらず身近な地域で誰もが相談できる窓口を設けること、また、多様かつ複雑な相談内容に対応するためでございます。

これにより、それぞれの事業者の強みを生かした対応が可能となり、相談業務の集中を避けられ、相談支援の質の確保・向上につながるものと考えております。

なお、委託相談事業の利用実績として、令和6年度は、実利用人数が106人、延べ相談件数が1,665件で、令和7年度は、実利用人数が122人、延べ相談件数が1,898件となっており、増加している状況です。

市としては、2事業者による相談体制としていますが、地域の実情や相談件数、事業者の体制、障害者の状況などを総合的に勘案し、検討して参ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 事情も分かりました。私も相談事業者は、1つより2つ以上ある方が利用者にとっては、より丁寧に時間をかけて受けられるように思います。相談は1人の人が1つの相談だけでなく、相談を受けたときにいっぺんに2つも3つも相談することがあるかと思いますが、多分、このカウントは、電話に対して1カウントっていうような取り方でないかと思います。また、相談内容も重いものや、時間のかかるものもあると思います。そう考えますと、先ほどの相談件数よりも、もっと実際は件数があるのではないかと思います。そういう事情で、事業所からちょっと負担が多いとか、そういうようなご相談はないのでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） ただ今のご質問ですけれども、あの障害者の相談っていうのは、1つの内容っていうよりも、多岐にわたるものだったり、複雑なものもあるということで、事業所からはそういう相談に対して、苦勞するっていうこと

も聞いております。そういった事業所の負担を軽減する意味でも、令和7年度から、市単独の基幹相談支援センターを設置しまして、そういう市内の相談事業所の広報支援を行っており、複雑な相談にも対応できる体制を整えてきております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 利用者の方が、より丁寧に寄り添った相談が受けられるには、事業所のほうにもゆとりが必要だと思いますので、ちょっとそういう苦情がちょっとでも入ってきまして、また対応のほうよろしく願いいたします。次に、現在、入札の応募要件が相談支援専門員1名しかいない事業者でも、応募可能となっております。1名しかいないのでは、何かあったときに不安があるのではないかなと私は思っております。利用者が安心して相談できる体制について、何かお考えはあるのでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） 利用者が安心して相談できる体制についてどのように考えているのかとのお質問にお答えします。

各相談支援事業所には、相談支援専門員が1～2名配置されており、障害者等の相談や福祉サービス利用にあたりましては、関係機関との連絡調整を専門職が行っています。

仮に、相談員が1名体制の場合、病気や急な事情などにより対応が難しくなる懸念があることは認識しています。

そのため、市が事業所を公募する際には、相談員の体制や不在時の代替対応、法人内での応援体制、関係機関との連携、相談記録の管理や引継ぎなど、継続して安定的に相談支援を提供できる体制が確保されているかどうかを重視しています。

また、仮に相談員人数要件を2名体制に引き上げた場合、受託できる事業所が限られるため、現行要件を厳しくすることまでは、今のところ考えておりません。

本市としましては、引き続き、市内の身近な事業所が地域資源として活用しながら、利用者が安心して相談できる体制の確保に努めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 分かりました。安全性を優先するのであれば、私的には2名以上いたほうが、安全性は高いのではないかなとは思いますが、ご答弁の中にきちんと公募の際に、応援体制や関係機関との連携、何かあったときの管理、引き継ぎなどの徹底などの体制が確保されているということを確認しているとのことですから、今後も、そういうことを重視していただいて、引き締めて引き続きやっていただきたいと思います。本事業において、担当者と障害のある方との信頼関係の構築が重要であると認識しております。信頼関係を数値化し、委託先選定の判断材料とすることは容易ではないと考えますが、利用者が安心して利用でき、また、安定的

な事業継続のために、委託先はどのように選定しているのでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） 利用者が安心して利用できる委託先の選定について、お答えします。

本事業におきましては、相談員と障害のある方との信頼関係の構築が、円滑かつ継続的な支援の前提となる重要な要素であると考えています。委託相談事業所の委託先の選定は、公募型プロポーザル方式で、利用者が安心して利用できる支援体制が確保されているか、安定的な事業継続が可能であるか、過去の事業実績など、さまざまな複数の項目により総合的に評価し審査しております。

また、利用者本位の視点を踏まえ、支援の質の確保と安定的な事業実施の両面から、適切な委託先を選定できるように努めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 分かりました。この委託っていうのは、物を買ったり、作ったりすることを委託すると違いまして、人と人との信頼を築くことが重要となります。委託先選定も慎重に行う必要がありますが、委託先に適切な指導を行うことも重要です。障害を持つ人たちが、元気で明るく過ごせるよう、最善を尽くすことをお願いしまして、次の質問に移らさせていただきます。

次に、障害者障害児支援についてですが、あわら市では、特別支援学校に在籍する児童生徒や、通常の学校に在籍しながら、特別支援学級や通級による指導を受けているなど、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあります。しかし、あわら市内には、特別支援学校がないため、送迎バスの利用や、寄宿舍での宿泊を活用した就学がメインとなっております。一方、あわら市には、福祉サービス事業所が不足しており、放課後等デイサービスの利用をしたくても定員がいっぱいで利用を断られる、あるいは待たされるケースが相次いでおります。そこで、あわら市の障害児への支援に関する今後の取り組みについて、質問させていただきます。あわら市内に住む障害児は、できれば市内での福祉サービスの利用が望ましいんですが、やむを得ず市外でのサービスを受けたり、空きを待っている人の人数や状況というのは把握しておりますでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） ただいまの質問にお答えします。

放課後等デイサービスは、就学している障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力やコミュニケーション能力を中心とした社会性の向上のための訓練を行うものであり令和7年度の本市の実利用人数は98人となっています。

また、サービスを利用する際には、委託相談事業所の相談支援専門員が個々の障害の状態や特性、本人や家族の希望も取り入れながら支援を行っているため、現時

点では、本市において、空きを待っているケースはないことを確認しております。一方で、市内でのサービス利用実人数は46人で、全体の約5割に留まっております。

家族の就労先や障害の状態や特性に応じた支援の必要性などから市外の事業所が望ましい場合もありますが、やむを得ず市外でサービスを利用される場合もあり、市内のサービス事業所は充足されているとは言えない状況として認識しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 十分に充足していると言えない状態を認識しているのであれば、今後、どのようにサービス事業者を増やしていくのか、市としての考えをお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） 放課後等デイサービスにつきましては、今年度見直しを行う時期、障害児福祉計画の策定の中で、地域のニーズや利用状況を丁寧に把握し、受け皿について検討する予定です。その上で、必要なサービスの量の確保に向けて、既存事業所の受け入れ体制の充実や、福祉サービスの提供体制を整えていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） よろしく願いいたします。私は、障害児支援の中核施設となる児童発達支援センターが、市内に必要ではないかと考えていますが、その必要性は認識しているのでしょうか。センターを必要とする人数が増えてきていませんか。それに対応するために、設置を検討することはないのでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） 児童発達支援センターは、専門的な発達支援や関係機関との連携、助言などを行う役割があり、障害のある子どもとその家族を支える地域の中核的な施設となります。

おおむね人口10万人に1か所以上の設置が基本とされており、坂井地区の圏域では坂井市に1か所設置されています。

このセンターを利用する本市の障害児の実人数は、ここ数年10人程度と横ばいであること、教育部局と連携しながら保育所等訪問など機能強化に努めていることから、市内での新たな設置については、今のところ考えておりません。

今後も障害児の発達に関する相談支援等のニーズは高まると考えられるため、市内の児童発達に関わる支援機関が連携し、児童発達支援センターが担う中核機能を分担、補完しながら、対応していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） センターを作るとなると、本当に企業も人材も必要ですので、なかなかこれは難しいかと思えますね。障害児の発達に関する相談支援などのニーズは高まるとは考えているとのことで、児童発達支援センターが担う中核機能を、分担保管しながら対応していくとの答弁で、例えば、センターを立てるのではなくて、中核的機能の一部、相談機能とか、一時預かりとか、この部分をあわら市内にあれば、もっと利用者が利用しやすいのではないかと、坂井市の支援のところまで行かなくても、あわら市内に行くことができるのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

「議長」と呼ぶ者あり

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） 先ほどの三澤議員の答弁の中でも申し上げましたが、本市では、こども家庭センターを中心にしまして、こども園、学校、児童発達支援、事業所など、さまざまな機関におきまして、発達に関する相談支援を行っております。国の方でも、拠点を持たない場合は、こうした市内の児童発達に関わる既存の支援機関が、それぞれの役割を果たし、連携することで補っていくという方向性もありますので、児童家庭支援センターが担う相談や支援機能を分担して保管できるような体制を整えていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） そういう方向性でよろしく願いいたします。あわら市では、放課後等デイサービス事業所など、事業所が増えない状況にあり、現状でも三国や丸岡の事業所を利用しているケースが多いとお聞きしております。送迎などの保護者負担を考えますと、市内での利用が望ましいと思われそうですが、今後の定員確保や、事業所整備についてのお考えをお聞かせください。

「議長」と呼ぶ者あり

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） ただいまの質問にお答えします。

放課後等デイサービスの利用については、保護者の送迎負担やお子さんが住み慣れた地域の中で、継続的な支援を受けられる環境づくりが重要であると認識しています。

本市の放課後等デイサービス利用状況は、過去5年間で、おおむね8人ずつ増加しているような状況です。

第3期あわら市障害児福祉計画の放課後等デイサービスの見込数は、月平均で55人としていましたが、実際には月平均で約80人がサービスを利用しており、見込数を大幅に上回る状況となっています。

この第3期障害児福祉計画については、令和8年度までの計画期間であり、来年度からの次期計画に向けまして、今年度改定作業を行う予定しております。その中

で、利用者のニーズを把握しながら、放課後等デイサービスの見込量を含めた見直しを行い、福祉サービス支援体制の充実を図っていく予定でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 最後に市長にお聞きします。放課後等デイサービスについては、今後、ニーズは増えていくものと思われます。その中で、今言いました保護者の送迎負担の軽減や、保護者の勤務体制、子どもたちが安心して支援を受けられる環境づくりは、大きな課題であると思います。民間の自由競争に委ねていますと、余剰をつくる余裕はない。そこは、行政が支援して、数を確保すべきではないかと思いますが、今後、どのように障害児を支援していくのか、お考えをお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 堀田議員には大変専門的なご質問をご指摘いただきましてありがとうございます。私は1期目もそうでしたけれども、子どもから高齢者まで住み続けたいなるまちづくり、それから、誰1人取り残さないあわら市のまちづくりということを目指して、市政運営に当たっております。そういった意味からも、障害者福祉に関しても、可能な限り適切に対処していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 誰1人取り残さない。これは本当にそうだと思います。どうぞこれからもよろしくお願い致します。これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（室谷陽一郎君） ここで暫時休憩といたします。なお、再開は13時といたします。

（午前11時39分）

◇野沢裕希君

（午後1時00分）

○議長（室谷陽一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。続きまして、4番、野沢裕希君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢裕希君。

○4番（野沢裕希君） 議長のお許しをいただきましたので通告順に従い、教育環境を生かした関係人口創出と地域戦略について質問いたします。3月定例会において、私は関係人口について、一般質問させていただきました。今回は、第二弾でいきたいと思います。本市では、人口減少が進む中で、移住定住の促進、そして、関係人口

の創出が大きな課題となっています。市は、関係人口を持続可能な地域づくりの重要な柱と位置づけ、交流人口から関係人口へ、さらに、将来的な定住者や担い手へつなげていく考えを示されました。また、その入り口として農業体験や祭り、仕事体験などを通じた地域との接点づくりについても答弁されています。さらに、今回の定例会においても、関係人口創出につながる取り組みが提案されており、市がこのテーマを重要な政策課題として捉え、一定のスピード感を持って取り組んでいるということについては、評価しております。その一方で、私は、関係人口を生み出す人口は、農業や観光だけではないのかと感じております。本市が持つ教育環境もまた、人を引きつけ地域との継続的な関わりを生み出す入り口になりうるのではないのでしょうか。そのような視点から、以下、順次伺います。本市は、少人数学校によるきめ細やかな教育、地域とのつながり、ふるさと教育といった教育環境の強みを、現在どのように認識しているのか、伺います。私は、養護教諭として勤務して参りましたが、あわら市で初めて小規模校に勤務した際、とても印象に残ったことがあります。人数が少ないからこそ、一人一人にしっかりと目が届く。先生方の愛情や関わりを十分に受け止めながらも、育った子どもたちは自然と周りの子どもにも優しく接することができます。私はよく自分のコップに水が入っていない人は、ほかの人に水を分けることができないと表現しています。その意味で、小規模校には、一人一人の子どもが安心して過ごし、自分の存在を認めながら、成長できる環境があると感じております。また、教育委員会からは、あわら市の学力は、福井県内でも高い水準にあると伺っています。少人数教育というと、規模の小ささばかりが目立りますが、本市では、一人一人に目が届く環境の中で、学力面においても、成果が見られているのではないのでしょうか。これは、本市の教育を考えるうえで、大きな強みの1つだと考えています。文部科学省も、小規模校のよさとして、少人数を生かした教育活動や、地域資源を活用した特色ある教育活動などを挙げております。また、国立青少年教育振興機関の調査では、自然体験が多い子どもほど、自己肯定感が高く、自律的行動習慣が身についている傾向があるとされています。

そこで伺います。本市は、このような教育環境の強みをどのように認識しているのか、お聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） 少人数学校によるきめ細やかな教育、地域とのつながり、ふるさと教育といった教育環境の強みを、現在どのように認識しているのかとのご質問にお答えいたします。

本市の教育の強みの一つは、豊かな自然や歴史、文化と長年築きあげてきた地域との協力関係に基づいた教育にあります。具体的には、芦原温泉での親子思い出体験入浴や北潟湖でのフナやうなぎなどの稚魚の放流、刈安山での林業体験といった地域資源を活用した体験活動や自然観察、さらには地域の方々を講師として招いた

農業体験や歴史講座、旅館や地元企業と連携した職場見学や職場体験、出前授業などがあります。また、小規模校の特性を活かした教育の充実も図っております。小規模校は、教員が一人一人の児童に目を配りやすく、学習の底上げが期待できるほか、個別の悩み相談など心理的なサポートがしやすい利点もあります。本市ではその利点を最大限に活かしつつ、不足しがちな大集団での活動を、異なる学年で実施する縦割り活動や小規模校同士での学校間交流等で補うなど積極的な取り組みを行っております。これらは、本市の誇れる教育環境の強みだと認識しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢裕希君。

○4番（野沢裕希君） はい、ありがとうございます。人口減少の中で、小規模校はしばしば課題として語られます。しかし、私は課題があることと、価値がないことは別だと考えております。少人数だからこそできる教育地域に根差しているからこそできる学び、ふるさと教育だからこそ育つ地域への愛着。そうした強みについても、今後、さらに整理していくことが重要ではないかと考えます。続きまして、こうした教育環境を本市の魅力として発信し、移住定住や関係、人口創出につなげていく考えはあるのか伺います。本市では、移住定住施策を進めていますが、その中で、教育という視点は、まだ重要に生かしきれてないのではないのでしょうか。教育環境を発信していくことは、移住定住の促進だけでなく、地域との継続的な関わりを生み出すきっかけにもなるのではないのでしょうか。そこで伺います。教育環境を本市の魅力として、積極的に発信し、移住定住や関係、人口創出につなげていく考えはあるのかお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育長、甲斐和浩君。

○市長（甲斐和浩君） ただいまの教育環境の価値を、子育て世代への魅力発信だけでなく、地域との継続的な関りや関係人口創出につながる地域資源として活用していく考えはあるのか、とのご質問にお答えいたします。

本市が有する小規模校の特性である、きめ細やかな教育や地域と連携したふるさと教育は、すばらしい魅力を有しているものと認識しております。

しかしながら、こうした教育環境を直ちに関係人口の創出と結び付けていくためには、本市の教育方針の在り方や学校現場の意見を確認するとともに、学校側の受入体制の整備などいくつかの課題があるものと認識しております。このため、今後につきましては、これらの点を十分に踏まえながら、慎重に調査・検討を進めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢裕希君。

○4番（野沢裕希君） ありがとうございます。教育は教育委員会だけのテーマではなく、移住定住や地域戦略とも深く関わるテーマです。ぜひ、今後とも前向きな検討をお願いしたいと思います。続きまして、他の自治体の事例や、国の制度も踏まえ、

教育環境を生かした短期的な教育交流や、モデル的な受け入れ、先進事例の調査研究を行う考えはあるのか伺います。ここで1つ、事例を紹介させてください。徳島県のデュアルスクールというのがございます。このデュアルスクールは、住民票はそのまま学籍だけに移し、都市部の子どもが一定期間、地方の学校で学ぶことができる仕組みです。また、この区域外就学制度を活用せずに、体験入学として実施されている事例もあるとのこと。教育交流だけでなく、関係人口の創出や二地域移住、移住のきっかけにもつながっております。また、受け入れ側の子どもたちにとっても、新しい出会いや関わりを通じて、他者理解や人間関係の広がりにつながることを期待されています。私が注目しているのは、制度そのものではありません。教育を通じて、地域との継続的な関わりを生み出そうとしている点です。そこで伺います。教育交流や先進事例の研究を行う考えはあるのでしょうかお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育理事、堀江紀幸君。

○教育理事（堀江紀幸君） 地域環境を活かした短期的な教育交流やモデル的な受け入れ、先進事例の調査研究を行う考えはあるのか、とのご質問にお答えします。

現在、教育委員会では、市外に居住している方が一時的に1、2日程度、市内の小中学校で学校生活を送るといった体験入学を受け入れております。ただし、この受け入れは、本市の学校への転校を前提とした家族のお子さんを対象にしたものです。この一時的な体験入学は、転校してくる可能性のある児童生徒が、転校後の戸惑いを緩和し、少しでも早く新しい学校での生活に慣れてもらいたいとの思いで実施しているものです。

なお、議員がご提案されております区域外就学制度や短期的な教育交流事業については、数日間ではなく一定期間、他自治体の事例としては、短くても1ヶ月、最長1年というもので、期限付きで転校し、受け入れ学校の児童生徒として学習や学校活動を行うことになります。

教育委員会としましては、使用している教科書や授業の進度が異なる学校から転入してくる児童生徒の学びの連続性の確保や、受け入れ校の教員の負担の増加といったことが課題と考えております。

一方で、議員ご提案の短期的な区域外就学等により、他地域の児童生徒の受け入れを制度化することは、本市の魅力発信につながるとともに、本市の児童生徒に多様な価値観に触れる機会を提供し、社会性の向上に資するなどの効果が期待されることも理解できます。

特に、小規模校では、1学年の人数が少なく、クラス替えができないため、短期間であっても新しい友達ができることは、子どもたちにとって良い刺激になると思われます。

そうした教育面における利点や課題などをふまえて、学校現場の意見も聞きながら、まずは体験入学について、転校前提だけではなく、お試し移住を含めるなど、対

象範囲と体験期間の検討を行いたいと思います。

さらに、短期的な区域外就学制度についても、関係課を含めて、受け入れ体制や環境整備など先進事例の調査研究を進めていきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢裕希君。

○4番（野沢裕希君） ありがとうございます。窓口を広げてくださる検討をしていただけるということで、ぜひ進めていただきたいなと思います。私が今回、デュアルスクールの事例を紹介したのは、制度を導入してほしいというのが目的ではありません。私が申し上げたいのは、今、学校が取り組んでいること、先生方が日々積み重ねていること、地域とともに進めているふるさと教育、そういった取り組みそのものが、あわら市の魅力になりうるのではないかと思います。ほかにも、特色ある教育実践に取り組む事例はありますが、その実現には、教育方針の整理や、教職員の研修が必要など、一定の準備が必要になります。一方で、デュアルスクールのよいところは、先生方の教育内容を大きく変えなくても、今ある教育に、新たな価値を見いだせることにあると感じております。新しい教育をつくるのではなく、今ある教育を、地域の強みとして生かす。そのような視点も大切なのではないのでしょうか。また、私はこの取り組みは、市外の方に向けた魅力発信だけでなく、今あわら市で子育てをしている保護者の皆さんや、地域の皆さんが、あわら市の教育にはこんなよさがある。自分たちの地域にはこんな価値がある。と改めて感じる機会にもなるのではないかと考えております。教育環境の価値を見つめ直すことは、市外への発信だけでなく、市民の皆さんが、地域に誇りを持つことにもつながるのではないのでしょうか。また、今後は、小中学校だけでなく、未就学児を持つ子育て世代も対象に、認定こども園、地域との関わりを体験できるような取り組みについても、研究していただきたいと考えております。

最後に市長に伺います。本市の教育環境を、子育て世代への魅力発信だけでなく、地域戦略や関係人口創出の観点から、今後どのように生かしていくお考えかお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 本市の教育環境を、子育て世帯への魅力発信だけでなく、地域戦略及び関係人口創出の観点から、今後どのように活かしていく考えか、とのご質問にお答えいたしますが、大変前向きのご提案、ご質問いただきましてありがとうございます。まず最初に、私はあわら市の教育は、本市が全国に誇れる大きな財産であると常々考えております。

現時点におきましては、議員がおっしゃるとおり、市民にまず向けて、また市外に向けて、あわら市の教育のすばらしさを発信し、もっと知ってもらうことがまずは重要であると考えます。

そして、その上で、現在実施している体験入学の範囲を、移住を考えているご家

族のお子様に広げるなど、実行可能な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

今後、教育を切り口とした地域戦略や関係人口の創出につきましては、教育委員会をはじめとする関係部局が連携し、他自治体の先進事例の調査研究や、本市の实情に即した手法の検討を段階的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢裕希君。

○4番（野沢裕希君） ありがとうございます。最後に一言申し上げます。3月定例会において、私は、関係人口について質問しましたが、その際には、関係人口を横断的に推進する体制や進捗を共有する仕組みは、設置されていないとの答弁がありました。今回の議論を通じて、そこに教育という新たな視点も加わりました。教育、移住、定住、観光、農業などの関係部局が情報共有しながら、本市の強みを生かした関係人口創出について検討していくことは重要ではないでしょうか。今、市長が関係部局が連携してやっていくという力強い答弁をいただきました。今後、人口減少への対応として、学校の在り方を議論していく局面も出てくると思います。もちろん、将来を見据えた議論は必要です。しかし、その議論を行うのであれば、まずあわら市の小規模校には、どのようなよさがあるのかを整理していくことが必要ではないでしょうか。人口減少だから縮小するという発想だけでなく、人口減少だからこそ小規模校の魅力を磨き、地域の強みとして生かす。そうした選択肢もあるのではないかと考えています。

本市の総合振興計画の基本理念は、明日への挑戦、未来を切り開くまちです。行政としても、失敗を恐れず、挑戦していただきたい。そして、市民がこれからも住み続けたいと思えるあわら市を目指していただきたい。あわら市には、大型商業施設はないかもしれません。しかし、子どもを育てるならあわら市、こんな教育を受けさせたいからあわら市、そう思っていただけの町を目指すことも、1つの人口減少対策ではないでしょうか。本市が持つ教育環境を、定住、移住や関係人口創出につながる地域の強みとして磨き、生かしていただくことを期待し、私の質問を終わります。ありがとうございます。

◇家上雅之君

○議長（室谷陽一郎君） 続きまして、通告順に従い、5番、家上雅之君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 5番、家上雅之君。

○5番（家上雅之君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、5番家上が通告順に従い、分割質問分割答弁にて一般質問させていただきます。

それでは、小学校通学におけるスクールバスの導入について、一般質問させてい

たきます。近年、日本各地におきまして、クマの出没が相次いでおり、本市においても、実際に出没情報が報告されるなど、児童の通学時の安全確保は極めて重要な課題となっております。加えて不審者情報も断続的に発生しており、登下校時のリスクは、決して看過できる状況にはありません。さらに、これから迎える夏季においては気温が35度を超える猛暑日も珍しくなく、熱中症搬送者の約半数が、高齢者や子どもであるとの報告もあります。特に小学校低学年は、体温機能調整が未熟であり、長距離通学による身体的負担は大きく、命に関わるリスクも懸念されます。加えて、本市の共働き世帯は59.6%とされており、働きながら、子育てを行う家庭が多数を占めております。このような中で、クマの出没、不審者、大雪、猛暑といった複合的なリスクに対応するため、保護者による送迎が常態化している現状があります。送迎に要する時間的、精神的負担は大きく、特に朝夕の通勤時間帯と重なることで、保護者の就労環境にも影響を及ぼしている状況であります。また、実際に冬季の大雪時には、通学路の安全確保が重要でない中、保護者の車による送迎が集中し、学校周辺での混雑や、交通安全上の新たなリスクを生んでいる事例も見受けられます。これらの現状を踏まえると、安全に通える環境の整備は、単なる教育行政の問題ではなく、本市の将来を左右する重要な子育て政策であると考えます。市長が掲げる子育て支援の充実を実効性あるものとするためには、具体的で目に見える支援策が必要不可欠であります。さらに、子育て世代にとって、通学の安全負担軽減は、居住地域の大きな要素の1つであり、通学バスの整備は、定住促進、移住促進の観点からも、極めて有効な施策であると思います。実際に、通学バスを導入している自治体においては、保護者の満足度の向上、通学時の事故のリスクの低減につながっている事例も報告されております。こうした現状を総合的に勘案すると、児童の命と健康を守る観点、保護者の負担軽減、さらには、子育て支援の充実という観点からも、通学手段の見直しは喫緊の課題であると考えます。

そこでお伺いいたします。本市において、熊対策、不審者対策、熱中症予防といった児童の安全確保ならびに、共働き世帯の負担軽減を目的として、小学校における通学バスの運行について、具体的に導入を検討すべき時期に来ていると考えますが、市としてどのように認識しているのか、また、今後の導入の可能性について、調査検討を進める考えはないのか、教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） あわら市内の小学校における徒歩通学区域を含めたスクールバス導入の考えはないかとの質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、不審者、猛暑、大雪など、児童の通学環境には様々なリスクがあり、登下校時の安全確保は大変重要な課題であると認識しております。特に近年では熊の出没の報告が増加しており、被害においてもその対応に努めているところです。

熊の出没情報があつた際には、状況に応じて登下校時に合わせて学校、警察、少年愛護センター、鳥獣害対策室と猟友会のほか、地域住民の皆様と連携し、重点的

な見守り活動やパトロールを実施するなど、児童の安全確保に努めております。

また、日頃から学校では、子ども達に対して、熊をはじめ不審者や熱中症予防対策など、自分たちができる対策方法を学校全体で指導しております。

なお、本市の小学校におけるスクールバスの運行につきましては、学校の統廃合により通学距離が長くなった地域に対して、必要な路線整備を行い、現在小学校全体で9路線を運行しております。

対象となる児童につきましては保護者負担を求めることなく、無償によりスクールバスを運行しております。

議員ご提案の徒歩通学区域に現在のスクールバス対象地域を拡大することにつきましては、現実的にバスの車両や運転手の確保が非常に難しいという現状に加えまして予算的にも年間1億5,000万円程度の増額が必要となること、学校によっては安全な乗降場所や経路の確保が難しいことなど様々な課題があることを認識しております。

教育委員会といたしましては、他市町の取り組みも参考にしながら地域の皆さまによる見守り活動や関係機関との連携など、現在の安全対策を継続し、児童の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 5番、家上雅之君。

○5番（家上雅之君） ありがとうございます。再質問いたします。市の財政や他市町村の取り組みも参考とのことですが、全国的に熊が出没しており、細呂木地区も熊が毎日のように出ております。最近はちょっと減りましたが。

見守り隊による集団登下校も、地域のコミュニケーションとしてもよいことなのですが、何か事があると、急に親の葬儀に切り替わるということがあり、見守り隊の方々も、そういう点で苦慮しているという話も聞いております。また、滝区の今年のアンケートの結果の中には子どもの見守り隊がないため、集団登下校時の車で送り迎えで困っている。子育て世代は仕事をしているため、子どもたちが歩いて安心して、登下校できる環境を整えてほしい。また、小学生の登下校にかかる親の負担、送迎という声があります。また、滝校下の他の区からも同じような要望の声は出ております。あわら市の財産である子どもたちの安全、命を守るために、また、子育て世代が安心して働ける環境整備のために、一度細呂木校区および清王校下と、その周辺の小学生、また、クマの出没している地域の通学バスの試験運用を取り入れてもらう考えはないでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育理事、堀江。

○教育理事（堀江紀幸君） お答えします。熊の出没が多い地域における子どもたちの安全確保や、保護者の送迎負担の軽減につきましては、重要な課題であると認識しております。今後は、熊の出没状況や、地域の実情を踏まえ、交通事業者との協議や、他市町の状況を確認しながら、子どもたちの安全確保や保護者負担の軽減に向

けた方策について、検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 5番、家上雅之君。

○5番（家上雅之君） 検討していただけるということで、前向きに、ぜひ、試験運用を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。続きまして、大変失礼しました。それでは、引き続きまして、あわら市の道路への不法投棄対策について質問させていただきます。あわら市は福井の北の玄関口として、県内外から多くの観光客を迎え入れ、去年は日本の温泉百選において、全国第7位にランクインしたなど、関係者の努力と熱意が伝わります。しかし、市内の主要幹線道路や山間部の市道などには、多くの空き缶、飲みかけのペットボトル、おむつや粗大ごみなど不法投棄が目立ちます。これ、1番と2番なんですけども、1番は高塚から日の出へ行く交差点から、県道29号線のところですよ。これ、5月にトリムマラソンの前にごみをちょっと拾ってきたんですけども、このようにビールの空き缶、これぐらいありました。大体50キロ弱ぐらいですかね、ありました。これを分別して、市役所の方に持ってきて、こういうふうに分けて持ってきました。2番のここはトリムパークの前なんですけども、このように点々と空き缶などが落ちていて、真ん中はこれ北金津のところなんですけれども、これ、布団毛布みたいなのが捨ててあります。これは、8号線のハマキョウレックスの前で、もうこれ食べたものをそのまま捨てていっているような感じかなというふうに思っております。

芦原温泉を訪れる観光客は、観光客の多くは、電車か自動車を利用されますが、通ったときに、観光地としてのイメージ低下につながることを懸念されます。不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、環境破壊、土壌汚染、悪臭や野生動物の誘因、さらに、捨てやすい場所となり、負の連鎖が生まれると考えます。不法投棄は、タバコやティッシュはもちろん、髪の毛やタン、つばを吐く行為なども含まれます。捨てたものが得をするというようなことがあってはならないと私は思います。

そこでお伺いします。1つ目に道路などに捨てられているごみ回収などは、シルバー人材センターや、個人や企業、団体、ボランティアの方によって行われておりますが、これに行政コストはどれくらいかかっているのでしょうか。ごみ袋の支給指標も合わせてお願いいたします。また、不法投棄されたごみの処分方法や量の推移についても教えてください。2つ目に、あわら市は、不法投棄に対して、どのような取り組みを行っている、取り組んでいるのでしょうか。例えば、監視カメラの設置や、パトロールなどを強化しているなど、あわら市の取り組みを教えてください。以上、よろしくお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市民生活部長、江川嘉康君。

○市民生活部長（江川嘉康君） それでは、1点目のあわら市の不法投棄ごみの回収にかかる行政コストや処分方法、回収量はどれくらいかとかのご質問にお答えします。

まずはじめに不法投棄の対応につきましては、行為者が特定できない場合には、

それぞれの土地の管理者が行うことになります。このため道路に関しては、国道は近畿地方整備局、福井河川国道事務所、県道は三国土木事務所、それ以外の市道や農道などの市が管理する道路につきましては、市が主体となって、回収及び処分を行っています。その上で、まずは不法投棄ゴミの回収、処分にかかる行政コストについて申し上げます。不法投棄にかかる費用は、環境美化活動や、通常のごみ処理業務を厳密に切り分けることは困難ですが、主な内訳としまして、令和7年度実績では、ごみ拾い用ゴミ袋作成費15万円、不法投棄防止看板作成費16万円、海岸漂着ごみの回収・処分費33万円、クリーンアップ活動収集費10万円、不法投棄タイヤ撤去処分費110万円、フルーツライン清掃委託費2万円などがあり、年間約200万円程度となっており、近年、直近3年間ではおおむね、同程度の予算規模で推移しております。なお、この費用には清掃センターでの処分費用は含まれておりません。また、これらの回収活動は、職員やシルバー人材センターへの委託によるもののほか、市民・企業・団体によるボランティア活動に支えられており、行政負担の軽減にもつながっております。

次に、処分方法について申し上げます。回収したごみは、可燃、不燃、粗大ごみに分別した上で、清掃センターにおいて適正に処理しており、タイヤや海洋ごみ等の処理困難物につきましては、専門業者への委託をして処分をしております。回収量につきましては、クリーンアップ活動を除く、把握可能な海洋ごみや清掃活動による回収につきましては、年間約6トン程度の量となっており、年度による増減はあるものの、全体として、概ね横ばいの状況となっております。

2点目のあわら市の道路等への不法投棄対策について、どのような取り組みを行っているかのご質問にお答えします。道路は、それぞれの管理者が、日常的なパトロールを実施し、不法投棄の早期発見、対応に努めております。また、通報等を含め、不法投棄が確認された場合には、警察や関係機関と連携し、原因者の特定や適正処理に取り組んでいます。

さらに、広域的な取り組みとして、福井県廃棄物不法処理防止連絡協議会坂井ブロックにおいて、市、県、警察合同の年2回のパトロールや職員および委託業者による不法投棄防止パトロールを毎月5回程度実施しております。また、嶺北の7市4町で構成する福井嶺北連携中枢都市圏におきましては、本市については、毎月一回のパトロールを実施するなど、連携した監視体制の強化にも取り組んでいます。加えて、不法投棄が発生しやすい場所には、監視カメラの設置や注意喚起、看板の設置を行い、抑止力の強化も行っております。また、令和7年10月には、市内の各郵便局と協定を締結し、配達業務中に不法投棄等を発見した場合の通報体制を構築するなど、地域ぐるみの監視体制の強化にも取り組んでいます。

さらに、波松海岸や北潟湖畔などにおいては、ゴミの回収活動を波松区や北潟漁業協同組合をはじめ、さまざまな企業や団体の協力を得て、継続的に実施するとともに、市内全域を対象としたクリーンアップ活動では、市民参加型の環境美化活動を通じ、不法投棄が起こりにくい環境づくりを推進しております。併せて、市民の

皆様には、土地の適正管理として、草刈りや囲いの設置、定期的な見回りなどをお願いし、不法投棄の未然防止にご協力いただいております。このほか、不法投棄にお困りの地区に対しては、不法投棄防止看板を市で作成し、要望に応じて配布するなどの支援も行っております。このように市のみならず、関係機関や地域と連携しながら対策を進めておりますが、依然として不法投棄はなくなり、その対応に苦慮しているというのが実情でございます。今後とも、継続的に、各機関と連携した取り組みを行いながら、不法投棄の未然防止と早期対応に努めて参ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 5番、家上雅之君。

○5番（家上雅之君） 再質問いたします。ただいま市民、企業、団体の不法投棄のゴミの回収活動、皆さんしていただいているんですけども、ゴミ袋の提供はどこに行けばいいのか、また拾ってきたゴミの分別方法や回収、ゴミをどこに置けばいいのかを詳しく教えていただければと思います。お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市民生活部長、江川嘉康君。

○市民生活部長（江川嘉康君） それではご質問にお答えします。まず、市では各々種団が行う清掃活動を支援するため、市指定収集袋とは別に、30リットルのサイズのクリーンアップ用のごみ袋を作成しております。こちらは、事前にご相談いただければ、生活環境課にて配布しております。また、清掃活動で回収したゴミにつきましては、可燃ゴミと不燃ゴミには分別をお願いしております。次に、ゴミの回収方法につきましては、地区で実施する場合は、区が管理するゴミステーションにお出しいただけます。それ以外の場合は、拠点となる場所をあらかじめ定めていただく場合もありますが、いずれにしろ状況によりまして、対応が異なりますので、事前に生活環境課の廃棄物担当までご相談いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 5番、家上雅之君。

○5番（家上雅之君） ありがとうございます。最初の初めの答弁では、費用は200万程度とおっしゃっていましたが、清掃センターの処理費用は入っていないとのことですから、処理費用や人件費も入れると、実際は倍の400万円以上はかかっているのではないのでしょうか、と思います。とても無駄な支出ではないかと考えられます。新幹線が開業し、星野リゾートもやってきて、ますますあわら市は全国的に注目されると思いますので、観光の町として、最大のおもてなし、日本一きれいな町あわらを宣言し、市長をトップにして、このきれいなまちづくり、あわら市をつかってほしいと思います。しかしながら、不法投棄の問題は、行政だけの取り組みでは限界があります。これまでの取り組みを継続しながら、さらなる地域住民や企業団体との協議を進めていただきたいと思います。また、幹線道路などでのゴミ拾いは危険が伴いますので、目立つ服装で活動するなど、安全対策に十分に気をつけるような呼びかけもあわせてお願いいたします。私は、不法投棄やポイ捨ては、最終

的には、道徳心や規範意識の問題に行きつくと思っております。このため、学校教育でのごみ教育や、郷土愛などを取り入れていただき、長い目で見たときには、このようなことは必要ではないかと考えております。不法投棄は、簡単に解決できる問題ではないことは理解しておりますので、このように、多方面からの複合的な取り組みをお願いするとともに、私も、微力ながら議員として、また、地域の一員として、積極的にそういった活動には参加していきたいと思っております。以上で私の一般質問を終わります。大変失礼いたしました。

○議長（室谷陽一郎君）　ここで暫時休憩いたします。なお、再開は14時00分いたします。

（午後1時49分）

◇中嶋瑞希君

（午後2時00分）

○議長（室谷陽一郎君）　休憩前に引き続きまして、会議を開きます。続きまして通告順に従い、1番、中嶋瑞希君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君）　1番、中嶋瑞希君。

○1番（中嶋瑞希君）　議長のお許しをいただきましたので1番中嶋、一般質問を一問一答形式にて進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。今回は、教育現場における生成AIの校務活用と教育データ基盤の整備について伺います。近年、生成AIは、文章作成、要約資料作成、情報整理など、さまざまな場面で活用が進んでいます。学校現場においても、教職員の業務負担を軽減し、授業準備であったり、子どもと向き合う時間を確保するための手段として、生成AIの活用が注目されております。あわら市においても、文科省のリーディングDXスクール事業の一環である生成AIのパイロット校に手を挙げたことは、教職員の働き方改革と教育活動の質の向上に向けた前向きな一歩であると受け止めております。今年度の生成AIパイロット校事業での取り組みを通して、あわら市として生成AIをどのように、校務改善や教職員の働き方改革につなげて、さらには将来的な教育データ利活用へと発展させていくのか、という観点から、本日は質問をさせていただきます。まず、生成AIパイロット校の取り組みにおける目的対象業務成果指標について伺います。令和8年3月に示された、あわら市の教職員、業務量管理、健康確保措置実施計画においては、教職員の時間在校時間について、1か月45時間以下の教職員割合を90%にすることなどが目標として掲げられております。また、働きがい、働きやすさなど、教職員のウェルビーイングに関する目標も示されておりました。生成AIを活用するのであれば、こうした働き方改革の目標と結び付けて、成果を検証する必要があると考えております。そこで伺います。生成AIパイロット校の取り組みについて、あわら市として、どのような目標を設定しているのでしょうか。また、教材作成、保護者向け文書、アンケート分析、所見の素案作成など、どのような業務、

どのような校務を優先的な対象業務として想定しているのでしょうか。合わせて成果指標についても教えてください。作業時間の削減であったり、教職員の満足度、授業時間、授業準備時間の確保であったり、子どもと向き合う時間の増加など、目的に即して、どのような指標で効果を検証する考えか伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） 生成A Iパイロット校の取組における目的、対象業務、成果指標についてのご質問にお答えします。

本市では令和8年3月に作成したあわら市教職員業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、本市教職員の働きやすさと働きがい高めつつ、子どもと向き合う時間や授業準備の時間を確保することにより、子どもが主役の教育を推進しております。

その中で、今年度、生成A Iパイロット校として細呂木小学校、金津中学校が指定を受けました。取組の中では教員の業務量管理、健康確保措置の一環として、生成A Iの実践的な活用を位置づけており、学校現場における業務の効率化を図り、子どもと向き合う時間を確保することを目的として実施するものでございます。

対象業務につきましては、授業のアイデア提供や保護者向けのお便りなどの文書の原案作成、アンケートの集計及び分析など多岐にわたりますが、優先的に取り組む業務は、各学校の実情に応じて判断することとしております。

成果指標につきましては、教員が子どもと向き合う時間の増加に向けて、生成A Iの利用率や時間外勤務時間の削減数といった定量的な指標、及び教員の行動や意識の変化などの定性的指標も踏まえまして総合的に評価を行う予定です。

これらの評価結果を基に、本事業の成果と課題を検証し、今後の校務D Xの推進に活用してまいります。

ただし、本年度は、生成A Iを本格的に活用する初年度となりますので、試行錯誤も多く、実際に業務の効率化による業務量の削減の効果は、次年度以降に表れてくるものと考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 1番、中嶋瑞希君。

○1番（中嶋瑞希君） 本年度は、生成A Iを本格的に活用する初年度であり、業務効率化などの成果指標効果は、次年度以降に表れてくるものと考えているとのご答弁がございました。私も、その点はそのとおりだなと感じております。では、ぜひ、今年度については、そういった成果指標も追いつつ、各学校の実情に応じた活動指標を設定いただき、この活動指標の目的達成に向けて、重点的に取り組んでいただくことを期待いたします。そうすることで、来年度以降の展開に向けて、生成A I活用の一步を踏み出しやすい、そんな業務や、効果が得られやすい取り組みの傾向を分析でき、市内各校へのスムーズな展開につながるのではないかな、というふうに考えます。よろしく願いいたします。

次に、生成A I パイロット校の取り組みのロードマップと、各市内各校への展開の流れについて伺います。パイロット校での取り組みは、単年度の今年度のみの実証で終わらせるのではなく、そこで得られた成果や課題を整理し、市内各校にどのように展開していくかというところが重要になるかなと思います。特に、生成A I の活用は、I C Tが得意な一部の教職員だけが使う。そんな状態になると、学校間、教職員間での活用格差が生じる可能性がございます。そこで伺います。生成A I パイロット校の取り組みについて、今年度、どのような段階を経て実施し、どの時点で成果や課題を検証する予定でしょうか。また、指定校で得られた知見を、指定校以外の市内の小中学校へどのように共有して、どのようなスケジュールで展開していく考えか伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） 生成A I パイロット校の取組のロードマップと、市内各校への展開についてでございますけれども、本事業においては、先ほど申し上げましたように金津中学校と細呂木小学校の指定校2校が中心となり、先進事例の研究や活用の実践を進めるとともに、校内への普及を図ります。

市内各校への展開については、指定校2校に加え、その他の7校を研究協力校と位置づけておりまして、研修への参加あるいは校内研修の実施、事例の共有および実践などを通じて、同時並行的に取組を推進してまいります。

なお、年間スケジュールとしては、前期が終了する秋休みの時期を目途に、その時点での評価および課題の検証を行う予定です。

その後、市内全校のI C T担当教諭による研究会において事例発表や中間報告を行いまして、さらなる活用の促進を図っていきます。加えて、12月頃には外部有識者を交えた効果検証会議、そして2月頃には実践結果について報告する予定としております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 1番、中嶋瑞希君。

○1番（中嶋瑞希君） 指定校以外の学校も、研究協力校として関わりながら進めていくということは、来年度以降の展開に向けての大切な取り組みだなというふうに感じました。研究協力校については、指定校の取り組みを単に共有してもらうだけではなく、指定校で生まれた活用事例が、他校でも実践しやすいのか、教職員が扱う上で、どのような不安やつまずきがあるのかを確認する役割が重要なのかな、というふうに考えます。特に、来年度以降、市内各国へ展開を考えるうえでは、成功事例だけではなく、使いにくかった業務だったり、現場で必要とされた支援を把握することが大切かな、というふうに思います。研究協力校においても、無理のない範囲で、実際に活用を試してもらうなど、全校展開に必要な支援を具体化するためのフィードバックを集めていただきたいなと思います。

次に、生成A Iパイロット校の取り組みを支える教育委員会、学校の体制について伺います。生成A Iの活用は、各教職員の個人努力だけに任せるのではなく、教育委員会と学校が組織的に支えることが重要だと思います。そこで伺います。生成A Iパイロット校の取り組みにおいて、教育委員会は、どのような支援体制を整えるのでしょうか。具体的には、教職員研修、管理職研修、共通プロンプトや活用事例の共有、失敗事例や注意点の共有、相談窓口であったり、管理職への報告基準など、どのように整えるのかを考えを伺います。また、教育委員会として、生成A Iの不適切利用が疑われる場合の対応についても教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） 教育委員会の支援体制ですけれども、教育委員会では、令和4年度より“ICT教育指導員”を配置しまして、学習・校務を問わず、教育のDX推進に向け、教員からの相談対応や、課題、活用事例の収集、状況に応じた助言等を行ってまいりました。

今回の取組におきましても、各校のICT担当教諭が中心となり生成A Iを活用することに対しまして、ICT教育指導員が助言やサポートを行ってまいります。

また、教育委員会が主体となりまして、学校ごとの取り組みの成果や課題を含めた事例を収集し、各校担当者を対象とした研修会の実施や活用事例集の作成を行う予定です。

その際には、市長部局とも連携し情報を共有していくことで、市全体での生成A I活用の推進にもつなげていきたいと思います。

生成A Iの不適切利用につきましましては、まずはそのような事態を引き起こさないという点を念頭に、不適切利用を防止するための適切な指導を行ってまいります。各教員にはすでにガイドラインを提示し、生成A Iの適切な利用について周知徹底を図っているところです。今後も管理職を中心とした管理体制を維持しつつ、万が一不適切利用が疑われる事案が発生した場合には、迅速に対応いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 1番、中嶋瑞希君。

○1番（中嶋瑞希君） 教育委員会が主体で活用事例集を作成するとの方針、これは、大変重要だと思いました。生成A Iは、先生方にとって、心理的なハードルがあったり、どの業務で、どのように使えばいいのか、具体的なイメージを持ちにくかったりする面があるかなと思います。そこでぜひ、活用事例集については、単なる資料として作成するだけではなく、先生方がすぐに使えるような形で整えていただきたいな、というふうに思います。例えば、業務ごとの共通プロンプトやテンプレートを教育委員会の方で作成いただき、先生方が呼び出して、そのまま使えるような形にすることで、活用のハードルを下げる可以考虑です。また、不適切利用を防ぐという観点からも、テンプレートの中に個人情報を入力しないこととか、出力結果を必ず教職員確認して、成績評価や児童生徒への指導判断にそのまま用い

ないことなどを注意事項をあらかじめ、組み込んでおくということも有効かなというふうに思います。つまりは、先生方に気をつけて使ってくださいね。とお願いするだけではなくて、安全に使いやすい形を、教育委員会の方で整えていただくことで、活用の促進と不適切利用の防止の両方につながるのではないかな、というふうに考えております。ぜひ、活用事例や注意点を整理するだけではなく、先生方が安心してすぐ試せる、実践的な仕組みとして、整えていただくことを期待いたします。

では、最後に、教育データ基盤、教育ダッシュボードの整備について提案をさせていただきたいと思います。ここまで、生成A Iパイロット校の取り組みについて、法務改善や働き方改革にどうつなげるのか、という観点から伺ってきました。その中で、今後、生成A Iの活用可能性が大きい一方で、慎重な設計が必要になる業務の1つが、形成的評価だと考えます。形成的評価といいますのは、単元や学期の終わりに成績をつけるような、そんな評価ではなく、日々の授業の中で、児童生徒がどこでつまづいているのか、どのように理解が深まっているのかを把握して、次の指導や学習につなげていくための評価のことです。このような形成的評価というのは、子どもたち一人一人に応じた学びを支える上では、非常に重要な業務となっております。一方で、この形成的評価を丁寧に行おうとすれば、授業中の記述だったり、振り返り、デジタルドリルの回答状況、宿題の提出状況など、児童生徒一人一人の学習記録を継続的にみる必要が出てきます。これは、教育の質を高めるうえで重要である。一方、教職員にとっては、負担の大きい業務でもあります。そのため、こうした形成的評価の支援こそ、生成A Iの活用可能性を考えたいところです。例えば、児童生徒の記述や、振り返りから、つま先の傾向を整理したり、学習履歴から、支援が必要なポイントを見つけたり、教員が次の事業改善を考えるための材料を整理したりすることなどが活用としては考えられます。しかし、ここで課題になるのが、個人情報の取り扱いです。文部科学省の教育データ利活用にかかる留意事項では、児童生徒の氏名だけではなく、氏名とひもづく学年、組、学籍番号、出欠情報、1人1台端末の操作履歴、学習アプリの回答結果や回答時間なども、教育委員会、学校における個人情報に該当し得るものとして、例示がされております。また、同様に、文科省の現行の生成A I利用に関するガイドラインにおいても、児童生徒の氏名、成績、健康状態などの個人情報を生成A Iに入力しないことというのがしっかりと示されております。したがって、教職員が個々の児童生徒の学習履歴や成績情報、学習、ログなどをその都度、生成A Iに入力して分析させる、このような運用は避けるべきということだと考えております。つまり、今までの話から形成的評価というのは、生成A Iによる支援の可能性が大きい一方で、その材料となりうる学習記録データの多くは、個人情報に該当しうるため、通常の生成A Iの利用とは別の設計が必要になります。そこで、今回、解決策として提案したいのが、教育データ基盤や教育、ダッシュボードの整備だと考えております。少し難しい話になるので、補足として、画面に教育データ基盤の全体像をお示ししております。

教育ダッシュボードといいますのは、学力調査だったり、出欠情報、アンケート、学習履歴などの教育データを教職員だったり、教育委員会の皆様、そして生徒が一目で把握できるように分析可視化して、そして、児童生徒への支援だったり、学校運営、政策改善、学習改善に生かすための仕組み、全体のことをこう、教育データ基盤というふうに言っております。話を少し戻しまして、先ほどの形成的評価と、どう運用していけばいいか、というところの話なんですけど、個人情報で生成AIに直接入力できないから、教育のデータの活用を諦めるというのではなくて、個人情報を安全に扱う必要があるからこそ、教育委員会が管理するこの安全な教育データ基盤を整備して、その中で学習記録を整理、可視化する必要が出てくるのかな、と考えております。例えば、この事例にもあるように、教育データ基盤のこの中で、授業中の記述、振り返りだったり、デジタルドリルの解答状況、そういったものを整理して、児童生徒自身が自分の学びを振り返るようにしたり、また、教員が児童、生徒、一人一人のつまずき変化をダッシュボードを見て確認して、次の授業改善や個別支援に生かせるように見ていくというものが考えられます。こういった仕組みがあれば、教員が毎回、手作業でデータを集め直したり、個別に生成AIに入力したりする運用よりも、はるかに安全で、効果的で、効率的で、そして、実効性のある形成的評価につながるというふうに考えます。さらに、将来的には、教育委員会が管理する安全なこのデータ基盤の中で、氏名や出席番号などの直接、個人を識別できるような、そういった情報を外して、必要に応じては、ハッシュ化などの処理を行った上で、AI側ではつまずきとか、学習傾向などの分析ができるのではないかな、というふうに考えております。こういった設計であれば、個々の教職員が、外部の生成AIに個人情報を入力する運用よりも、統制された形で、形成的評価を実効的に活用できるという可能性が高まります。そこでご提案です。あわら市では、生成AI、パイロット校での取り組みを、単なる文章作成や、資料作成の効率化にとどめるのではなく、将来的には、こういった形成的評価や、児童生徒自身の振り返りに資する教育データ基盤、教育ダッシュボードの整備につなげていくということをご検討いただけないでしょうか。市の考えを伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） 将来的に教育データ基盤、ダッシュボードの整備につなげていくことはできないか、とのご質問ですけれども、本市では現在、県内で統一された校務支援ソフト及び県が推奨する学習用デジタルAIソフトを導入しております。両ソフト間では、安全にデータを連携することができ、その仕組みは県が整備したものでございます。

なお、デジタルAIソフトは、本年度から新たなソフトに入れ替えており、これにより個人ごとの学習状況をリアルタイムで把握できるほか、一人一人の学習の理解度を可視化できるなど、形成的評価に優れ、個別最適な学びの提供にも有効につながるというふうに考えております。

一方で、これらの活用は導入後間もないことから、効果や課題については、今後検証を進めていきたいというふうに考えております。

なお、校務支援ソフトとデジタルA Iソフト以外にも、子どもの学力や心の状態などもデータ化し連携できれば、さらに子ども達一人一人の詳細な状況の把握や分析がしやすくなると思います。

そのためには、議員ご提案の教育データ基盤や教育ダッシュボードの整備が必要になりますが、これは、市単独で整備するのはなかなか難しく、県全体で取り組んでいくものと考えております。今後、必要に応じまして県への要望を含めまして、対応を検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 1 番、中嶋瑞希君。

○1 番（中嶋瑞希君） はい、今のご答弁の中で、市単独で整備するよりも、県全体で取りくり組むべきであるというご答弁をいただきました。今回、ご提案させていただいたのは、今、他市町では、すでに市独自で、教育データ基盤だったり、ダッシュボードの整備に取り組んでいるという事例が出てきていることから、あわら市においても検討できないかという思いで、今回は提案させていただきました。

しかし、一方で、ご指摘のとおり、本市の現在のシステム環境であったり、県内で統一された校務支援ソフト、県が推奨する学習用デジタルとの連携を考えますと、おっしゃるとおり、県レベルの整備が必要になるという点も理解いたします。ただし、県全体の仕組みを待つのではなく、あわら市としても、現場でどのようなデータが必要とされているのか、どのような機能があれば、先生方の負担軽減につながるのかを整理していくことが重要だと思います。特に、今回、福井県内で生成A Iパイロット校に手を挙げているのは、数市のみというふうにも把握しております。ぜひ、このあわら市での今回の生成A Iパイロット校での検証の中で、校務支援ツールやA Iツールを実際に使う先生方の声を丁寧に把握いただき、県への要望へにもつなげていただきたいというふうに思います。

質問を総括して、最後に一言申し上げます。生成パイロット校の取り組みは、単に便利なツールを試すことではなく、教職員の皆様の働き方改革だったり、指導の質の向上、子どもに向き合う時間の確保につなげることが、改めて重要だと考えております。そのためには、今年度の取り組みを通して、どの業務で活用しやすいのか、どのような支援があれば、先生方が安心して使えるのかを丁寧に把握いただきまして、来年度以降の展開につなげていただきたいと思います。そして、いずれは、生成A Iをどこまで使うかという議論だけではなく、教育データをどのように安全に整理し、児童生徒自身の振り返り、教育の形成的評価を支援する仕組みにしていけるかが、今後は問われていくと思っております。あわら市がパイロット校のこの取り組みをきっかけに、教職員にとっても、児童生徒にとっても安全で、実効性のある教育D Xを進めていただくことを期待し、質問を終わります。ありがとうございました。

◎延会の宣言

○議長（室谷陽一郎君） お諮りします。本日の会議はここまでとし、明日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日6月12日は午前9時30分から会議を再開します。

○議長（室谷陽一郎君） 本日はこれをもって延会します。お疲れさまでした。

（午後2時25分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第132回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

令和8年6月12日（金）

午前9時30分開議

1. 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

（散 会）

出席議員（15名）

1 番	中 嶋 瑞 希	2 番	関 山 耕 人
3 番	中垣内 えり香	4 番	野 沢 裕 希
5 番	家 上 雅 之	6 番	南 良 一
7 番	見 澤 勇 三	8 番	三 上 寛 了
9 番	青 柳 篤 始	10 番	島 田 俊 哉
12 番	堀 田 あけみ	13 番	室 谷 陽一郎
14 番	笹 原 幸 信	15 番	北 島 登
16 番	卯 目 ひろみ		

欠席議員（1名）

11 番	北 浦 博 憲
------	---------

地方自治法第121条により出席した者

市 長	森 之嗣	副 市 長	前 川 嘉 宏
教 育 長	甲 斐 和 浩	総 務 部 長	渡 邊 清 宏
総 務 部 理 事	浅 田 政 幸	創造戦略部長	山 本 紹 央
市民生活部長	江 川 嘉 康	健康福祉部長	中 道 佐和子
経済産業部長	中 辻 雅 浩	土 木 部 長	大 味 雅 彦
土木部 理 事	山 本 学	教 育 部 長	山 下 綱 章
教 育 理 事	堀 江 紀 幸	会 計 管 理 者	早 見 孝 枝
芦原上水道財産区次長	山 岸 勝 統		

事務局職員出席者

事 務 局 長	東 俊 行	事務局長補佐	下 村 純 子
主 査	阪 本 徳 哉		

◎開議の宣告

○議長（室谷陽一郎君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 本日の出席議員数は、15名であります。11番北浦博憲君は欠席の届出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室谷陽一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番、笹原幸信君、15番、北島登君の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（室谷陽一郎君） 日程第2、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

◇中垣内えり香君

○議長（室谷陽一郎君） 通告順に従い、3番、中垣内えり香君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 3番、中垣内えり香君。

○3番（中垣内えり香君） おはようございます。3番参政党中垣内えり香、議長のお許しをいただきましたので分割質問方式にて通告に従い、質問をさせていただきます。

2027年度からの国の農業サポート金、いわゆる水田活用の直接支払交付金の大改正が、本市に与える影響と、今、まさに限界を迎えている中、山間地域、そして、あわら市の農業を守り抜くための市の支援策について質問いたします。今、日本の、そしてあわら市の米作りは、これまでにない大激震の中にあります。国は数年前、5年間一度もお米を作っていない田んぼにはもう国からのサポート金をあげませんという。通称5年水張りルールを突然打ち出しました。これまで、国のお米が余っているから、ほかの作物を育ててくれという方針を信じて、大豆や麦、野菜を作るために、投資をして、田んぼを畑に変えたり、二毛作を行っていきました。それをあとから一方的にサポートを切るというそれは、あまりにも理不尽なあと出しじゃんけんであり、国による農家への裏切り行為と言っても、過言ではありません。本市でも、高齢化や担い手不足が進む中、この冷たいルールによって、もう農業を続けていけないと、引退を決めてしまう農家さんが増えれば、地域のつながりがばらばらになり、あわら市の田んぼが次々と荒れ果てていくのは、目に見えています。

全国から怒りと悲痛の声が殺到した結果、国は方針を少し変え、2027年度からは、

この5年ルールをなくすことにしました。これだけ聞くと、一見、農家さんが救われたように思えますが、実はそうではありません。国の次の政策は、これまでの日本の大切な田んぼを、みんなで守るという姿勢を捨て去り、一律にたくさん収穫して、効率よく設けられる農家だけを応援するという、あまりにも冷徹な収量至上主義へのすり替えなのです。あわら市の農業は、北部の広大な丘陵地でのメロンやスイカなどの園芸、南部での平坦地でのお米、麦や大豆など、東部の山間地域での伝統的なそばやお米、さらには、山から流れるきれいな川の水を生かした、安全な有機農業など、それぞれの地域の特性を生かした多様性こそが最大の強みであり、市民の財産です。しかし、国がやろうとしているたくさん取れたらお金をあげるという新制度は、このあわら市の強みを根底から壊しかねません。とりわけ、私が強い危機感を抱いておりますのは、本市東部の中山間地域、いわゆる山間部や条件の悪い地域の農業の未来です。市の公式資料でもある、水田収益力強化ビジョンにも明確に書かれているとおり、本市の東部には、今、まさに地域が一体となって、必死に農地を維持しているエリアがあります。私はこれまで、これら地元の農家の皆様から、本当に深刻な困りごとや悲鳴の声をたくさん聞いてまいりました。皆様、想像してみてください。一歩足を踏み外せば、大けがにつながるような、あの急な傾斜のあぜ道で行う、命がけの草刈り、山から容赦なく泥や流木が流れ込む。水路を泥まみれになって維持する過酷な作業、さらには、手塩にかけて育てた作物を一瞬にして食い荒らし、農家さんの心をへし折っていく終わりのなきイノシシやシカとの戦いとその甚大な被害。これらすべては、平坦で、広い大きな田んぼにはない東部の中、山間地域ならではの目に見えない過酷な負担と犠牲です。これまで、中山間地域の農家の方々は、平地よりもはるかに多くの汗を流し、命がけでその土地を守ってこられました。それは、単にお米やそばを収穫するためだけではありません。田んぼには、大雨が降ったときに、雨水を一時的にためて、下流の市街地を水害から守る天然のダムとしての役割があります。豊かな生態系、そして、私たちが子どもたちに引き継ぐべきあわら市の美しい原風景。これはすべて、中山間地の農家の方々が自らの体を削りながら、無償で維持してくださっている私たち、全市民の安全と暮らしのための財産なのです。行政もこれまで、さまざまな対策を考えてこられたことはよく分かっております。しかし、現場はもう文字どおり限界を迎えているのです。高齢化が進み、昨日まで草を刈れていたおじいちゃんが、今日はもう動けない、そんな限界の集落に国の新しい制度はたくさん収穫できない山の中の田んぼからは、サポート金をむしり取ると言わんばかりのルールを突きつけようとしています。また、農薬や化学肥料を減らし、手間暇をかけて育てる、体にやさしい有機農業も同じです。地球環境や市民の健康を考えて、一生懸命頑張っている農家さんほど、初期のうちは、収量が少なくなります。国は一方で、環境に優しい農業を進めようといいながら、この新制度では環境にいい農作物を作る農家ほど、収量が低いという理由で、サポート金を減らされるというとんでもない矛盾が起きようとしています。国が守らないという言うのであれば、今、このあわら市が行政と議会がともに

あわらの農業を守らなければ、一体誰が守るというのでしょうか。ここで、私たちが手をこまねいていれば、あわら市の中山間地から、真っ先に火が消えて放置された田んぼは、一瞬で荒れ果てて土砂崩れやさらなる獣害の温床へと姿を変えてしまいます。それは、巡り巡って下流に住む全市民の安全を脅かすことになるのです。国の冷たい効率重視のルールから、あわら市の尊い農家と、食、そして、私たちの町を盾となって守ることこそが、今、あわら市行政に課せられた大きな使命であると考えます。

そこで、以下3点について、具体的に質問をいたします。第1に2027年までの移行期間における農家への救済措置の認定についてです。令和7、8年度の経過措置として、水張りができなくても、土を元気にするためのお手入れ、連作障害を回避する取り組みをちゃんとしていれば、国からのサポート金を切らないとされました。そしてこれを合格と判定する具体的な権利は、国ではなく本市の地域農業再生協議会に委ねられています。地元の農家さんが不利益を被らないよう本市として、どれだけ柔軟な方針か、また、農家への丁寧な周知について伺います。

第2に、2027年度からの新制度が、本市の中山間地域や環境に優しい農業に与える影響の認識についてです。国が進める収量連動型、つまり、たくさんとれたところだけを優遇する仕組みは、あわら市が誇る中山間地域の農家や有機農業の頑張り手を追い詰め、離農を加速させる引き金になりかねないと危惧します。現在の市の危機感と分析を伺います。

第3に、地元の農家を守る防衛策としての産地交付金の活用と、独自支援についてです。国の物差しから、こぼれ落ちてしまう農家を救うため、市が独自の判断で、自由にメニューを決めて使える産地交付金の予算をしっかりと確保するよう国に強く求めるべきです。同時に、国のルールでサポート金を減らされてしまう農家に対し、市独自のメニューを充実させ、あるいは市の独自予算を活用して、その減額分を穴埋めするような、あわら市、あわら版のセーフティーネット、救済措置を今から構築していくべきと考えますが、市の力強い御決意と見解をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 経済産業部長、中辻雅浩君。

○経済産業部長（中辻雅浩君） 1点目の5年水張りルールの実質撤廃と、移行期間における連作障害回避の取組に関する市の対応と農家への周知についてお答えいたします。水田活用の直接支払交付金につきましては、これまでの5年水張りルールの見直しにより、現場における混乱や不安が一定程度緩和される一方で、移行期間における対応が極めて重要であると認識しております。

本市では、あわら市農業再生協議会を中心に連作障害回避の取組の判断にあたり、国の趣旨を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟かつ適切な運用に努めてまいります。

また、農業者への周知につきましては、JAと連携し、農家組合長会議等での説明や対象農家への文書通知、個別相談での対応を通じて、理解促進を図ってまいります。

たいと考えております。

今後とも引き続き制度の円滑な運用に向け、丁寧かつきめ細やかな対応に努めてまいります。

2点目の収量連動型新制度が、市の中山間地域および環境配慮型農業に与える影響の認識についてお答えいたします。

農林水産省は、これまで面積あたりの定額給付が中心であった水田活用の直接支払交付金を抜本的に見直し、収穫量や品質に応じて助成単価が変動する収量連動型へ、令和9年度から移行する方針であると承知しております。

中山間地域におきましては、地形条件や圃場の狭さによる作業効率の制約、さらには排水不良による湿害など、平坦地と比較して収量に差が生じる傾向にあります。

このため、新制度の導入により、中山間地域や環境配慮型農業など、地域維持や環境保全といった重要な役割を担う取組については、その評価が十分に反映されず、結果として相対的に不利となり、営農継続に影響を及ぼす懸念があるものと考えております。

とりわけ、中山間地域における農業者については、こうした影響を受けやすい状況にあるものと認識しております。

市といたしましては、今後の制度動向を注視するとともに、関係機関と連携しながら、中山間地域においても持続的な農業経営が確保されるよう、地域の実情に応じた支援策の検討を進めてまいります。

また、国に対しましても、制度見直しにあたっては、十分な周知期間と経過措置を設けるとともに、地域条件や実情に配慮した制度設計となるよう、引き続き要望してまいります。

3点目の国のルールから地元農家を守るための産地交付金の拡充と、市独自の救済措置についてお答えいたします。

産地交付金は、地域の実情に応じて活用できる重要な財源であり、本市としても、その確保に向け、国、県に対し働きかけてまいります。

あわら市農業再生協議会における産地交付金は、県の支援対象とならないメロンやスイカなどの作物について、市独自の支援メニューを設けるための原資として活用しているところです。

今後も、JAなど関係機関と協議しながら、必要に応じた支援内容の充実や新たな施策の検討を進めてまいります。

なお、ご提案の減額分を全面的に補填するような市独自の制度につきましては、財政負担や公平性の観点から慎重な検討が必要ですが、地域農業を守る観点から、そのあり方について、引き続き検討してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 3番、中垣内えり香君。

○3番（中垣内えり香君） ご答弁ありがとうございます。市としましては、農業従事者の皆様の大変な現状を理解され、支援の施策を検討されていると理解いたしました。

ここで一点、再質問をさせていただきます。中山間地域においても、持続的な農業経営が確保されるよう地域の実情に応じた支援策とは、具体的にどのような支援でしょうか。教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 経済産業部長、中辻雅浩君。

○経済産業部長（中辻雅浩君） ただいまのご質問にお答えいたします。現時点では、国の収量連動型制度の詳細が不明であるため、推測の範囲となりますが、大豆やそばなどの転作作物につきましても、収量面における平坦地と、中山間地域の配慮が必要になるものと認識しております。具体的には、平坦地と中山間地域における補助の条件の違いを踏まえ、10アール当たりの基準となる収穫量を地域別に設定し、必要以上に不利とならないよう、配慮した措置を検討することなどが考えられます。市といたしましても、今後も、中山間地域において、持続的な農業経営が確保されるよう、地域の実情に応じた政策の検討を進めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 3番、中垣内えり香君。

○3番（中垣内えり香君） 現時点で、制度の詳細がまだ不明なため、対応策や支援策も検討中であることは分かりました。いずれにしましても、中山間地域や有機農業などのことを考慮し、収量至上主義的な制度とならないよう、国などに対し、声を上げ、農業者のための施策をしっかりと遂行して行ってほしいと思います。今、今日も農家さんは、必死で、農地を守り、作物を作り、私たちの命を守ってくれています。そして、限界を迎えている現状も、刻一刻と進んでおります。市の、国の、サポート体制が、ますます重要になっております。力強いご支援を要望いたしまして、一点目の質問を終わりたいと思います。

次に、地域食料安全保障の観点から、米の備蓄と食糧危機を想定した地域自給体制について伺います。私は、昨年9月の定例会議における一般質問において、すでにわが国、そして、このあわら市に深刻な食糧危機が起こる可能性について、強い危機感を持って、指摘をさせていただきました。大変残念なことに、その私の懸念は、今、現実のものとして、私たちの目の前に迫っています。記憶で新しい昨年の米不足の際、この米どころであるはずのあわら市においてすら、お米の値段が跳ね上がり、お店の棚からお米が消えるという異常事態が起こりました。お米の産地に住んでいる私たちでさえ、手に入らない、買えないという、あのショッキングな出来事は私が昨年、警告したとおり、私たちの食の守りがいかにもろく、危ういバランスの上にあるかを、私たちに強烈に突きつけました。しかし、危機はそれだけではありません。今、海外での戦争や国と国との対立、さらには地球規模の異常気象など、世界の情勢はいつ何が起こるか分からない、極めて不安な状態にあります。それに伴い私たちの食を根底から揺るがす、もう1つの大問題、それが迫っています。それが、海外からの原油やプラスチック、化学製品の原料となる資源の不足です。地元の農家さんからは、肥料や農薬が高すぎて、これ以上、お米や野菜、果物を作っ

ても赤字になる。燃料が手に入らなければ、どれだけ広くて、立派な田んぼや畑があっても、トラクターを動かすことすらできないという、明日への強い不安の声が、私のもとにもたくさん届いています。現在、さまざまな業界で問題になっておりますが、現代の農業も、これらの海外からの資源なしには、一日も成り立ちません。野菜を育てるビニールハウスのシート、苗を育てるプラスチックの箱、収穫した作物を運ぶコンテナ、さらには、お店で並ぶ食品のパッケージに至るまで、現代農業のすべてが、石油製品で埋め尽くされているからです。作物を育てるための化学肥料や農薬も、海外からの輸入が止まれば、製造すらできません。つまり、ひとたび、海外からの物資がストップすれば、どれだけ素晴らしい農地があっても、資材がないから作れない。燃料がないから、動かせないパックがないから出荷できないという、致命的な食料生産のストップが引き起こされます。これが絵空事ではない、本当の食糧危機の姿なのです。地方自治体の最も大切な仕事は、市民の命と暮らしを守ることです。だとするならば、私たちの国の対策をただ待つのではなく、私たちは、国の対策をただ待つのではなく、海外からの物資がストップする最悪の事態を想定し、自分たちの力で市民を守る、あわら市独自の食の防衛策を、真剣に、今すぐ考えていかなければなりません。その最大の防衛策こそが、海外輸入依存度の高い化学肥料や、農薬に頼らない、有機農業や、自然栽培といった農法を、安全保障の柱として位置づけること、持続可能な有機農業、環境に優しい農業の推進ではないでしょうか。その推進こそが、本市の豊かな水田を、これ以上1枚も減らさずに維持することにつながるのではないのでしょうか。実際、私は食料安全保障の観点を重要に考えて、農薬や肥料を全く使わずに、お米作りに取り組んでおりますが、周りのそれらを使用する観光農家さんほど、この資材が高騰している苦しい影響を受けることは、少なく感じております。さらに、昨年の米不足のような大混乱から、市民を守るため、あわら市で採れたお米を、平時から市独自でしっかりと備蓄管理し、有事には市民へ優先的に配る、いわばあわら市独自の、お米の備蓄需給システムを作るべきではないのでしょうか。例えば、市が独自にストックしたお米をふだんは、子どもたちの学校給食に定期的に回して使い、常に新鮮なお米を入れ替えながら、一定量を備蓄しておく、あるいは、地元のお米屋さんや、JAと有事の協定を結んでおくといった地産地消のぬくもりのある防衛策が、今こそ求められています。国の方針が二転三転とする時代だからこそ、あわら市の尊い農家と、全市民の命を盾となって守ることこそが、今、あわら市行政に課せられた最大の使命であると考えます。そこで、以下、3点について、市長の明確な見解を伺います。昨年の米不足の教訓、および、海外からの資源、燃料、トラブルに対する本市の現在の食料危機へのご認識についてです。飼料や資材や燃料の高騰に苦しむ農家への支援の現状とともに、海外からの物資の供給が止まった際や、供給しづらくなった際、本市の農業や市民への食料供給に、どれほど甚大な影響が出ると考えているかと市として危機感を伺います。第2に、いざというとき、市民の命をつなぐためのお米の備蓄ストックの現状についてです。現在、数日分の非常食の備蓄はありますが、もし、海外からの物流

が数か月から1年近く止まるような本当の食料危機が起きたとき、市民が食べるためのお米が、どれだけ市内に確保されているか、現状を伺います。第3に、外部資源に依存しない地域自給計画、および市独自でお米をストックする仕組みづくりについてです。今後、海外からの資源が止まってしまう、または入りづらくなるようなことがあっても、あわら市だけで食を維持できるよう、海外輸入依存度の高い化学肥料に頼らない有機農業を、安全保障の柱として位置づけるとともに、市独自でお米を備蓄管理し、学校給食や地元流通と連携させながら、市民の命を守る。あわら市独自の地域食料安全保障計画を策定すべきと考えますが、市長の前向きなご見解を伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） まず、1点目の本市の食料安全保障に対する危機感についてお答えします。

農業を取り巻く状況につきましては、資材価格や燃料費の高騰などにより、農業経営への影響が大きくなっているものと認識をしております。

また、肥料や燃料などの多くを海外に依存している我が国の構造を踏まえ、海外からの物資供給が停滞した場合には、農業生産や流通、市民への食料供給に一定の影響が生じる可能性があるものと見込まれます。

なお、食料安全保障は本来、国の責任において総合的に確保されるべき重要課題であり、資材供給や流通、価格対策などについては、国の施策として対応されるべきものと考えております。

その上で、本市といたしましては、国、県の支援制度の活用を図りながら、農業者の経営継続や地域農業の維持に向けた必要な支援について、今後の状況を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目の本市における現在のお米備蓄状況と長期的な食糧危機に対する実効性についてお答えをします。

現在、市が備蓄している食料は、災害時の初動対応を目的としたアルファ化米など約5,000食分であり、短期的な避難生活を支えるためのものです。

議員ご指摘のような長期的な食糧危機への対応につきましては、国全体の食料安全保障政策の中で備蓄、流通体制が構築されるべきものであり、本市単独で市民全体の需要を賄う規模の備蓄を行うことは現実的には困難であると考えております。

長期的な食料供給につきましては、国の備蓄制度や民間流通在庫の機能により確保されるものと認識しております。

3点目の本市独自の地域食料安全保障計画の策定についてお答えをしたいと思います。

議員ご提案の地域食料安全保障計画につきましては、近年の国際情勢の不安定化や資材価格の高騰などを背景に、地域においても食料確保の重要性が一層高まっていることから、その必要性や問題意識については十分理解できるものであります。

一方で、食料安全保障は本来、国家レベルで対応すべき課題であり、生産、輸入、流通、備蓄、さらには肥料や燃料などの資材供給に至るまで、国の責任において総合的に確保されるべきものであると考えております。

ご提案のように、本市単独で食料の自給体制や大規模な備蓄体制を構築することにつきましては、備蓄施設の整備や維持管理、資材供給の確保、さらには財政負担など多くの課題があり、現時点では計画として体系的に策定することは現実的に難しいものと認識しております。

その上で、本市といたしましても、地域の農業基盤を維持することは食料供給力の確保につながる重要な施策であると考えており、これまでも地産地消の推進や担い手の確保、育成などに取り組んでいるところであります。

今後につきましては、国や県の施策との整合を図りながら、こうした地域として担うべき取組を着実に推進するとともに、社会情勢の変化や国の動向を注視しながら、本市として必要な対応について引き続き検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 3番、中垣内えり香君。

○3番（中垣内えり香君） 市長ご答弁ありがとうございました。食料安全保障につきましては、国が主導となり、国全体として取り組むべき課題であることは理解いたしました。その上で、本市に置かれましては、地産地消のさらなる推進をはじめ、学校給食における地元農産物の活用拡大、担い手の確保、育成、農業者への強固な支援、環境保全型農業への推進など市として、担うことのできる分野において、着実に施策を進めていただきたいと思います。地方自治体の最も大切な仕事は、市民の命と暮らしを守ることです。有事の際にも、地域内で一定の食料供給が維持できるよう、地元事業者や生産者、JAなどとの連携強化、地域農業の生産基盤維持にも、引き続き危機感を持って取り組んでいただくことを強く要望し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇南 良一君

○議長（室谷陽一郎君） 通告順に従い、6番、南良一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） 議長のお許しをいただきましたので、6番南、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。えっと、昨日、教育福祉にかなりあの質問が集中しまして、申し訳ないなと思いつつ、今日はでも私だけなんでよろしくお願いしますなと思います。あの日頃からご苦労されていること、並びに部活動の地域移行という全国的にも悩ましく、しかし、やるともう、国が決めたことに対して、果敢に取り組まれていることに、敬意を持っております。あの、難しい問題ですので、現在進行形でもあります。現在のありようとお考えを率直にお聞かせ願えたら、ありがたいなと思います。早速、背景やそういうことは別にして、質問に行かせていただ

きます。一問目です。あわらトリムクラブ、中学校地域クラブ活動の運営管理状況について伺いたします。学校部活動の地域移行、文科省は、地域展開という言葉に変えていますが、もともとは、地域移行というふうに、私は認識しておりますので、地域移行という言葉を使わせてもらいます。地域移行については、社会教育として位置づけのもと、あわらトリムクラブへの中学校地域クラブ活動の指定管理が行われ、前年度までの休日部活動の移行に加え、今年度からは平日以降にも着手されています。そこで、現在の運営状況、平日以降の実施状況、保護者の声、現時点での課題、今後の展望について伺いたします。よろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） 本市の学校部活動の地域展開の状況につきましては、国が示す部活動改革の方針に基づき、休日については令和8年4月から一般社団法人あわらトリムクラブを運営主体とし、18の地域クラブが活動を行っております。

この休日の地域クラブ活動については、現在の学校部活動に加入している生徒のうち約8割以上の生徒が休日の地域クラブにも参加していることから、一定程度、生徒たちや保護者に受け入れられているものと捉えております。

また、平日の地域展開につきましては、今年度は検証を行うための試行的な取り組みを進めているところであり、1つの部活動において平日の活動全てを地域クラブへ移行しているほか、2つの部活動において平日のうち週1日を地域クラブへ移行しております。

こうした中、平日の地域クラブ活動に参加している生徒からは、学校部活動と比べ活動時間が確保されている点を評価する声をいただいているところでございます。

また、保護者からは、専門的な指導を受けられていることについて評価する声がある一方で、送迎や費用に関する負担などについてのご意見もいただいております。一定の評価とともに課題も認識しているところでございます。

この他にも、指導者人材の継続的な確保、保護者理解のさらなる促進、持続可能な財源確保などの課題があると認識しております。

こうした状況を踏まえ、休日の地域クラブ活動の安定的な運営を図ることはもとより、平日の地域展開については、現在の試行的な取り組みの検証を丁寧に行い、学校、生徒、保護者などの意見を聞きながら、持続可能な活動体制となるよう取り組んでまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） どうもありがとうございました。状況を伺いましたので、この件につきまして、再質問はいたしません。課題をしっかりと把握しておられること、この一般質問を形成する過程においても、山下部長とは、いろいろお話しさせていただきまして、あの、本当に課題も共有できるなっているところが、ずいぶんございました。特に、指導者の過去の難しさに、大変な苦勞されていると、いろいろなあの部

活動をやっている指導者とか、あのその学校の先生とかにお聞きしても、そういうことは、つくづく私も認識しております。さて、この平日部活動の開始時間が、指導者の都合で遅くなることが当然、予想されます。学校は、だいたい3時半に終わるんですが、あの部活動の指導者が会社から帰ってきて、7時から始まるとか、そういうことが、これから多々起こってくると思います。そうすると、中学校においても、小学校の放課後児童クラブと同様な放課後の過ごし方ということにおいて、また課題が生じてまいります。学校における支援と、部活動における子どもの支援との間に、切れ間ができることが大きな課題であると同時に、それは逆に、あわらの子どもたちを伸ばしていくチャンスでもあります。どのようにその時間を過ごすかということですね。その放課後問題に関しては、小学校の放課後児童クラブでの過ごし方もあり、小中連続して、これから課題になってくることもありますので、もう少し推移を見させていただいて、質問させていただきたいなと思います。

2問目の質問に行かせていただきます。部活動が地域移行に、10年先も持続可能な体制になり得るための視点について伺いたいします。スポーツ庁は、地域移行に関するモデル事業を示しておりますが、あわら市は独自の指導者確保、すなわち、教員に指導者をさせるということをしてないわけですね。指導者確保されており、素晴らしいと思っております。ただ、今後、あわら市において、指導者人材の継続的な確保や、運営体制の維持が大きな課題になると考えます。特に、地域移行も10年先も、持続可能な体制としての部活動移行が存続しているのかというと、懸念も少々抱くことであります。そこで、指導者確保の現状と見通し、指導者の育成支援体制、指導方針や安全管理の共有、特定個人への依存を防ぐ体制づくりについて、あわらトリムクラブと、どのような方向性や共有がなされているのか、伺いたいします。よろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、持続可能な体制を構築していく上では、特定の個人に依存しない運営体制の確立と、指導者の共通した指導理念のもとで活動が継続される仕組みづくりが重要であると考えております。

本市におきましては、種目ごとの活動を個々のクラブ任せにするのではなく、一般社団法人あわらトリムクラブを運営母体として、指導者の配置や活動場所の調整などを組織として支える体制としております。

現在、指導者につきましては、市スポーツ協会やスポーツ少年団、教員経験者、市内で活動する一般のクラブ関係者など、地域で日頃から活躍されている指導者の方々を中心に選出し、各クラブに複数の指導者を配置することにより、特定の個人に負担が集中しない体制づくりを進めているところでございます。

指導者の育成につきましては、安全管理やハラスメント防止に関する共通ルールの徹底とあわせ、指導方針の浸透を図るため、研修会を実施しているところです。

なお、本市においては、国の方針に基づき、研修の受講などを認定条件とする指導者認定制度を今年度中に整備する予定でもあり、指導者のさらなる資質向上にも取り組んでまいります。

また、指導方針につきましては、「活動の主役は子どもである」という考えのもと、子どもたちの自主性や成長を尊重した指導を基本とし、勝利のみを目的とするいわゆる勝利至上主義に偏ることなく、スポーツや文化活動を通じた人間形成を重視する方針で共有を図っております。

あわらトリムクラブとは定期的に情報共有の場を設け、課題の共有と改善に努めているところでありますが、今後も国の動向等を踏まえながら、指導者の育成、支援体制の充実を図り、持続可能な運営体制の構築に努めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） ありがとうございます。再質問させていただきます。活動の主役は、子どもであるという考えのもと、子どもたちの自主性や成長を尊重した指導を基本とし、勝利のみを目的とする、いわゆる勝利至上主義に陥ることなく、偏ることなく、スポーツや文化活動を通じた人間形成を重視する方針で共有を図ってまいりますと、これは、学校の今まで行われていた学校部活動の方針と一致したものであり、この理念は、ずっと変わってなく、これは大切な指針であり、あわら市もそれを踏襲してくれたことはありがたく思います。実は私は部活動の顧問を37年ほどやっていました。先日、北越高校の痛ましい事件、私もただ運良くここに立っているだけで、何が起こってもおかしくない状況です。今のあの学校、部活。なぜ、そこまでリスクを背負ってやってきたかという、私、よく考えてみますと、そこは勝つことへの自己満足。もう少しきれいな言葉で言うと、生徒に努力や忍耐や仲間との連帯による自己肯定感の醸成を、という言葉のもとにやっていたのかもしれないし、しかしながら、成長した子どもたちが強豪を倒していくときの指導者としてのふるえと感動は、それが指導者の醍醐味でもあったことは事実です。指導者自身の部活のやりがいというものをそこに求めていたのは、生徒も私も勝つことへの努力ということがあったことは、間違いございません。家族への多大な迷惑や聴覚勤務で、さまざまなところに迷惑をかけてきたことは、正直なところでは、そこで伺います。これから、地域移行において、部活動を通じた人間形成を支援する指導者への指針ありようについて、もう少し踏み込んでお答えいただきたいなと思っております。大変難しい質問ではございますが、市として、指導者、保護者とのそこら辺の共通認識は大切だと思っておりますので、よろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） ただいまのご質問にお答えいたします。指導者のあり方につきましては、議員ご指摘の通り、勝利を目指して努力する過程の中で得られる達成感や連帯感は、指導者、生徒双方にとって大きな意義があると思われまふ。本市

といたしましても、競技力の向上や技術の習得を目指すこと、また、こうした目標に向かって努力することは、子どもたちの成長にとって重要な要素であると考えております。一方で、これからの地域クラブ活動におきましては、勝利や技術向上のみを追求するものではなく、活動の過程で、子どもが何を学び、どのように成長したかを大切にすることも重要であると考えております。こうしたことから、地域クラブの指導者には、競技や文化活動の技術向上の支援に加え、子ども一人一人の成長に寄り添い、多様な価値観や個性を尊重しながら、自ら考え、行動できる力を育む伴走者としての役割が求められるものと考えているところでございます。また、このような指導の考えにつきましては、指導者のみならず、保護者とも共通理解を持つことが重要であると認識しております。本市といたしましては、あわらトリムクラブと連携しながら、活動の主役は、子どもであるという理念を引き続き、指導者、研修会や保護者、説明会などを通して、指導者と保護者が同じ方向を向いて、子どもたちの成長を支える環境づくりに取り組んでいきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） どうもありがとうございました。その競技ですね。文化活動も競技と呼ばせてもらいますと、その魅力を継承していくには、仲間と共に、その競技に真摯に向き合う指導者も、子どもも向き合うことが必要だと思っております。勝利云々よりも、その姿勢を、指導者には自覚していただけるように、かつ、まさに、今言われたように、子どもたちの人生の彩りとなるような万象さとしての在り方の指針を、教育委員会が指導者にお示ししてくださると、大変ありがたい。それがまさに、指導者としてのモチベーションを持続できる源であると考えております。また、言われる通り、保護者への共通理解、それが一番大切かもしれません。何か起こったときにも対話があった。保護者との対話がきっちりあった、もう、教員ではございませんので、指導者が。そういう対話をしっかりしていくということが、一番危機管理が問われたときに、大切になってくるものだと思っております。指導者への市としての指針まで踏み込んで、大変申し訳ない質問でしたけれども、市の考えをお話を通じて理解いたしました。しかしながら、このような方針に応じてくれる指導者の確保が課題です。勝利だけを目指すのではなく、競技への魅力を共有してくださる指導者、それにこそ、多少の時間、不便があっても、生徒は惹かれて、その指導者のもとに集うものだと思っております。さまざまな機関と連携をとって、その確保と継続性をぜひ維持していただきたいものだと思っております。

最後の質問です。あわら市持続可能モデルのために、高校や社会体育、文化活動、さらに地域人材との連携について伺います。あわら市型持続可能モデルをぜひ構築して欲しいと、私自身は思っております。学校の生徒だけで完結させるのではなく、高校部活動、社会体育、社会文化活動、地域で活躍されている人との連携も、これからますます大切になり、これこそがあわら市型の持続可能モデルだと思っております。そこで、現在の高校との連携、社会体育団体との連携、地域の文化

系活動との連携について、今後どのような方向性を考えておられるのか、お伺いいたします。よろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、中学生を対象として活動している陸上クラブが平日に金津高校陸上部と連携し、合同練習を行っております。

また、市スポーツ少年団とは、一部の種目で中学生の受け入れを行うなど連携を図っているほか、あわら市文化協議会加盟団体と連携し、中学生を対象とした茶道体験教室を実施するなど、多様な分野における活動機会の確保に向けた取り組みも行っているところでございます。

今後も地域の高校や社会体育団体、文化活動団体、地域で活躍されている人材など、さまざまな主体との連携をさらに広げていくことにより、子どもたちの活動機会の充実と、それを支える担い手の確保の両面から、持続可能な体制の構築につなげてまいりたいと考えております。

これらの取り組みを通じ、あわらトリムクラブが目指す、子どもから大人まで幅広い世代が、ともに支え合いながら活躍していく総合型地域スポーツクラブの理念の実現につなげるとともに、地域とともに子供たちを育む持続可能な活動基盤の構築を目指してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） 何回もありがとうございます。なんか全体像ができてきて、とても嬉しいなという気分であります。さまざまな広い意味での地域と連携していくことは、この地域移行に関しては、必須であって、全く今、部長が言われた通りであると同感であります。そういう意味で、今までなかった新しい学校に依存しない部活動の意義ならびに、子どもの成長がそこに、あの社会と交わることによって、あわらの子供が生まれてくるのかもしれませんが。再質問させてください。将来、地域へよき思い出として、愛着が生まれてくるのも、今、ご指摘いただいた地域との交わりの中で、子どもが育つということかもしれません。交流を推進していただきたいなと思います。さて、保護者への啓発について、若干戻りますが、保護者はとても不満を感じているという声を、実は聞いております。学校教育の中で、今まで行われてきたことが、日本以外では、あまりそういうことは行われてきていないんですが、大きく学校教育と離れてしまう、子どもの放課後の過ごし方とも関連して、とても不満だというような声も聞かれます。最初の質問で、ちょっと触れなかったのですが、総じて考えると、今後、まさに子ども親も、次世代の子どもを育てるんだと、今までと違うんだ、というようなことに気持ちを移していくというところに、これからの、あの真価が問われてくるのかもしれませんが。そこで、最後にお話してください。この地域移行は、単なる移行ではなく、私自身は新しい団体との交流も含

めですね。今、社会教育事業への転換、しかも、それには、子どもを中心に据えるということを忘れてはいけないよ、ということだと感じているのですが、そのところの保護者への広報も含めて、教育委員会の見解をよろしくお願い致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） ただいまのご質問にお答えいたします。この部活動の地域展開につきましては、議員ご指摘の通り、子どもたちの活動を学校だけではなく、地域全体で支えていく新たな社会教育への転換であると認識しております。地域との連携により、多様な人との関わりや、専門的な指導など、これまで以上に幅広い学びの機会が生まれることは、この子どもたちにとって、大きな意味があると考えているところでございます。一方で、保護者の皆様におかれましては、送迎や費用面など、これまでとは異なる負担が生じていることから、不安や戸惑いがあることも、十分認識しています。その上で、地域クラブ活動を持続可能なものとしていくためには、地域全体で、子どもたちの活動を支えていくという意識への転換が必要であり、保護者の皆様にも、活動を利用する立場にとどまらず、支える一員として、関わっていくことが重要であると考えております。本市といたしましては、今後も引き続き、丁寧な情報発信に努め、保護者や地域の皆様の参画を得ながら、地域とともに子どもたちを育てる環境づくりを着実に進めてまいりたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） ありがとうございます。そうですね。今の答弁の中で、保護者の皆様にも部活動を利用する立場にとどまらず、支える一員として関わっていただく保護者や地域の皆様の参画を得ながらという言葉、素敵ですね。そのように、地域とともに、子どもを育てる、今までとは違うんだという、そういう認識を持ってもらえるように、またお願いしたいなと思います。ただ、言うは易しで行うは容易ではございません。焦らず制度としては、学校部活動とは違うということを違うものを構築していくんだという。だから、必ず中体連にあるような種目だけ行わなくてもいいような気もしています。平日に関しては、まだ、周囲の市町村も、それだけ進んでません。やはり踏み込むには、かなり課題があると認識しているのだと思います。平日に関しては、早急に移行しなくても、指導者の待遇を徐々に良くしていくことも考え、放課後の使い方で、あわらの子どもたちが、未来に向けて、どう生活していくのかも見極めつつ、慌てずにやっていただきたいなと思います。そして、もし行き詰まっていくようなら、ぜひプロの伴走者も取り入れつつあわらトリムクラブとともに考えていってください。最後に、今までの学校部活動でよかった点は、一言で言うと、その競技を通じて、仲間と共に頑張った自己肯定感を育ててきたことだと思います。そういう点もぶれずに、あわら市としてのチャレンジをしていただきたいと思います。今のチャレンジが、将来、あわらの子どもたちが、このあわらを担ってくれる原動力になってくるものだと思います。部活動は、人

間形成のまさに、学習指導と同等に、素敵な教育と捉えてきました。これからも、救急車を何度も呼び、一命というものも起こります。しかし、何が一番良かったのか、その子の青春時代の情熱とともに伴走できたことだと、これからのわらの指導者が思えるような、部活動の移行を成し遂げていただきたいなと思っています。以上で、一問目の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

半分過ぎました、すみません。それでは続けて、あの2つ目の放課後児童クラブについて、お伺いいたします。日頃から子育て支援課並びにクラブの指導員の方が大変ご苦労されていること、ならびに、放課後児童クラブのあり方という全国的にもこれも悩ましく、それに果敢に取り組んでいらっしゃることに對しても、敬意を持っています。これも今、1月からだったかな。芦原放課後児童クラブの民営委託が始まったばかりなので、現在のありようを、お答え願いたらなと思います。それでは、質問に行きます。放課後児童クラブの持続可能な運営と、放課後の質の向上について、ということをお願いします。芦原子どもクラブが運営委託になって、半年が経過しました。運営体制の変化や成果、課題をどのように認識しておられるのか、また、今後の持続可能な運営について、市は、どのような方向性を持っておられるのか、利用者数の変化、保護者の声、支援員体制の変化、運営上の課題についてお教えてください。お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） 芦原子どもクラブの委託後の変化や成果、課題をどのように認識しているのか、また、今後の持続可能な運営についての方向性は、どのようになっているのか、との質問にお答えさせていただきます。

まず、芦原子どもクラブの利用状況についてですが、利用登録率は対象児童に對しまして概ね50%前後で推移しており、民間事業者委託後も含め、大きな増減は見られておりません。

次に、保護者評価についてです。令和7年9月と、委託後の令和8年5月に利用児童の保護者を対象に実施したアンケート結果を比較しますと、肯定的な意見が増えております。

具体的には、楽しく過ごせているかという質問に對しましての回答については81%から87%に、満足度については、74%から87%と、いずれも改善傾向が確認できております。

これは、日々の関わりの積み重ねに加えまして、運営面の整備が一定程度効果を上げている結果と受け止めております。

続いて、支援員の体制についてです。

委託前は、長期休暇中を含めて会計年度のパート職員として12人体制で運営しておりましたが、委託後は、統括責任者を新たに設置し、全体で15人体制となり支援員を増員しております。さらに、月1回の研修を実施するなど、支援員のスキル向上につながる取り組みも進めております。

最後に、運営上の課題についてです。

子どもクラブを委託したことで、支援員の確保など、人材確保の面で改善がみられる一方で、委託運営を安定して続けていくためには、市、受託事業者、学校の間で、子どもの状況や配慮が必要な事項を適切に共有し、連携していくことが重要であると考えております。

特に、いわゆる気になる子への対応については、支援員の経験や丁寧な関わりに加え、学校との情報共有が欠かせません。

今後も、こうした連携の仕組みを整えながら、定期的な協議、報告、アンケート等による見える化と改善を進め、持続可能で、安心できる運営の定着を図ってまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） どうもありがとうございました。現状をお聞きしたので、再質問はいたしません。私も民間に委託してから、現場を見せていただいて、一番すごく変わったなと思うことを言わせていただきますと、廊下に掲示物が貼ってあって、そこにどういうことが書いてあったかという、優しい言葉、尖った言葉というのが、あの付箋で貼り付けてあるんですよ。これ、以前伺った時はなかったなと思って見てたら、そこにやっぱりいじめとか、そういう本質的な子供の内面を描かせて書いているで、その言葉を子供に話させて、何かあった時には、こういう言葉があるよね、ということを指導、教育かなと思ったぐらいのことをされていました。そし、そういうことがすごく印象に残っていて、教材なんかもすごく良くなっている。やっぱり、教材を積極的に取り入れてくれてやっている。そういうところで、放課後の過ごし方がちょっと違うなということを感じました。これ、原稿に載ってません。ごめんなさい。そして、学校との連携について、課題があるということもお聞きしています。指導員の方からもお聞きしています。学校との連携については中々指導員の方から学校言うっていうのは難しいと思いますので。あわらの子どもの成長を望んでいるのは、学校も、支援員も、子ども支援課も同じです。そこで、教育委員会にも、お力添えをいただけることを期待しております。子どもにとって、気にかけている、見守られているという感覚が、その子供自身の自己向上や、自己肯定感にもつながっていくと思っておりますので、その学校との連携という、素敵なご指摘ありがとうございました。

2つ目の質問に行きます。全国では、放課後児童クラブを単なる預かりではなく、子どもの学びや体験の場として発展させる取り組みが進んでいます。地域人材の活用、探究、今流行りの探究活動、自然体験、学習支援などを預かり、もちろん、預かりというのは、安心安全に力を入れてもらっている、預かりなんですけれども、その預かりから放課後の質を高めていくということに関して、お考えを伺います。よろしく願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） ただいまの質問にお答えします。

議員ご提案の子どもクラブの預かりから学び・体験・地域交流へ、という方向性は、子どもたちの放課後をより豊かなものにし、地域にとっても意義のある考え方であり、市としても大切な視点だと認識しております。

しかし、平日の運営は時間に限りがあり、どうしても宿題の時間、自由遊び、お迎えといった一定の流れになりやすいのが実情です。安全面の配慮や人数体制も含め、現場としてはこれが限界に近いものであります。

また、放課後の質を高めること自体は重要であります。放課後の過ごし方は、スポーツ少年団や友達との遊びなど様々な選択肢がある中で、子どもクラブもその一つであると認識しており、公平性の観点も踏まえながら、慎重に検討していく必要があると考えております。

一方で、春、夏、冬の長期休暇中につきましては、現在でも、消防や自衛隊に依頼した防災講座、エコバッグづくりなどの出前講座、お金の使い方教室、県や市の消費者センター講師による清涼飲料水の糖度調べなど、学びや体験につながる機会を取り入れてきております。

市としては、時間が朝から使えるこのような長期休暇を活用した体験教室などをさらに充実させていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） どうもありがとうございます。再質問させていただきます。放課後の質などという大きなタイトルを掲げて、本当は大変恐縮いたしております。安全面の配慮や人員体制も含め、現場としては、これが限界に近いものでありますという答弁に関しても、現場を拝見させていただいて、よくわかります。私が分かりますと言っても、現場で子どもたちに接していないので、あるいは、運営にも携わっていない以上、言葉だけの理解かもしれません。ただ、支援員の方々が個々人、一人一人が子どもへの愛情を持って支援してくださっているということも感じております。そういう意味で大変分かりますというのは、失礼な言い方なんです。この放課後の質というのは、やはりやっぱり大きなポイントであり、踏み込ませていただきます。私が近隣市を調査して一覧表にしたものを事前にお渡ししているのですが、ここに表示しようと思ったんですが、後ろの方が見えなくなってしまうのでしませんでした。加賀市の取り組みの中で一点だけ、ここぞというような取り組みがあったので、ご紹介します。それは、時間がなくなってしまうとあれなんです。あの支援員の方々が、あわらの子どもたちを、やはりよくしていくんだ、せっかく2時間半、3時間預けていただいたので、そこをやはり伸ばしていくという、今のさっきの模造紙が貼ってあったという話もしましたが、そういう1つのベクトルを、支援員全員が共有しているということです。加賀市のしろっこという子ども園なんです。児童クラブなんです。そういうあわらの子供たちに教育っていうか、

共に育つという、そういう有意な時間を共有する。今は、安全、安心に仲良く過ごそうというような感じなんです、そういうなんか意識をですね、子ども支援課で検討していただいて、そういうふうなベクトルを、支援員に研修していくと。そういうようなことをやられているクラブは、ほとんどだと思いますが、あわら市全体の小学校の放課後の全体的な、全体ですね、質を上げるというような観点から、同じ方向をやっぱり検討して伝えていく、意識してもらおうということに関して、お伺いしたいなと、そういう考えに対して、お伺いしたいなと思います。また、放課後の過ごし方に関しての答弁の中にあった子どもクラブの公平性の観点という意味が、ちょっと理解できなかったもので、それについてお伺いたします。よろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） ただいまの質問にお答えします。議員ご提案の子どもクラブの預かりから、ごめんなさい間違えました。再質問ですね、すみません。このクラブの運営につきましては、以前から注目いただいているところであり、安定的な運営のため、支援員の人材確保が優先的な課題として取り組んできましたが、今後は、子どもクラブの過ごし方についても、市の方で、しっかり方針を持ち、取り組んでいきたいと考えております。現場で働く支援員も含めまして、保護者のための子育て支援だけでなく、意識して、子どものための支援ができるように努めてまいりたいと思います。次に、放課後の過ごし方についての子どもクラブの公平性の観点についてですが、実情として、子どもの数が減ってきている地区などもあり、放課後に地域で遊べる友達がいなくて、1人で家でゲームばかりしているなどの理由から、家にみる人がいても、子どもクラブに預けられないか、という声もあります。子どもクラブの児童だけ、友達と過ごし、いろんな経験ができるのではなく、利用しない児童においても、放課後の過ごし方が充実される必要があると考えており、そういった意味で答えさせていただいております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） ありがとうございます。最後の質問に行かせていただきます。また、公平性については、またお話しさせてください。よろしくお願いします。最後の質問です。子どものための支援は、預かりの安心安全、さらによくしたいという支援員の確保。子ども、児童クラブの質の向上はですね、支援員の確保という、ある程度の専門性に大きく左右されると考えています。今、支援員のことを述べられましたけれども、支援員の確保状況、離職状況、待遇水準をどのように認識しておられるのか、また、支援員の処遇、処遇改善や専門性向上に向けて、今後、どのような取り組みを進めようとしているのか、お考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） ただいまのご質問にお答えします。放課後児童クラブの質は、支援員の確保と専門性に大きく左右されます。人材不足が全国的な課題となる中、市としても、ここは最も重要な課題の一つだと認識しております。

まず、支援員の確保状況ですが、現在の支援員数は、委託先や長期の臨時職員を除き6クラブで26名であります。各クラブにおいては、法令に基づく基準を踏まえ、適正な人員配置のもと運営しております。

次に、離職状況についてですが、現時点では、1年間の雇用期間において、年度途中で退職するようなケースはほとんどありません。長い人では、15年以上継続して勤務しており、離職の理由としても、家庭の事情など個々の状況によるものが中心であると把握しております。

待遇水準につきましては、市の会計年度任用職員として採用しております。有給休暇の取得状況も、平均で67%と比較的高い水準であると認識しております。

なお、処遇改善については、会計年度任用職員の制度上、市全体の運用や関係法令との整合を取る必要があります。関係部署とも連携し、職の魅力を高められるよう、働き方や体制面も含めて検討していくことで安定的な人材確保につなげていきたいと考えています。

次に、専門性の向上についてです。現在も、福井県が実施する研修などへ参加をしておりますが、研修体制については、なお充実の余地があると考えております。

そのため、支援員の質の向上を図るため、芦原子どもクラブの委託先である民間事業者が実施している研修などを活用しまして、他のクラブの支援員にも展開できないか検討してまいります。

全国的に人材確保が難しくなるなか、放課後児童クラブをどのように持続可能にし、同時に子どもにとって豊かな放課後にしていくかは、簡単に答えがでる課題ではありません。しかし、現状をしっかりと把握し、できていることは伸ばし、課題は関係者と共有して、一つ一つ改善を重ねていくことが大切だと考えております。

今後も、子どもたちのために、そして地域の未来のために、持続可能で質の高い放課後児童クラブの運営に、引き続き取り組んでまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） ありがとうございます。最後の再質問させていただきます。最後の力強いお言葉、ありがとうございます。子どもにとって豊かな放課後という言葉は、まさにあわら市の放課後児童クラブのキャッチフレーズになるんじゃないかな、なんて思っています。そういう答えがないから、あわら市はそれを模索し、チャレンジしていくことで、素敵な街になっていくんだろうなと思っています。誰もこういう回答を持っている市町はないと思っています。さて、最後のお願いと質問です。子どもクラブを選んでくれた子どもたちに対して、安心安全を担保することは必須です。それは、十分やっつけていただいていると確信しております。答弁にもありまし

たが、あわら市に置かれても、支援員とすべての子どもに関わる方への支援に関する研修に関して、まだ十分ではないというような声もありましたので、ぜひ行っていただき、何か簡単なことでもいいですから、安心安全プラスアルファ、例えば、先ほど言った民間の取り入れていること、そのプラスアルファ、ソーシャルスキルをちょっと身につけていくとか、そういうことでも、全然違ってくると思いますので、指導者と子どもと共有していただけたら、ありがたい。また、大変なことではありますが、支援員の皆様が、保護者の方と共通のプラスアルファのベクトルの部分に対して、お話を深めることをぜひ少しずつ、少しずつで結構ですので、行っていただけたら、素敵だなと思っています。先ほどのことで、学校の先生が、子どもクラブを見に来てくださることは、大きな前進でありますし、教育委員会もまた、お助け願えると思いますが、子どもの支援員の方が、保護者と対話している姿を見るということも、とても大切です。さらに、こういう保護者との触れ合いというのは、何か起こったときに不測の事態が起こったときに、それは危機管理にもなります。何か起こったときに、スムーズに解決することにもなりますので、日頃から、保護者との対話を支援員に聞かれましても、その余裕がないというようなお声も聞いておりますので、ぜひ少しずつ進めていただけたらなと思います。なお、長期休暇に関しましては、先ほどの答弁の通り、体験教室なども、充実していただけたらありがたいです。以上、子育て支援課の皆様と、クラブ支援員のはじめ、本当に粉骨砕身、苦勞されていることを承知した上で、私のお願いについて、できる範囲でお答えください。お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） 議員の方から加賀市の知恵をはじめ、いろいろ紹介していただいておりますが、全国の放課後子どもクラブは行政をはじめ、民間団体や社会福祉法人、また志の高いNPOなどのさまざまな事業者が運営しており、保護者の安心安全のため、また、子どものため、体験や学びなどを、いろんな特色を出しながら、取り組みをされていると承知しております。市におきましても、クラブの質を高めるための取り組みをするうえでは、支援員の存在は重要であり、支援員が共通の認識を持って、子どもたちに関わっていけるように努めてまいりたいと思っております。また、保護者との関係づくりについても、子どもの安心につながる重要な要素であることから、現場の状況を踏まえつつ、情報共有や、対話の在り方などを工夫していきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） ありがとうございます。もう時間もなくなってきました。子どもの放課後の過ごし方に関しての充実は、本来は子どもと保護者が考えることではないかなとも思っています。ただ、地方ならではの共働き増加、支援員の人材不足、子どもの居場所が全部つながってきます。まさに子育て支援課の皆様と、児童クラブの

支援員の方々は、あわらの地域の未来設計をされているのだと思っております。地域をつくっていく土台を設計されているのだと思っております。ご苦労も、本当に多いこととも思いますが、よろしく願いしたいなと思います。また、民間委託という考え方も、もう少し様子を見た上で、財政が許す限り考えられてもいいのかなというふうに思っております。また、私も推移を見て、一緒に話ができたかなと思っております。どうも残り40秒。どうもありがとうございました。これで一般質問終わらせていただきます。ありがとうございます。どうも失礼しました。

○議長（室谷陽一郎君） ここで暫時休憩といたします。なお、再開は11時5分といたします。

（午前10時48分）

◇島田俊哉君

（午前11時 3分）

○議長（室谷陽一郎君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 続きまして、10番、島田俊哉君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 10番、島田俊哉君。

○10番（島田俊哉君） こんにちは。それでは、議長の許可を得ましたので、10番島田俊哉、一般質問をさせていただきます。

テーマは、ふるさと住民登録制度の活用についての1つのテーマについて、通告では、一問一答方式でということをお願いしたんですけれども、一気に駆け抜けさせていただこうかなという風に思います。すいません、間違っただけです。

あわら市では、いよいよ令和8年度から第3次の総合振興計画がスタートしました。この前、この立派な冊子いただきました。ありがとうございます。基本理念が明日への挑戦、未来を切り開く街ということで、挑戦して切り開くんだな、ということで、大変積極的なものでいいなというふうに思っております。また、国においても、関係人口の創出や、地域の担い手づくりを目的とするふるさと住民登録制度が同じく今年度から本格始動しました。総務省からは、本年3月27日にガイドラインが示されました。国は、人口減少社会を前提として、地方との継続的な関わりを持つ関係人口を拡大し、地域の担い手確保や活性化につなげていくため、地方創生2.0の一環として、この制度を創設しました。この制度は、人口減少時代における新しい地域づくりの仕組みだというふうに思います。私は、市の総合振興計画と、国のこの制度が同時にスタートする今こそ、あわら市として、前向きに検討し得ることから、早期に取り組む、好機、チャンスであるというふうに考えます。

言うまでもなく、市の総合振興計画は、あわら市の最上位計画として、人口減少への対応を担い手確保法、交流の活性化、市民と共に進めるまちづくりなどの方向

性を示すものであり、国のふるさと住民登録制度は、それを具体化する実行の仕組みになり得ると考えます。国のこの制度を分かりやすく申し上げますと、あわらに住んでいなくても、あわらの町の住民のように関われる仕組みでございます。あわら市に何度も来てくれる方、イベントや地域活動に参加してくれる方、ふるさと納税の寄付者を含め、あわら市を応援したいと思ってくれる方に登録をしていただき、市から継続的に情報を届け、地域の関わりを深めてもらう。そして、その関わりを地域活動の担い手へと広げていく。つまり、観光客で終わらせず、応援してくれる人を関係人口へ、さらに担い手へと育てていく仕組みです。制度は2段階になってございまして、まずベーシック登録です。あわら市に関心を持って、広く参加していただく入り口でございまして、これにつきましては、あわら市民でも登録ができます。その上で、制度の肝となるプレミアム登録は、年3回以上の担い手活動を基本要件として、自治体が活動実績を確認し、住民に準じる存在として認定する仕組みで、登録後も1年ごとに更新することとされています。つまり、この制度は、関心のある人を集めるだけの制度ではなくて、関わりを育てる制度でございます。あわら市に当てはめれば、温泉来訪者、地域イベントの参加者、農業体験や環境保全に関心を持つ方に、まずベーシック登録を呼びかけ、その中から、継続的に地域活動に関わる方をプレミアム登録へつなげていくことが考えられます。この流れができれば、交流人口、関係人口にさらに担い手へと育てていく、あわら市らしい仕組みになると考えます。

私は、この制度は頑張れば、あわら市にも可能性があると思います。その理由は、第一に、あわら市は、それから人を迎える入り口をすでに多く持っている町だからです。芦原温泉という大きな観光資源があり、北陸新幹線開業の効果をどう維持し、どう拡大していくかが重要な課題となっております。今後は、単に来訪者数を増やすだけでなく、来てくれた方にまた来たい、もっと関わりたいと思っていただける関係づくりが重要であり、その受け皿として本制度は有効です。

第二に、あわら市には、人と地域が関われる素材がすでにあるからです。歴史ある地域行事、観光イベント、農業体験、移住体験などの体験型プログラムの蓄積があり、単なる金額や消費にとどまらない接点があります。これらを点で終わらせず、継続的な関係人口づくりという線につなげられる点に、本制度の意義があります。

第三に、人口減少と少子高齢化が進む中で、地域の担い手不足への対応策になり得るからです。地域活動、農業、商業、観光、環境保全、イベント運営など、さまざまな分野で担い手不足が課題となる中、住民だけでなく、本市に思いを持ち、継続的に関わる方もあわら市を支える仲間として迎えていく必要があります。さらに、この制度は、将来的な移住定住、二地域居住への入り口にもなり得ると考えます。次に、森市長の公約との関係について申し上げます。森市長は、今年1月の市長選挙において、子どもから高齢者まで住み続けたい街、市民が主役の活力あるあわら市を目指す。新幹線開業効果の維持拡大、ゼロカーボンシティと、DXで目指す未来への挑戦、すべてを支える健全な行財政運営などを掲げて、市民の信任を得ら

れました。私は、ふるさと住民制度はこれらの公約といずれも親和性が高いなというふうに考えております。例えば、地域のつながりを広げ、世代を超えた支え合いの土壌づくりにつながる点では、子どもから高齢者まで住み続けた町と重なります。また、市民が主体となる活動を外から支える仲間を増やす点では、市民が主役の活力あるあわら市との関係が深いと考えます。

さらに、新幹線で訪れた方を、一度限りの交流人口で終わらすことなく、関係人口へとつなげていく点では、新幹線開業効果の維持拡大にもつながります。そして、国の支援を活用しながら、小さく始め、効果を見ながら広げていく点では、すべてを支えていく健全な行財政運営にも叶うと考えます。このように、ふるさと住民登録制度は、市長が掲げる複数の公約を横断的に下支えしうる制度であり、その意味においても、本市にとって、導入を前向きに検討する価値が高いものと考えます。なお、このテーマについては、すでに本年3月定例会において、野沢議員から一般質問がされております。私も大変興味深いなというふうに、じっくり聞かせていただきました。その際、執行部からは、関係人口持続可能な地域づくりの重要な柱と位置づけるという考えや、国の制度を活用していきたいという方向性は示されました。しかし、一方で、その時点では、総務省のガイドラインはまだ公表されておらず、その制度の具体的内容や国の財政支援の詳細は、十分明らかではございませんでした。また、町内横断の推進体制についても、必要に応じて情報提供を図る。また、新たな体制整備は慎重に検討するという答弁にとどまっておりました。その後、ガイドラインが示され、制度の具体的な内容が明らかになって、今、3月時点より一歩踏み込んで、制度の活用や町内連携のあり方を検討すべき段階に来ているものだというふうに考えます。総務省はガイドラインを示した同日に全国から公募したモデル事業の採択自治体を発表しました。全国から161団体の応募があり、福井県からは、残念ながら採用されませんでした。近くですと、富山の高岡市と魚津市の2市ですか。採用されましたモデル事業に採用された自治体の取り組みを拝見しますと、若者の参加促進、既存ファンクラブとの統合、担い手マッチング農業や文化財保護活動との連携など、地域課題に応じた多様な展開が進められております。このことは、それぞれの自治体の地域資源や既存事業を生かして柔軟に設計できるんだな、ということを示しているものと思います。また、ここで1つ重要なのは、あわら市として、誰に登録してほしい制度として設計するのか、という点であります。制度を広く導入するだけでなく、あわら市として、主なターゲットをどう考えるのか、成果を左右する、重要なポイントになるのではないかと、いうふうに考えます。さらに、制度を活用して、関係人口を可視化しても、そのデータをどう政策に生かすのか、という視点も重要です。単に、登録者数や活動履歴を把握するだけで、終わることではなくて、観光政策、移住政策、担い手確保政策の改善や重点化にどうつなげていくのか。そこまで見据えた制度活用が必要だと考えます。一方で、私はこの制度に取り組まないことのもリスクも認識しておく必要があると考えます。全国の自治体が、この制度を活用して、関係人口の獲得競争に動き出す中で、あわら市だけが

動かないということになれば、当然ながら、本市に関心を持つ人材や応援者、将来の担い手候補が、他の自治体に流れていってしまう恐れがあります。また、制度開始の初期段階には、国による費用負担の軽減措置や、特別交付税の措置が用意されております。今、動かなければ、財政的に有利な時期を逃すリスクもあります。一方で、全国的には魅力的な自治体が数多くあることから、今後はあわら市民が他の自治体のふるさと住民登録制度に登録することも十分あり得るというふうに考えます。しかし、私はそれ自体を否定的に捉える必要はないというふうに考えます。むしろ、他自治体で活動したあわら市民がそこで得た知見、人と人とのつながり、運営方法を、地元あわら市の地域づくりなどに還元できるような仕組みを持つことが、非常に大切ではないかというふうに考えます。さらに、あわら市では、福井県と連携して、この制度に取り組む予定だというふうに伺っております。連携と聞くと、なんかいいイメージ、いいことだというふうなイメージですが、県との連携の中でも、あわら市の独自性を確保することが重要であると思います。広域連携の中で、どの自治体でも似たような内容になれば、あえて全国の自治体からあわら市を選ぶ理由が見えにくくなることは当然でございます。従って、県との連携を生かしつつ、芦原温泉うららんをはじめ、体験型プログラムの地域行事、長期滞在型の過ごし方、ウェルネスや農業とのかかわりなど、あわら市らしさを前面に打ち出した独自の施策も必要であると考えます。また、その際、連携の相手は、県や市内事業者だけに限る必要はないと考えます。もちろん、市内の関係事業者などと連携することは基本であります。それに加えて、市外県外の専門事業者、例えば、マッチングや関係人口の形成にノウハウを持つ事業者、データ分析や情報発信に強い事業者、移住支援や、コミュニティ運営に実績を持つ事業者などの知見を生かし、活用することも重要だと考えます。本制度は、単に登録者を集めるだけでなく、継続的な関係を育て担い手とつなぐ制度が重要ですから、専門性を持つ外部人材や事業所の力を適切に取り入れる視点も必要だと考えます。また、プレミアム登録者を多く獲得するためには、全国の自治体の政策に埋もれないようなあわら市ならではの、尖った施策が必要だと考えます。プレミアム登録へ進みたくなる魅力ある仕掛けを戦略的に設ける必要があります。さらに、今回の6月補正では、市民協働課所管として、ちょうど良い住みかげんあわら市体験プログラムの充実が提案されております。その内容を見ますと、オーダーメイドの移住体験ツアー、土木のお仕事体験、空き家マッチングツアー、移住者交流会など、具体的にはメニューが並んでおります。これらを単に単発の移住体験事業として終わらせるのではなくて、ふるさと住民登録の中に位置づけることで、ベーシック登録から具体的な体験参加へ、さらにプレミアム登録や移住定住へとつなげる動線を作るのではないかと、いうふうに考えます。

また、こうした制度運用を実行あるものにするには、登録者と地域活動体験プログラム、民間事業者、地域団体等をつなぎ、継続的な関係へ育てていく役割が重要であります。その意味で、いわば、ふるさと住民コーディネーターの存在、すなわち、関係人口の掘り起こし、受け入れ先との調整、担い手活動のマッチング、登録後

のフォロー、データ整理と改善提案を担う人材の必要性についても検討すべきだと考えます。国は、こうしたコーディネーターの配置に対して、500万円の助成制度もあるとしておりますので、こうした制度の活用も含めて、検討すべきだと思います。以上のことから、この制度は、産業振興、地域活動を担い手づくり、移住定住政策をつなぐ横断的な政策であります。だからこそ、特定の一課だけで扱うのではなく、関係部署が連携しながら、町内横断で検討を実施することが重要です。そこで、お伺いします。

第一に、令和8年度から、本市の第3次振興計画計画と、国のふるさと住民登録制度が同時にスタートしたことを受け市長はこの機会をどのように受け止めているのか。また、この制度をあわら市の総合振興計画に掲げる人口減少対策、関係人口の拡大、担い手確保、交流の活性化を具体化する手段の1つとしてどのように考えていくのか、まずお伺いします。

第二に、3月定例会では、制度活動への前向きな方向性は示されたものの、当時はガイドラインが未公表であり、庁内横断の推進体制についても、慎重な討議にとどまっておりました。その後、制度の具体像がある程度明らかになった今、3月時点より一歩踏み込んで、制度活用と町内連携のあり方を検討すべき段階に来ていると考えますが、いかがでしょうか。

第三に、あわら市がこの制度を活用するにあたり、どの層を主な対象ターゲットとして想定するのか。また、そのターゲット設定に応じて、情報発信や担い手活動の設計をどのように考えているのか、お伺いします。

第四に、この制度に取り組まない場合、関係人口の獲得、担い手の育成、国の財政支援を活用できるチャンスを逃すリスクがあると考えますが、その点をどのように認識しているのか、お伺いします。

第五に、今後、あわら市民が他の自治体の制度に参加していた知見や経験を、あわら市の地域づくりや担い手確保に生かしていく資金づくりについてお伺いします。

第六に、福井県と連携して、この制度を進める場合であっても、あわら市の独自性をしっかりと確保していただいて芦原型モデル事業として、試行的に始める考えはないかお伺いします。

第七に、関係人口政策を実行性あるものにするためには、制度導入後の効果検証できるよう少なくとも、目標年度や段階的な目標設定の考えを持つことが必要と考えます。具体的なベーシック登録者数、プレミアム登録者の数、担い手活動参加者数、さらには将来的な移住定住への接続研修などをどのように把握し、どう検証していくのが重要であります。3月定例会では、現時点では、目標年度や目標人数は設定していないという答弁でございましたが、制度の具体像がある程度明らかになった今、総合振興計画の中で位置づけ、段階的な目標管理を行い、こうべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

第八に、今回の6月補正で提案されている、ちょうどいい良い住みかげん体験プロジェクトの各事業は、ふるさと住民登録制度における関係人口の創出や、担い手

作りと高い親和性を持つものと考えます。これらの移住体験ツアーなど、単発で終わらせるのではなく、ふるさと住民制度の中に位置づけ、ベーシック登録からプレミアム登録、さらには移住定住へとつなげていく考えがあるのか、伺います。

第九に、この制度を実効性のあるものにするには、ふるさと住民登録コーディネーターのような役割を担う人材を配置、また、確保する考えがあるのか、伺います。

最後、第十にプレミアム登録者を多く獲得していくためには、全国の自治体の政策に生まれないような、あわら市ならではの、尖った政策を打ち出す必要があると考えますが、いかがでしょうか。人口が減少する時代において、自治体に必要なのは、住民だけで地域を支えるという発想にとどまらず、そのまちに思いを持ち、関わってくれる人とのつながりを広げていくことです。あわら市総合振興計画を初年度から実行に移していく具体策の1つとして、また、市長の掲げる公約の実現にするためにも、挑戦して切り開くんだというふうな意欲が感じられる答弁を期待し、私の質問といたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 島田議員のご質問にお答えいたします。持ち時間の中で収まるかどうか心配して聞いておりました。

1点目の第3次総合振興計画とふるさと住民登録制度の同時開始をどのように捉え、人口減少対策等にどう活用するのかとのご質問にお答えいたします。

今年度からスタートした第3次あわら市総合振興計画において示しているとおり、近年、人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、地域社会を取り巻く状況は大きく変化をしております。

こうした中にあっても、市民一人ひとりが安心して暮らし続けることができ、将来にわたり活力ある地域社会を維持していくことは、今後のまちづくりにおける重要な課題でございます。

従来の方創生は、人口流出の抑制や移住・定住の促進に重点が置かれてきましたが、2025年6月に閣議決定された方創生2.0基本構想では、人口減少が不可避であるとの前提に立ち、実際に移住に至らなくとも地域を支える関係人口を重視するアプローチへと大きく転換されております。

また、今年度に入り、議員ご指摘のふるさと住民登録制度につきましては、この関係人口を可視化する仕組みとして創設が進められております。

本市といたしましても、本制度を活用することで、関係人口の規模や地域との関係性を把握し、地域の担い手の確保や地域経済の活性化等につなげていくための取組について、積極的に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、具体的な活用方法等につきましては、運用方法や登録システム、セキュリティなど未確定の部分も多いことから、今後の制度動向を注視しつつ、慎重に検討を進めてまいります。

2点目以降は、創造戦略部長がお答えをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 創造戦略部長、山本紹央君。

○創造戦略部長（山本紹央君） 順番にお答えをいたします。

2点目の制度内容が明らかになったことからその活用と庁舎連携について検討が必要ではないかのご質問にお答えをいたします。

ふるさと住民登録制度では、誰もが簡単かつ手軽にスマートフォンアプリを通じて関心のある自治体を登録し、登録先自治体から魅力的な情報提供を受けられるとともに、体験や担い手活動等を通じて地域との関わりを深めていくためのプラットフォームとなるシステムの構築が予定されています。

現在、国におきましては、このスマートフォン専用アプリの整備が進められている段階で、今年度は28件のモデル事業が実施されており、アプリを活用した取組の検討および実証が行われるとともに、その結果を踏まえた機能改善が進められる予定です。併せて、検討状況や実施内容、実証結果については、他自治体の参考となるよう共有が図られることとされています。

本年3月下旬に総務省からふるさと住民登録制度ガイドラインVer. 1.0が公表されましたが、モデル事業やシステム開発の進捗に伴うフィードバックを踏まえ、順次改訂を行うとされております。

こうした状況を踏まえ、先ほどのご質問でもお答えしたとおり、本制度には未確定な部分が多いことから、当面は移住・定住施策を担当する市民協働課を中心に、ふるさと住民登録制度の導入に向けた準備と検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の制度活用にあたり、主にどの層を主な対象に設定し、それに応じた情報発信や担い手活動をどのように設計するのかのご質問にお答えいたします。

現在、本市における関係人口につきましては、観光振興、ふるさと納税の推進、移住、定住施策、農林水産業や商工業の振興などを通じて、市外の方々との接点を創出し、関係性を深める取組を進めているところでございます。

まずは、すでに本市と関わりのある方々を中心に、登録を促すとともに、本市の特性である農業分野における繁忙期の作業支援や、あわら温泉の旅館における繁忙期の受入支援、さらには地域イベントや交流活動への参画などを通じて、実効性のある活用を図ってまいりたいと考えております。

その上で、実際の活用データの分析やアンケートによるニーズ調査などを踏まえ、対象とする層や情報発信のあり方について調査検討し設計してまいりたいと考えております。

また、これらの体験や担い手活動に関する情報につきましては、本制度のアプリによる配信に加え、市のホームページやSNS等を活用しながら、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の制度に取り組まないことにより、関係人口の確保や担い手育成、国の財政支援活用の機会を逃すリスクをどのように認識しているのかのご質問に

お答えいたします。

ご指摘のとおり、ふるさと住民登録制度は、地域外の方々との継続的な関わりを創出し、関係人口の拡大や新たな担い手の確保につながるとともに、国の各種支援施策を活用する好機となる重要な取り組みであると認識をしております。

本市といたしましては、こうした効果を十分に踏まえ、制度導入を前提として検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、5点目の市民が他自治体で得た知見や経験を、あわら市の地域づくりや担い手確保に生かす仕組みづくりについてのご質問にお答えいたします。

議員からご指摘いただきましたあわら市民が他の自治体の活動に参加して得た知見や経験につきましては、一定の意義があるものの、それらが直ちに本市の実情に適合し、効果的に活用できるとは限らない面もあると考えております。

現時点で具体的な仕組みについてお示しする段階にはございませんが、今後は、他自治体の制度の運用状況や成果を丁寧に検証しながら、アドバイスいただいた、あわら市民が得られた体験や知見などの聞き取り方法などについても検討してまいりたいと考えています。

次に、6点目の県と連携しつつ、あわら市の独自性を確保したあわら型モデルを試行する気はないか。また、市内外の事業者の知見を活用し、ベーシック登録からプレミアム登録へとつなげる仕組みを構築する考えがあるかとのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、福井県と連携して制度を進める場合においても、自治体ごとの特色を生かした取組を行うことが重要であると認識しております。

本市といたしましては、プロジェクトの構築に当たって、あわらならではの、あわらだからできることを重視し、県と連携を図りながら、芦原温泉や農業体験プログラムなど、本市の強みを生かした取組を実施していく考えでございます。

また、制度の運用にあたりましては、民間企業と連携して関係人口の創出や登録制度の普及に取り組んでいる和歌山県などの先行事例も踏まえながら、ベーシック登録からプレミアム登録へとつなげていくための本市に適した推進体制のあり方について、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、7点目の関係人口施策の実効性確保に向け、目標年度や登録者数、参加者数などの指標設定と、総合振興計画に位置づけし目標管理、検証を行うべきではないかとのご質問にお答えいたします。

現在、あわら市におきましては、関係人口の実態について十分に把握できていない状況にあります。

このため、まずはふるさと住民登録制度におけるベーシック登録を通じて、多くの方に本市への関心を持っていただき、登録者数の拡大を初期段階の目標としたいと考えております。

また、プレミアム登録につきましては、ベーシック登録者の中から段階的に関与度を高める施策を検討し、登録者の増加に努めてまいります。

なお、目標年度や目標人数の設定など具体的な事柄につきましては、今後、制度の運用を通じて、状況の把握を進めた上で、適切に検討し、判断してまいりたいと考えております。

次に、８点目の今回の補正予算で計上している、ちょうどよい住みかげんあわらし市体感プロジェクトを制度に位置付け、関係人口の創出から登録段階を経て移住、定住へつなげる考えがあるかとのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、移住、定住促進事業ちょうどよい住みかげんあわらし市体感プロジェクトの各体験事業につきましては、関係人口の創出や担い手づくりの観点から、ふるさと住民登録制度と高い親和性を有するものであると認識しております。

このため、体験事業への参加者に対して登録を促し、継続的な関わりを通じて段階的に関係性を深めていく仕組みづくり、例えば、ご指摘いただいた登録内容のレベルアップの件や、最終的に移住、定住につながるような仕組みづくりの検討を進めて参りたいと考えております。

次に、９点目の制度の実効性確保に向けたコーディネーター人材の配置や確保についてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘いただきましたふるさと住民登録制度ガイドラインVer. 1.0においては、円滑な運用や、住民との調整役を担う専門人材であるふるさと住民コーディネーターの設置が示されているところでありますが、その具体的な役割や求められる人材像については、現時点において十分に整理できていない状況でございます。

このため、今後は先行事例などを踏まえながら、本市にとって適切な体制も含め慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、１０点目です。プレミアム登録者の増加に向け、あわらし市独自の尖った施策を打ち出す必要があると考えるかどうかのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のプレミアム登録者の獲得を進めていくうえで、本市ならではの特色を明確に打ち出していくことは、大変重要であると認識しております。

あわらし市だからこそ体験できる内容を主軸に、関連する部、課とも協議を進め、施策の構築を進めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） １０番、島田俊哉君。

○１０番（島田俊哉君） 市長部長答弁ありがとうございました。ただいまの答弁を伺いまして、制度導入を前提として、前向きに検討していただく姿勢、またあわらしらしい特色を生かしながら、関係人口の創出や、担い手確保につなげていこうとする考えが示されたことを大変心強く感じております。特に、単に制度を導入するというにとどまらず、体感プロジェクトの接続やベーシック登録からプレミアム登録へと関係を深めていく視点、また、本市ならではの施策を構築していくんだという方向性が示されたことは大変意義が大きいというふうに思います。私もこれから、全国の自治体がどのような制度設計をして、関係人口を確保しようとするのか大変ワクワクしております。今後、アプリや制度、運用の詳細がさらに明らかにな

る中で、庁内体制やコーディネーターのあり方なども、早急に検討していただきまして、ぜひ実効性のある仕組みとして、具体化し、未来を切り開いていただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（室谷陽一郎君）　ここで暫時休憩といたします。なお、再開は１３時といたします。

（午前１１時４０分）

◇関山耕人君

（午後１時００分）

○議長（室谷陽一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君）　続きまして通告順に従い、２番、関山耕人君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君）　２番、関山耕人君。

○２番（関山耕人君）　議長のお許しをいただきましたので２番関山耕人、一般質問を行います。通告に従い、一問一答方式にて質問させていただきます。

本日は県水の受水契約が２部料金制に見直された件について質問させていただきます。

本市の水道事業におきまして、人口減少社会を見据えたダウンサイジングの検討や、長年の課題であった県水受水契約の見直しを前進させたこと。さらには、民間委託の活用による経費削減や、職員の業務効率化など、厳しい運営環境の中でも、持続可能な水道事業に向け、努力されていることを非常に高く評価しており、心強く思っております。また、今年度は、ウォーターＰＰＰの導入可能性調査の予算も計上されており、将来的な財政の改善や、持続性へ向上への取り組みにも、大いに期待しております。そこで今回は、今年度ついに県水の受水費が責任水量制から２部料金制見直されたことを踏まえ、その基本料金、および従量料金について、それぞれ質問させていただきます。まず、基本料金について伺います。県水受水費につきましては、長年課題であった責任水量制から２部料金制へ移行し、年間負担額も４億９００万から、基本料金ベースで３億６，３００万円に減額されるなど、一定の前進があったものと評価しております。しかしながら、今後のさらなる人口減少を踏まえると、基本料金としての固定費負担は依然として大きく、負担構造そのものは、大きく変わっていないと考えております。市として現在の基本料金水準をどのように評価しているのか。また、さらなる固定費の圧縮に向け、県との協議や、さらなる料金改定の可能性について、どのように検討されているのか、伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君）　副市長、前川嘉宏君。

○副市長（前川嘉宏君） 現在の基本料金水準の評価と更なる固定費圧縮に向けた県との協議や見直しの可能性についてお答えいたします。

基本料金につきましては、県の令和8年3月の条例改正によって今後10年間の浄水場や送水管施設の維持管理費や更新費用など、市の受水量に関わらず発生する固定的な経費をもとに設定されており、これを受水市であるあわら市と坂井市それぞれの当初計画水量の比に応じて案分されたものと認識しております。

市としては、県に対し、人口減少に伴い水需要が減少する中で、施設のダウンサイジングやコスト縮減など固定費の削減を着実に進めるとともに、国が推奨する官民連携、いわゆるウォーターPPPの活用や、流域単位での広域化によるスケールメリットを生かした経費削減の取組について、積極的に推進するよう要望していく考えであります。

また、今回の料金体系は、維持管理費や更新費用などを基に算定されたものでありますが、今後、需要の変化や経営状況を踏まえ、必要に応じて県との間で定期的に協議、検証してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 2番、関山耕人君。

○2番（関山耕人君） 今後の展望について、再質問させていただきます。本市では、広域化やウォーターPPPについても検討を進めていますが、これらについてどのような効果を期待しており、また、どのような課題を想定しているのでしょうか。あわせて、それらの課題に対する対応方針をどのように考えているのか、市の見解を伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長（大味雅彦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。広域化やウォーターPPPにつきましては、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中において、持続可能な事業運営を図るための有効な選択肢であると認識しております。

まず、広域化による効果といたしましては、事業規模の拡大により、施設の統廃合や業務の共同化が可能となり、維持管理コストの削減や、人材の確保、技術の継承につながるものと考えております。

また、ウォーターPPPにつきましては、民間事業者の有する技術やノウハウを活用することで、業務の効率化やサービス水準の向上を図ることができるものと考えております。

こうした中、本市におきましては、今年度、ウォーターPPPの導入可能性調査を実施しており、今後、その結果を踏まえながら、民間活力を活用した場合の効果や課題について、慎重に見極めていく考えでございます。

一方で、課題といたしましては、広域化を進めることにより、関係する自治体が増えることで、意思決定に時間を要することや、各自治体の財政状況や施設条件の違いについて、合意形成を図っていく必要がある点が挙げられます。

また、PPPにつきましては、長期的な契約となることから、将来の水需要の変動や物価上昇などの環境変化に対して、どのように柔軟性を確保していくかが重要な課題であると認識しております。

このため本市といたしましては、これらのメリットや課題を十分に整理した上で、段階的に検討を進めていきたいと考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 2番、関山耕人君。

○2番（関山耕人君） 条例改正による料金改定で減額はあったものの、依然として本市の水道事業会計は赤字であり、基本料金は固定費として、大きな負担となっていると認識しています。市としての経営努力や調査と並行し、県との協議に進展があることを期待します。

次に、従量料金について伺います。本市の一般家庭の水道料金体制において、基本料金の中に、10立方メートルまでの水道料金が含まれており、それ以上の利用である超過分に対し、従量料金が発生するものと認識しております。本市の令和7年度までの県水問題におきましては、県水の契約量が一日当たり約1万6千トンであるのに対し、使用量が約1万トン前後と、大きく下回っており、実際には使用していない水の分まで、料金を支払っているということが、長年の課題でした。2部料金制への移行後、基本料金として、年間約3億6300万円を負担し、さらに従量料金として、約1400万円を見込んでおりますが、何トンまでが基本料金に含まれ、何トンからが超過分である従量料金を算出しているのか、お示してください。

また、限られた水の需要の中で、県水と市内既存水源である芦原温泉上水道財産区をどう最適配分していくのか、という観点も必要かと考えます。財産区につきましては、すでに緊急防災用として、市の水道との接続設備が整備されております。こうした既存インフラを踏まえれば、災害時だけでなく、平常時における恒常的な水源活用の可能性についても、技術的運用的観点から、検討の余地があるのではないのでしょうか。県水と財産区といった2つの市内既存水源について、どのように続けて、今後の水道事業に活用していく考えなのか、市の認識を伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長（大味雅彦君） 質問にお答えいたします。従量料金につきましては、基本料金とは別に、水を供給する際に必要となる電力費や薬品費など、水を使った量に応じて増減する経費をもとに設定されているものでございます。

具体的には、県条例において本市については、1日あたり約5,000トンの水量が基本料金の範囲に含まれることとされており、それを超えて使用した水量についてのみ、超過分として従量料金が発生する仕組みとなっております。

このため、実際の使用水量がこの範囲内に収まっている場合には追加的な負担は生じず、これを超えた場合にのみ、その分に応じた従量料金を負担する形となっております。

次に、水源の位置づけについてお答えいたします。県水につきましては、安定的かつ継続的な水の供給を担う基幹的な水源として位置づけております。

一方、芦原温泉上水道財産区の水源につきましては、現在は主として災害時などにおける補完的な水源として位置づけておりますが、今後の水需要の動向やコスト面を踏まえて平常時における活用の可能性についても、技術面や運用面の観点から検討していく必要があるものと認識しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 2番、関山耕人君。

○2番（関山耕人君） 本市と財産区との関係について、再質問させていただきます。今後の水道事業のあり方を検討する中で、仮に財産区とあわら市が事業の広域化を進めていくことになった場合、上下水道の料金徴収にかかる市民、行政、財産区のコスト面、オペレーション面でのメリット、デメリットについて伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） お答えいたします。

まず、財産区との広域化につきましては、現時点では具体的な統合に向けた協議には至っていないところであります。当面は、財産区と市の2つの体制による上水道供給が継続されるものと考えております。ただし、インフレや人口減少などに伴い、両者の経営がひっ迫する見通しとなる場合、広域化の第一歩として両者の事業の一体化を考える可能性もあるかと考えております。

次に、料金徴収や事務に係るメリットとデメリットについてお答えします。

現状であります、財産区の区域では、上水道料金は財産区が徴収しておりますが、下水道使用料につきましては、あわら市が別に徴収を行っております。

このため、市民にとっては水道料金に関する窓口や手続きが分かれていることによる分かりにくさが生じているほか、行政側においても、料金徴収や事務処理に関する調整が必要となるなど、事務の手間が増えている状況にあると認識しております。

一方で、広域化や事業の一体化が実現した場合には、料金体系の整理や料金徴収事務の一本化により、市民の利便性の向上や、事務の効率化、コスト削減といったメリットが見込まれるものと考えております。このように、財産区と市の水道事業には様々な課題がありますが、広域化のメリットも認められるところであり、今後協議を重ねていきたいと考えております。

最後に、関山議員に今回答弁申し上げた 広域化やウォーターPPPの活用といった選択肢も含め、あわら市公営企業会計としての上下水道事業の今後のあり方について、第三者の視点を取り入れた上下水道事業審議会を、今年度中に設置し、幅広く、かつ丁寧に検討していきたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 2番、関山耕人君。

○2 番（関山耕人君） 今回の質問を通じて、県水受水契約の見直しによる一定の負担軽減が図られた一方で、人口減少社会の中では、依然として、厳しい事業運営が続くこと。また、広域化やウォーター P P P など含めた将来を見据えた調査や検討が進められていることを確認することができました。併せて、本市の貴重な地域資源である、芦原温泉上水道財産区についても、市との一体化を前提とするものではなく、それぞれの役割やこれまでの経緯を踏まえたうえで、今後の水道事業全体の中で、どのような位置づけと連携の在り方が望ましいのか考える機会となりました。水道は、市民生活を支える最も重要なインフラの 1 つであります。将来世代に過度な負担を残すことなく、安全で持続可能な水道事業が維持されることを期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎散会の宣言

○議長（室谷陽一郎君） 以上で一般質問を終結いたします。本日の日程はすべて終了いたしました。明日から 6 月 22 日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれの常任委員会において審査願います。

なお、本会議は 6 月 23 日に再開いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

（午後 1 時 16 分）

地方自治法第 123 条の規定により署名する

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第 1 3 2 回あわら市議会定例会議事日程

第 4 日

令和 8 年 6 月 23 日 (火)

午後 1 時 30 分開議

1 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 47 号 令和 8 年度あわら市一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 3 議案第 48 号 令和 8 年度あわら市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 4 議案第 49 号 令和 8 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 5 議案第 50 号 あわら市文化会館条例を廃止する条例の制定について

日程第 6 陳情第 2 号 食料・農業・地域政策の推進に向けた陳情

日程第 7 発議第 1 号 食料・農業・地域政策の推進に向けた意見書

日程第 8 報告第 7 号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)

日程第 9 議案第 52 号 令和 8 年度あわら市一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 10 議案第 53 号 工事請負契約の締結について
(稲荷山配水場更新工事 (土木・建築工事))

日程第 11 議員派遣の件

1 閉議の宣告

1 市長閉会あいさつ

1 議長閉会あいさつ

1 閉会の宣告

出席議員（15名）

1 番	中 嶋 瑞 希	2 番	関 山 耕 人
3 番	中垣内 えり香	4 番	野 沢 裕 希
5 番	家 上 雅 之	6 番	南 良 一
7 番	見 澤 勇 三	8 番	三 上 寛 了
9 番	青 柳 篤 始	10 番	島 田 俊 哉
12 番	堀 田 あけみ	13 番	室 谷 陽一郎
14 番	笹 原 幸 信	15 番	北 島 登
16 番	卯 目 ひろみ		

欠席議員（1名）

11 番 北 浦 博 憲

地方自治法第121条により出席した者

市 長	森 之嗣	副 市 長	前 川 嘉 宏
教 育 長	甲 斐 和 浩	総 務 部 長	渡 邊 清 宏
総 務 部 理 事	浅 田 政 幸	創造戦略部長	山 本 紹 央
市民生活部長	江 川 嘉 康	健康福祉部長	中 道 佐和子
経済産業部長	中 辻 雅 浩	土 木 部 長	大 味 雅 彦
土木部 理 事	山 本 学	教 育 部 長	山 下 綱 章
教 育 理 事	堀 江 紀 幸	会 計 管 理 者	早 見 孝 枝
監査委員事務局長	常 廣 由 美	芦原上水道財産区次長	山 岸 勝 統

事務局職員出席者

事務局 長	東 俊 行	事務局 長補佐	下 村 純 子
主 査	阪 本 徳 哉		

◎開議の宣告

○議長（室谷陽一郎君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 本日の出席議員数は、15名であります。

11番北浦博憲君は、欠席の届け出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午後1時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室谷陽一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番、笹原幸信君、15番、北島登君の両名を指名します。

◎議案第47号から議案第49号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（室谷陽一郎君） 日程第2、議案第47号から日程第4、議案第49号までを会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） これらの議案につきましては、予算決算常任委員会に付託し、審査を願っておりますので、委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田 あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 予算決算常任委員会に付託されました案件の審査の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案第47号令和8年度あわら市一般会計補正予算（第1号）、議案第48号令和8年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第49号令和8年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）について、2つの分科会を設置し、6月15日に総務厚生分科会、16日に産業建設教育分科会を開催しました。各分科会においては、所管事項について慎重に調査いたしました。

これを受け、22日に委員会を開催し、各分科会長から調査の報告を求め、審査を進めた結果、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

まず、議案第47号令和8年度あわら市一般会計補正予算（第1号）について、主な質疑を所管課ごとに申し上げます。

最初に、総務課所管について申し上げます。

地区集会施設整備事業補助金の122万円の増額について、委員からは、今回の補正予算は市補助金の追加だが、県の補助制度はないのかとの質疑があり、理事者からは、県の補助制度もあるが、交付の要件が厳しいことから、要件を満たす場合には、当初予算で計上する形で対応しているとの答弁がありました。

次に、危機管理課所管について申し上げます。

防災行政無線更新事業の実施設計業務委託料の1,200万円の増額について、委員からは、市民から防災行政無線が聞き取りにくいという声を聞くが、今回の更新事業ではその改善策も検討しているのかとの質疑があり、理事者からは、防災情報の提供は防災行政無線だけでなく、防災メールやアプリ、電話による音声確認などの多重化をすすめているが、更新時には音達調査や音響調査を実施し、その結果に基づいて改善も図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、財政課所管について申し上げます。

今回の補正予算の一般財源として、前年度会計からの繰越金1,623万1千円が計上されているが、令和7年度決算における一般会計の実質収支はいくらを見込んでいるのかとの質疑があり、理事者からは、15億円程度の黒字になる見込みであるとの答弁がありました。

次に、市民協働課所管について申し上げます。

ちょうどよい住みかげんあわらし体感プロジェクト事業の172万1千円の増額について、委員からは、単に観光や体感ツアーを楽しんでもらうのではなく、目的である移住や定住につながることを意識して取り組んで欲しいとの意見があり、理事者からは、この事業は昨年度から始め現時点では移住につながった事例はないが、将来的な移住定住につながるようさらに努力していきたいとの答弁がありました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

市立認定こども園の10月からの主食提供事業の143万3千円の増額について、委員からは、主食費として700円を保護者負担金としているが、給食費無償化が進む中で、今後負担軽減を図る考えはないのかとの質疑があり、理事者からは、実際には主食提供に要する経費は一人当たり約1,300円程度になるので、さらなる負担金の減額は難しいと考えているとの答弁がありました。

次に、健康長寿課所管について申し上げます。

補聴器購入支援事業補助金の50万円の増額については、委員からは、障害認定に至らない難聴者の補聴器購入に対して2万円を限度に支援するとのことだが、補聴器の価格帯はどの程度を想定しているのかとの質疑があり、理事者からは補聴器の機能によって価格帯は大きな幅があるが、4万円程度から購入できるものがあるので、購入の後押しになればと考えているとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

ふくいのスマート農業加速化事業補助金5,865万円の増額について、委員からは、補助申請が不採択となった場合の対応はどうなるのかとの問いがあり、理事者からは、補助の採否は県のポイント制による審査で決定されるものであり、不採択となった場合でも翌年度以降に再チャレンジできる仕組みになっているとの答弁がありました。

次に、観光振興課所管について申し上げます。

観光まちづくり推進事業2,748万円の増額について、委員からは、複数の事業を一括して計上しておりスケジュール感が見えにくいため、丁寧な進捗の説明を求

めるとの要望があり、理事者からは、活用する国庫補助金の期限により単年度での完了が求められるため、並行して進める必要がある。昨年度の社会実験の結果を踏まえ、デザイン会議等で機能を精査し、その経過を議会へ報告しながら進めていくとの答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

生成A Iパイロット校事業100万円の計上について、委員からは、具体的な活用方法についての問いがあり、理事者からは、校務利用による教職員の業務改善や、授業での利活用を研究するために手を挙げたものである。交付金は物品購入ではなく、先進地への視察旅費や外部講師への謝礼に充て、ICT指導員による各校への巡回指導等を通じて、子どもたちや教職員にとって最適な活用方法を模索していくとの答弁がありました。

次に、文化学習課所管について申し上げます。

文化会館管理経費 2億7,390万円の増額に関して、建物解体後の土地返還に向けた進捗状況についての問いがありました。理事者からは、昨年度から地権者への説明会を複数回開催しており、地権者全員から売却または賃貸の希望を得ている。現在は不動産会社と一般媒介契約を結び、早期の売却先探しや賃貸借の段取りを整えている。なお、現在土地賃貸契約については、売却先等が見つかり返還が完了するまで継続する、との答弁がありました。これに対し、委員からは、企業誘致等を見据え、舗装部分の土地を傷めないよう配慮して工事を進めるとともに、公費負担を減らすためにも早期の売却先決定に努めることを求める意見が出されました。

次に、スポーツ課所管について申し上げます。

カヌー普及推進事業のうち、北潟湖カヌーポロ競技場観覧席整備事業1,130万円の計上について、委員からは、観覧席と湖の境に柵が設けられないことへの安全対策についての問いがあり、理事者からは、現状の景観や他県の事例を踏まえ、現時点で柵の設置は考えていないが、誤って転落しないよう、工事の際に路面への色付けや目印の設置など、安全確保に向けた手法を検討していくとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

道路一般改良舗装事業250万円の財源更正に関して、委員からは、財源となる過疎債を活用する場所がどこかについての問いがあり、理事者からは、当初予算では地区要望に基づき金津・芦原両地区へ概ね均等に配分していたが、現場の精査を行った結果、緊急性や必要性の高い箇所が芦原地区で増加したため、実態に合わせて予算の組み替えを行ったものであるとの答弁がありました。なお、そのほかの所管課については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第48号 令和8年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）については調査の過程で議論されました主な質疑を申し上げます。

消火栓の設置に係る資本的支出440万円の増額については特段の質疑はありませんでした。

収益的収入２００万円の減額について、委員からは市と財産区の料金体系の整合性についての問いがあり、理事者からは、広域化も視野に入れて財産区と協議していくとの答弁がありました。

最後に、議案第４９号 令和８年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第１号）について申し上げます。

収益的支出２００万円の減額について、委員からは、財産区の今後の考えについての問いがあり、理事者からは給水量が落ち込んでいる現状に加え、人口減少、施設の老朽化、人材不足など、広域化は考えていく必要があるとの認識がある。今後は広域化の中で共同発注や水道台帳の統合等について県、市と協議するべきだが、財産区という独立した法人格を持つ地方公営企業であることから、資産の扱いについても複雑な部分があるため、慎重に協議を進めていきたいとの答弁がありました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（室谷陽一郎君） これより、予算決算常任委員長の報告に対する総括質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、日程第２から日程第４までの討論、採決に入ります。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第４７号、令和８年度あわら市一般会計補正予算（第１号）について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第４７号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたしました。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第４７号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第４８号、令和８年度あわら市水道事業会計補正予算（第１号）について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第４８号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第４８号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（室谷陽一郎君） 次に議案第４９号、令和８年度 芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第１号）について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第４９号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第４９号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議案第５０号から陳情第２号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（室谷陽一郎君） 日程第５、議案第５０号および日程第６、陳情第２号の２件を会議規則第３５条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、産業建設教育常任委員会に付託し、審査願っておりますので、委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） ８番、三上寛了君。

○８番（三上寛了君） 産業建設教育常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る６月１６日に理事者の出席を求め、当委員会に付託されました議案第５０号あわらし文化会館条例を廃止する条例の制定についてを慎重に審査いたしました。

審査の結果、所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第２号食料・農業・地域政策の推進に向けた陳情について審査をいたしました。

審査では、委員全員が陳情の内容は妥当であり、挙手採決の結果、採択すべきものと決しました。

以上、産業建設教育常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果を報告いたします。

○議長（室谷陽一郎君） これより、産業建設教育常任委員長の報告に対する質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、日程第5及び日程第6までの討論、採決に入ります。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第50号、あわら市文化会館条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第50号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（室谷陽一郎君） 陳情第2号、食料・農業・地域政策の推進に向けた陳情について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、陳情第2号を採決します。

この陳情に対する産業建設教育常任委員長の報告は採択であります。

陳情第2号を「採択」とすることに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、陳情第2号は、採択することに決定しました。

○議長（室谷陽一郎君） 日程第7、発議第1号食料・農業・地域政策の推進に向けた意見書を議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 本案に対する、提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 8番、三上寛了君。

○8番（三上寛了君） ご指名がありましたので、発議第1号食料・農業・地域政策の推進に向けた意見書について、趣旨、説明を申し上げます。農業をめぐる情勢は、生産資材価格の高騰および供給不安定の影響がある一方、多くの品目において、価格への転嫁が追いついておらず、また、自然災害も激甚化が頻発化するなど、厳しい状況が続いています。このような中、あわら市においても、食料の安定供給ができるよう、需要に応じた生産体系の維持、担い手の確保に努めるとともに、鳥獣被害の防止、スマート農業技術の活用促進に対する支援などが求められています。つきましては、農業者が将来展望を持って営農を継続できるよう、政府および関係当局に対して、強く要請するものであります。所定の賛成者を得て、提案させていただきましたので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。なお、意見書につきましては、お手元に配布の通りでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（室谷陽一郎君） これより、本案に対する質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（室谷陽一郎君） 発議第1号、食料・農業・地域政策の推進に向けた意見書について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（室谷陽一郎君） 日程第8、報告第7号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました 報告第7号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

報告第7号につきましては、令和8年4月15日に発生した公用車による事故であり、集落内を走行中、方向転換を行うためバックした際に付近の住宅の雨樋と接触し、損傷させました。本件にかかる損害賠償の額を定めることについて、6月15日付で専決処分を行ったものであります。本案につきましては、地方自治法第180条第一項に基づく議会の委任による専決処分でありますので、同条第二項の規定により、ご報告いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 報告第7号は、これをもって終結します。

◎議案第52号の上程・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（室谷陽一郎君） 日程第9、議案第52号、令和8年度あわら市一般会計補正予算(第2号)を、議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第52号、令和8年度あわら市一般会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。議案第52号、令和8年度あわら市一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ4200万円を追加し、予算の総額を204億228万2千円とするものであります。補正の内容といたしましては、歳出では、労働費の労働諸費でシルバー人材センター運営補助金4200万円を計上しております。歳入につきましては、繰入金でふるさとあわらサポート基金繰入金4200万円を計上しております。以上、ご審議いただき妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 本案に対する質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっています議案第52号につきましては、お手元に配布の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

○議長（室谷陽一郎君） ここで議案審査のため、暫時休憩します。

（午後 1 時 5 5 分）

（午後 3 時 0 5 分）

○議長（室谷陽一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 5 2 号の議事を続けます。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第 5 2 号令和 8 年度あわら市一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、予算決算常任委員会に付託し、審査願っておりますので、委員長より、その審査の結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 1 2 番、堀田あけみ君。

○1 2 番（堀田あけみ君） 予算決算常任委員会に付託されました議案の審査の結果を御報告申し上げます。当委員会に託されました議案第 5 2 号令和 8 年度あわら市一般会計補正予算（第 2 号）について、本日、本委員会を開催し、審査を行った結果、賛成全員で原案の通り可決すべきものと決しました。

審査の過程であった主な質疑を申し上げます。シルバー人材センター移転事業について委員からは売り手側の希望金額より、大幅に減額になった理由と、市が購入してシルバー人材センターに貸与できないのか、との質疑がありました。

これに対し、理事者からは、売却先が公的機関であることから減額につながったとの答弁がありました。また、市が購入することも検討したが、市の公共施設再配置計画の観点と、シルバー人材センターによる購入意思があったためとの答弁がありました。

また、他の委員からは、シルバー人材センターの財政状況と、今後の事業計画について質疑がありました。これに対し、理事者からは、光熱水費等の維持管理費、および借地料の支払いについては、シルバー人材センターが支払う意向であるとの答弁がありました。

なお、事業計画については、これから確認していくとの答弁がありました。次に、他の委員からは、シルバー人材センターが所有することによって生じる固定資産税と借地料が、シルバー人材センターの負担になるのではないかと質疑があり、理事者からは、固定資産税と借地料も、国庫補助の対象となり、市の補助と合わせて全額補助するとの答弁がありました。以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（室谷陽一郎君） これより、委員長報告に対する質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第 5 2 号令和 8 年度あわら市一般会計補正予算（第 2 号）

について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第５２号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第５２号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議案第５３号の上程・提案理由説明・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（室谷陽一郎君） 日程第１０、議案第５３号工事請負契約の締結について（稲荷山配水場更新工事（土木・建築工事））を議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第５３号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。議案第５３号につきましては、稲荷山配水場更新工事土木建築工事について、５月２８日に条件付き一般競争入札を執行いたしました。その結果、株式会社フソウ名古屋支店、土田土建株式会社稲荷山配水場更新工事・土木建築工事・特定建設工事共同企業体が落札し、同社と６月４日に仮契約を締結したところであります。

つきましては、落札事業者と本契約を締結いたしました地方自治法第９６条第１項第５号および、あわら市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議をいただき、妥当なる御決議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 本案に対する質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっています議案第５３号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

- 議長（室谷陽一郎君） これより討論、採決に入ります。
- 議長（室谷陽一郎君） 議案第５３号工事請負契約の締結について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。
- 議長（室谷陽一郎君） これより、議案第５３号を採決します。
- 議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

- 議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。
- 議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第５３号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議員派遣の件

- 議長（室谷陽一郎君） 日程第１１、議員派遣の件を議題とします。
- お諮りします。

本件につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。
- よって、資料のとおり派遣することに決定しました。
- なお、諸般の事情により派遣事項に変更が生じた場合は、議長に一任を願います。

◎閉議の宣告

- 議長（室谷陽一郎君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。
- これにて、会議を閉じます。

◎市長閉会挨拶

- 議長（室谷陽一郎君） 閉会に当たり、市長より発言の申出がありますので、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。
- 市長（森 之嗣君） 閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本定例会におきましては、６月１日の開会以来、２３日間にわたり、提案いたしました議案につきまして、慎重なる御審議をいただき、妥当なる御決議を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。さて、会期中には第３９回芦原北潟湖畔花菖蒲祭りが開催されまして、色鮮やかな花菖蒲が咲き誇る中、県内外から多くの方が来場されました。

会場では、ステージイベントをはじめ、スイカやメロンなどの地元名産品の販売やカヌー体験などが行われ、初夏のあわらを満喫いただけたものと存じます。実行委員会、および関係者の皆様のご尽力に、心より感謝を申し上げます。

また、6月1日には、株式会社ファイネスと包括連携協定を締結し、健康づくりの推進や生活習慣病予防、感染症対策、認知症対策などの分野で連携を深めていくことといたしました。災害時における医薬品の確保など、防災体制の強化にもつながっていくものであり、市民の皆様の安全、安心を支える取り組みとして、大変意義深いものと受け止めております。

今後も、民間の専門的な知見やネットワークを生かしながら、市民サービスの向上と地域課題の解決に着実に取り組んで参ります。結びに、天気に移り変わりが激しい日が続きますが、議員各位におかれましては、健康管理に十分ご留意いただき、ご健勝にてご活躍されますことをお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長閉会挨拶

○議長（室谷陽一郎君） 第132回あわら市議会6月定例会を閉会するにあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。補正予算等の審議にあたり、活発で真剣な議論が行われてまいりました。議長として議論する議会、開かれた議会をテーマに議会運営に努めてまいりましたが、今定例会におきましても、まだまだ未熟ながらも、皆様とともに、少しずつではありますが、進めることができたものと、受け止めております。

閉会中におきましても、各常任委員会ならびに、特別委員会においては、それぞれの所管事項に基づき、調査研究や現地視察など、積極的な閉会中活動を継続され、市民の負託にお応えできる、信頼される議会となることを、また、私も含めて、議員各自が議員の資質向上のために精進していただくことを願い、期待しております。

最後に、執行部におかれましては、今定例会を通じ、議会運営にご協力を賜りましたこと、改めて感謝申し上げます。また、地域と市民のために、理事者、議会がそれぞれの立場でご尽力いただきますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（室谷陽一郎君） これをもちまして、第132回あわら市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後3時17分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和8年 月 日

議 長

署名議員

署名議員